

令和2年6月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	3
5、経過	
分科会	
警務部長予算議案及び報告議案説明	4
予算議案及び報告議案に対する質疑	5
予算議案及び報告議案に対する討論	12
委員会	
警務部長総括説明	12
議案に対する質疑	14
議案に対する討論	17
法定報告・計画案件に対する質問	17
分科会	
会計管理者報告議案説明	20
監査事務局長報告議案説明	20
人事委員会事務局長報告議案説明	20
労働委員会事務局長報告議案説明	21
議会事務局長報告議案説明	21
報告議案に対する質疑	21
報告議案に対する討論	23
委員会	
会計管理者所管事項説明	23
監査事務局長所管事項説明	23
人事委員会事務局長所管事項説明	24
労働委員会事務局長所管事項説明	24
分科会	
危機管理監予算議案及び報告議案説明	25
危機管理課長補足説明	26
予算議案及び報告議案に対する質疑	27
予算議案及び報告議案に対する討論	33
委員会	
危機管理監所管事項説明	33
陳情審査	35

計画案件に対する質問	35
(第2日目)	
1、開催日時・場所	36
2、出席者	36
3、経過	
分科会	
企画部長予算議案及び報告議案説明	36
予算議案及び報告議案に対する質疑	38
予算議案及び報告議案に対する討論	41
委員会	
企画部長所管事項説明	41
政策企画課企画監補足説明	42
I R 推進課長補足説明	45
陳情審査	46
法定報告・計画案件に対する質問	47
分科会	
地域振興部長予算議案及び報告議案説明	58
地域づくり推進課長補足説明	59
交通政策課長補足説明	61
予算議案及び報告議案に対する質疑	61
予算議案及び報告議案に対する討論	71
委員会	
地域振興部長所管事項説明	71
地域づくり推進課長補足説明	75
陳情審査	76
法定報告・計画案件に対する質問	77
(第3日目)	
1、開催日時・場所	78
2、出席者	78
3、経過	
分科会	
総務部長予算議案及び報告議案説明	79
予算議案及び報告議案に対する質疑	80
予算議案及び報告議案に対する討論	95
委員会	
総務部長総括説明	95
人事課長補足説明	97
議案に対する質疑	98
議案に対する討論	101
陳情審査	101
法定報告・計画案件に対する質問	102
意見書審査	102

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月12日

自 午前11時00分
至 午前11時13分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員 長	山口 経正 君
副委員 長	北村 貴寿 君
委員	小林 克敏 君
”	山口 初實 君
”	前田 哲也 君
”	中島 浩介 君
”	山本 啓介 君
”	大久保潔重 君
”	吉村 洋 君
”	麻生 隆 君
”	堤 典子 君
”	浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時00分 開会

【山口(経)委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、小林委員、山本(啓)委員

のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和2年6月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時13分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時13分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年 6月25日

自 午前10時 0分
至 午後 2時58分
於 委員会室 1

地 域 部 長 佐々 靖弘 君
刑 事 部 長 池田 秀明 君
交 通 部 長 森崎 辰則 君
交 通 規 制 課 長 澤村 彰 君
運 転 免 許 管 理 課 長 野口 博文 君
警 備 部 長 豊永 孝文 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君
副委員長(副会長) 北村 貴寿 君
委 員 小林 克敏 君
" 山口 初實 君
" 前田 哲也 君
" 中島 浩介 君
" 山本 啓介 君
" 大久保潔重 君
" 吉村 洋 君
" 麻生 隆 君
" 堤 典子 君
" 浦川 基継 君

会 計 管 理 者 吉野ゆき子 君
会 計 課 長 櫻井 毅 君
物 品 管 理 室 長 岩村 政子 君

監 査 事 務 局 長 下田 芳之 君
監 査 課 長 福田 修二 君

人 事 委 員 会 事 務 局 長 大崎 義郎 君
職 員 課 長 田中 京 君

労 働 委 員 会 事 務 局 長 (併 任) 大崎 義郎 君
調 整 審 査 課 長 宮本 智美 君

3、欠席委員の氏名

な し

議 会 事 務 局 長 松尾 誠司 君
次 長 兼 総 務 課 長 柴田 昌造 君
議 事 課 長 川原 孝行 君
政 務 調 査 課 長 太田 勝也 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

危 機 管 理 監 荒木 秀 君
危 機 管 理 課 長 近藤 和彦 君
消 防 保 安 室 長 宮崎 良一 君

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長 菅谷 大岳 君
首 席 監 察 官 北村 秀明 君
首 席 参 事 官 兼 警 務 課 長 山口 善之 君
総 務 課 長 川本 浩二 君
会 計 課 長 平戸 雄一 君
監 察 課 長 川口 利也 君
生 活 安 全 部 長 福山 康博 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第96号議案

令和2年度長崎県一般会計予算（第4号）（関係分）

第108号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）

（関係分）

報告第3号

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）（関係分）

報告第11号

令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

報告第15号

令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

報告第19号

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）

（関係分）

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

第100号議案

一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第101号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

第102号議案

長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

第103号議案

長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

報告第20号

長崎県税条例の一部を改正する条例

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・再度、日本にも病院船の保有を求める意見書を国に提出する事についての陳情
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望
- ・基礎的財政収支黒字化目標を撤廃するよう国に意見書を提出するよう求める陳情
- ・インフレ率2%を達成するまで消費税を凍結するよう国に意見書を提出するよう求める陳情
- ・新型コロナウイルス感染症への水際対策に関する要望
- ・安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情
- ・要望書
- ・令和3年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・陳情書（長崎港ターミナルビル）
- ・カジノを含めたIR（統合型リゾート）誘致の中止を求める陳情書
- ・長崎県民歌「南の風」を電話の留守音で対応することを要望
- ・自衛隊の自然災害に対する災害対応能力の向上を求める意見書を国に提出する事を求める陳情書
- ・令和3年度 国政・県政に対する要望書
- ・要望書（壱岐市湯本地区活性化計画について）
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【山口(経)委員長】 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第100号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」ほか4件であります。

そのほか、陳情16件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、開会日の委員会で議案外の審査に関し説明いたしましたとおり、法定上、議会へ報告される案件や、計画案件については、議題を限定して審査することといたします。

その際、質問時間は従来どおり、各委員の発言機会に不均衡が生じないように、答弁を含めて20分程度を目安とし、各委員の質問が一巡した後、審査時間が残っている場合には、再度の質問ができることとして進めたいと考えております。

また、委員会日程は3日間と決定していることから、委員会運営について、委員皆様のご協

力をお願いいたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けることといたします。

【菅谷警務部長】警察本部警務部長の菅谷でございます。

本日出席しております警察本部の幹部職員の中で、本年3月23日付けの人事異動で着任した幹部職員をご紹介します。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【山口(経)委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び、予算にかかる報告議案を議題といたします。

警務部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【菅谷警務部長】 それでは、警察本部関係の議案についてご説明申し上げます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）』」のうち関係部分であります。

はじめに、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

警察本部所管の補正予算額は、歳入予算73万6,000円の増、歳出予算2,912万4,000円の増であります。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に必要な活動用資機材、消耗品の整備経費であります。

次に、報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）』」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

これは、さきの2月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただきました令和元年度予算の補正を3月31日付けで専決処分させていただいたものでありまして、その概要をご報告いたします。

補正予算額は、歳入予算9,643万8,000円の減、歳出予算3億6,985万7,000円の減であります。

歳入予算の主な内容についてご説明申し上げます。

使用料及び手数料につきまして、自動車保管場所申請交付手数料等6,729万2,000円の減、国庫支出金につきまして、警察管理費補助金1,873万4,000円の増であり、その他は記載のとおりであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

一般管理費につきまして、庁費その他一般経費7,421万3,000円の減であり、その他は記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、予算及び、報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山口(初)委員】 3ページの中の運転免許費について、減額が示されているわけですが、実は、運転免許の更新につきましては、それぞれコロナウイルスの関係で一時停止がされていたという状況にありまして、今、それが解除されていると思っています。そういう状況の中で、その停止をされた方が一気に免許更新が今、行われているのではないかと思うんですが、長崎県は、おかげさまでコロナウイルス、17件で収まった状況にありますけれども、いつ、どういう状況でこれがまた拡散するか、感染するかというおそれもあるわけでありまして、特に、運転免許の更新ということになりますと、それぞれいろいろな方々が集中する状況が予測されます。実質そうなっていると思いますが、それぞれに対策を打たれていると理解はいたしておりますけれども、特に、マスクの着用とか、基本的な部分はそうなんですが、免許更新をする立場から言うと、そういう更新においでになった皆さんのいわゆる体調のチェックといいますか、そのことも極めて重要になってくると思いますけれども、それに伴う設備といいますか、機器、そういうものがきちっと整備をされているというふうには理解しておりますけれども、体温計とかいうものも含めての準備状況、県民の皆さんに安心して免許更新をしていただける状況をつくっていくということは極めて大事だと思っておりますので、そのことについてご説明を頂ければと思っています。

【野口運転免許管理課長】不特定多数の方が来場いたします運転免許試験場、長崎運転免許センターにおきましては、委員ご指摘にございました来場者に対するマスクの着用、あるいはソーシャルディスタンスの確保のための呼びかけ、入場口手指消毒液の設置、加えて勤務員のマスクの着用の徹底、これらに加え、3密を防止する対策、感染予防対策を実施しているところでございます。

試験場等の施設におきましては、風邪症状あるいは高熱等があるというような申出がございました場合におきまして、既存の体温計とか、一部整備をしております非接触型の体温計を使用して測定することとしております。

しかしながら、今後予想されます感染拡大というところに対応するためには、現場にマッチしました有効な必要な物品購入も必要かと思えます。費用対効果、運用の体制、こういうところを検討しながら、効果的かつ効率的な対策を推進してまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】適切に対処していただいていると理解いたします。

そういうことで、コロナの関係で免許更新を停止されていた皆さんの状況、何%程度回復しているのか、期間の関係もございませうけれども、そのことについてご報告いただければと思えます。

【森崎交通部長】何%ぐらい回復されているのかということですが、正確な数字というのは把握しておりませうけれども、委員ご指摘のとおり、4月24日から運転免許更新の一時停止を行いました。当時、緊急事態宣言が長崎を含めて全国に発令中でございましたので、この宣言が解除になりました後の5月20日から再開しております。当初、我々も多くの方が来られるだろ

うということを見込んで、入場制限などを行い、今、担当課長が申しましたような予防措置を取っております。また、本部からも多数の応援をやって、会場が混雑しないように、3密を防止するように努めているところでございます。

再開してからは、通常を更新よりやや多いような状況でございますし、それと更新時期を3か月間延長する措置が、国においてそういう通達が出されましたので、その周知も図りながら、できるだけ平準化するように広報、各種メディアを使って、混雑を避けるような方法を行っております。

今後とも、第2波、第3波がいつ来るか分かりませんので、油断することなく、現場警察施設から、免許更新の場から感染者が出ないように、鋭意努力してまいりたいと考えております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】今の関連でもないのですが、これは令和元年度の最終補正専決ですから3月31日までですね。それで、コロナの影響も多少あったかと思えますが、令和2年の方がもっとあるんじゃないだろうかと思うわけですが、この中で、自動車保管場所申請交付手数料の6,730万円というもの、それから庁費その他一般経費、光熱費及び一般事務に要する経費で4,800万円の減というようなところが見受けられるんです。そういう意味で、こら辺がどういう状況でこのように減額になったのか。それから、敷地売払収入も最終的に1,700万円減額処分もしてあるわけですがけれども、こら辺の理由についてご説明を頂ければと思えます。

【平戸会計課長】3点ほど出たかと思えます。

まず、自動車保管場所申請交付手数料の減でございますが、これはいわゆる車庫証明でござ

いますが、車庫証明は以前から警察の方でやっておりました。この車庫証明の収入に関しましては、以前は、証紙の収入として計上されておりました。これは県の出納局が警察本部の分も含めて一括して計上されていて、警察の予算の中には入って来ておりませんでした。この申請交付の手続が平成30年から、OSSと申しまして、オンラインでも手続ができるようになりました。このオンラインで手続をする分だけを、そこで入ってくる手数料だけを警察の収入として整理しようということになりました。ですので、平成31年度の予算では、初めて計上したものでございます。当初、前年度の実績等々も踏まえて、大体これぐらいがオンラインでの申請に移っていくであろうというふうなことを計上していたところ、それに利用が満たなかったということで、収入の減ということになっております。

2つ目の一般庁費の件でございます。一般庁費の光熱水料が4,800万円ほど減になっております。この大きなものは、警察本部の庁舎の電気料が下がったということがございます。もともと電気料は、地元の某電気会社の使用申込みを行って、そこにお金を払っていたわけですが、昨年度から、一般競争入札ができる環境が整いまして、一般競争入札で契約を行っております。そこで若干金額が下がりました、その分の執行残ということでございます。

それから、敷地売払収入のことでございます。敷地売払収入は、予算上は、公舎の跡地を3か所売り払おうということで計画をしておりました。これが実際は2か所しか売却できなかったということがございます。あとの1か所は、今年度も継続して売却の手続に向けて努力をしていくということでございます。

【吉村委員】 ありがとうございます。

まず、1点目の自動車保管場所申請交付手数料ですが、平成30年よりオンラインで交付が可能になって、それをここに載せるようになったというような説明のように聞き取れたのですが、よく分からないので、後で個人的に説明をしてください。

それから、電気料が下がったというのは、新しい庁舎になって、ある程度、そういう節電の効果も出ているのかなと思ったのですが、そうではなくて、入札をすることによって、このように節減できたということですか。庁舎自体の節電能力、そういうことでの電灯料の減少ということと、どちらの方が大きいですか。入札の中身をもうちょっと詳しく教えていただければありがたいです。

【平戸会計課長】 ただいま手元に数字を持ち合わせていないんですけれども、入札で契約差金が出たということで、約2,500万円程度の減になっております。委員おっしゃる節電の努力という話であろうかと思いますが、これは県の財政の方からも、いろんな経費を節減しようと、我々も県の1部局でございますので、通常経費につきましては、節約あるいは経費節減の努力を続けているところでございまして、理由としては両方であろうかと考えております。

【吉村委員】 そこら辺、節電の努力も要りましょうし、それから庁舎自体が新しくなったので、例えば、蛍光灯を全部LEDでやったんだと、そういうことでこれぐらいの効果があるんだとか、そこら辺の計算もやってみていただければと思います。

あと、これは燃料とかの関係になりますけれども、先般から、長崎県石油商業組合の組合員のところで給油をするということになっている

のですが、当然、入札の時と同じように、その価格の調査はしながら、適正な価格で給油をしていくということになっているわけですが、そういうところで、以前と比べて燃料の価格の動きというのはどのようになっているのか、お知らせいただけますか。

【平戸会計課長】委員のご質問は、自動車の燃料でありますとか、船、ヘリコプターの燃料費でございます。細かい数字は今、持ち合わせておりませんが、昨年度は、燃料費がかなり低かったということもありまして、その残が出ております。委員がおっしゃる石油商業組合との契約の関係でも、市場価格をチェックしながら価格を上げ下げする契約変更を行いつつ、適正にやっているところでございます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】議案の新型コロナウイルス感染症対策に必要な活動用資機材ということで2,912万4,000円という予算が補正で出ております。この必要な活動用資機材というのが消耗品の整備経費を入れて2,912万円ということになっていますが、その主な内容は、どういう内容になっているのか、まずお尋ねをします。

【平戸会計課長】国の第2次補正予算を受けましてコロナウイルス感染症の対策といたしまして、警察職員の感染防止に必要な資機材、消耗品を整備する予算でございます。

どういふものを整備するのかということにつきまして、4点ほどご説明をいたします。

1つは、パルスオキシメーターを購入したいと思っております。これは血液中の酸素飽和度を測る保健機器でございます。指に挟むだけで呼吸器不全の兆候を見ることができるといふ機械でございます。これを留置施設に配備いた

しまして、体調不良者を早期に把握して感染症の拡大防止を図っていこう、こういうものでございます。

2つ目は、アルコール感知器を購入したいと考えております。飲酒取締りの場面で運転手に吐く息を吹きかけさせるだけでお酒の臭いを感知できるという機器でございます。これまで、運転手の方の同意を得て吐く息を警察官が直接臭いを嗅いでいたというようなこともありまして、そういうリスク削減でございます。

3つ目が、防護服を購入したいと思っております。警察では様々な現場活動がございますけれども、検視の業務をはじめ、感染の疑いが濃厚な現場で活用したいと考えております。

それから4つ目は、遺体収納袋を購入したいと考えております。密閉性に優れた品物を購入したいと考えております。

このほか、マスクでありますとか、ゴム手袋、消毒剤、こういうものも必要数、整備をしたいと考えております。総額で2,900万円余の予算でございます。

【小林委員】大体分かりましたが、これから特に県警の皆様方にいろいろと担っていただかなければならないところの県内のいわゆる夜の街の感染対策、この辺のところ、東京都とか、そういう夜の街で感染者が相変わらず増加の一途をたどっていると、こういう報道に接しているわけでありまして。

そういう点を考えてまいりますと、例えば、県内においても、接客を伴う飲食業の休業要請が全面に解除されてということ、あるいは緊急事態宣言が解除されて、かなりオープンになってきていると。それなりに3密の密を排するという対策は取っていただいているものの、一般的に言うならば、例えば、酒を飲み過ぎて酔っ

ばらいと言われる方々の寝込みとか、あるいは飲酒がゆえの喧嘩、そんなようなことが頻繁に起こるわけでありまして。そうした場合には、やっぱり警察の皆さん方のお力をお借りしなければなりません。

これまでコロナ対策とかそんなものが必要ない時には、直ちに接触をして、それなりの対策ができたわけでありましてけれども、その対象となる人が県内の人か、県外から来た人なのかとか、あるいはこういう感染の疑いがあるかないかとか、そんなようなことも考えてまいりますと、これまでと違う、そういう体を触るとか、やっぱり接触にも限界があると思うわけです。

そうなってまいりますと、それだけの予防というものを当事者の皆様方にはしっかりやっていただかなければ、警察の方々が感染したとかというようなことは、まさに警察力の低下につながる、これは絶対あってはならないと、こう考えるわけでありまして。そういう点から考えてまいりますと、やっぱりそれだけの機材等の整備というのは非常に重要になってくると思うんです。

今言われましたけれども、特に、夜の場合とか、あるいは日常生活の中に交番の重要性があると思うんです。交番のいわゆるコロナ感染対策については、どのような行動をされているのかと。例えば、今の機材の中に、必要な防護服、あるいは飛沫を避ける場所のビニールシートとか、特に手袋、これは非常に重要なものになってくると思うんです、直接触ったらいかんわけだから。こういうものの購入については、今回、この予算の中に十分取っていただいているかどうか、その点はいかがですか。

【平戸会計課長】防護服あるいはビニールシート、手袋等の予算に関してでございます。

まず、防護服や手袋に関しましては、今回の

計上予算にも入れております。当初予算で確保しています既定の予算の中で必要数を購入し、一定備蓄もしているところでございます。

それから、各警察署あるいは交番等の窓口に設置していますビニールシートにつきましても、既定の予算の中で必要数を購入し、工夫して感染防止拡大を図っているということでございます。

【小林委員】この防護服というのは、どういう場合に必要になってくるのか。交番等に誰が入ってくるか分からん。特に、夜の街なんかの交番と、また静かな住宅街であろうとも、やっぱり交番というのは24時間体制でやっていただいているわけです。そうしますと、今言うように、そういうところに誰が入ってくるか分からないと。マスクを着用して来いとか、検温をして、大丈夫だといって相談にあずかるとか、こんなようなことを本来ならば、今の対策上からすればやらなければいけないけれども、しかし、防犯とか、あるいは迅速を伴う場合においては、そんなことは言っておれないという対策はあると思うんです。

防護服というのは大体どれくらいを用意するのか、防護服というものが各交番等々において、あるいは警察署管内において、どのような時にこれが必要になってくるのか、その辺のことについてお尋ねしたい。

【平戸会計課長】まず、防護服の数についてでございます。今回予算計上している防護服の数は1,602着程度、使用数を勘案して計上しております。これがまず、予算の計上としてございます。それから、これまで既定の予算の中で購入して備蓄していたものも6,500着ほどございます。8,000着を超える防護服を準備しているところでございます。

それから、防護服の使用の現状としましてお答えをしたいと思います。検視の現場でありますとか、あるいは留置場の中で熱がある留置人が出た、そういう感染の疑いがあるという現場に主に着用しているということを確認しております。

【小林委員】 防護服は1,600着というような形で、それなりに対策を講じていただいていると思いますけれども、とにかく私が先ほどからも指摘をしているように、捜査とか現場というのは、特に、警察官の現場の方々は、いわゆる感染リスクが必要以上に高いのではないかと、こういうような受け止め方をいたしております。したがって、今回の2,900万円ぐらいで、果たしてこれでいいものかどうかと、そんな感じが率直に言っているわけです。

何度も言うように、これは警務部長、警察の皆様方がもし感染をされた時に、どういう対応を警察としては考えておられるのか。当然のことながら、感染されますと、一般的には隔離をしなければならないと。それが警察力の低下につながってはとんでもないことだと、こう思っているわけです。人間ですから、これは誰しも、どんなに強い人でも、感染というものについて、現実には、こんな人が感染したのかというような、スポーツ選手とか、びっくりするような状況が起きているわけです。そういたしますと、感染をされた場合に、警察官といえども隔離しなければならないと、こんなようなことになってくるのではないかと思うわけです。

もう一度言いますが、やっぱり感染リスクは高いわけです。一つにおいては感染対策をしながら、事件を解決しなければならないとか、あるいは今言うところの実際の対策を講じていかなければいけないと。そういうようなこ

とで相手の容疑者なり、それなりの人と自ら触れ合わなければいけない、密接な触れ合いというのが一方に出てくると。だから、感染対策と事件のいわゆる解決、そういう問題とは非常にジレンマ的な感じがするわけです。

そういう点から考えてまいりましても、私は、十二分な対策を行うために、この際、予算はしっかり確保していただかなければいけないと思っております。私は、これだけのコロナの感染対策を強化するいろんな資機材を調達するという中において、この4つだけで本当にいいのかどうか、これは若干物足りないような感じもするわけけれども、ただ内容がよく分からないから、外部からだけ見ている言っていますけれども、こういう内容で十分捜査と、事件の解決、また現場におけるところのいろんな対応、そしてコロナ対策、こういうようなものがうまく流れていくと考えておられるのか、その辺についても最後にお尋ねをしておきたいと思えます。

【菅谷警務部長】 委員のご指摘がございました警察官の感染防止措置と警察の本来業務の両立ということでございます。

まず、感染防止措置につきましては、平素言われているとおり、個人においては、マスクを着用したり、手指の消毒をしたり、3密を避けるといったところからまず始めていただいております。また、勤務体制についても、なるべく職員間の接触率を低減するようにということで、いわゆるサテライトオフィスという形で、平素行っていた業務の執務室を少し分けて職員を分散化する、あるいはテレワークを導入したり、あとは時差出勤させるとか、様々な取組をしております。また、警察署におきましては、いわゆる6部制ということで交替制勤務という

形で導入してやっているところもございまして、極力、感染リスクを低減するための措置というものを今、実施しているところでございます。

加えまして、今回要求させていただきました資機材、消耗品につきまして十分かというご指摘がございましたけれども、基本的な考え方としましては、消耗品等々につきましては、2月から5月までの間、消費してまいりました、例えばタイベックスーツの数量とかを勘案しまして、向こう6か月措置できるだけの十分なものは措置いただいていると思っておりますけれども、また必要があれば、今後ともいろいろと検討して、ご審議いただきたいと思っております。

最後に、捜査活動との両立ということでございますけれども、いざ現場が発生した場合に、対象者の方が感染しているのか否か、あるいはその疑いがあるのかどうかというのは、なかなか瞬時には分からないというところはあるかと思いますが、できるだけ状況を把握した上で、必要な資機材を活用して予防措置に努めるということを進めてまいりたいと思っております。

同時に、もし仮に、対応した後に警察活動の対象者、被疑者であったり、先ほどおっしゃった酔っ払いの保護の対象者、そういった方が実は罹患しているおそれが高いということが事後的に判明した場合には、これまでもそうだったんですけれども、一定期間、概ね14日を目安にしておりますけれども、警察官については休暇を取っていただいて、また対応した警察官だけではなくて、その周辺にいる警察官についても、一定期間、経過観察をするという形で、感染が極力組織的に拡大しないようにというところは措置しております、ご指摘のとおり、警察力が低減することのないようにということで努めているところでございます。

【小林委員】警務部長に全く質問通告もしていない状況の中でいきなりお尋ねをしているんですけれども、今のご答弁を聞いておりまして大変よく分かります。

加えてもう一つ、捜査の流れの中でコロナ対策の一環として、例えば、容疑者が県外にいるとか、あるいは県内の容疑者と、そういうようなことがあると思うんです。例えば東京とか、まだ感染が全然止まない今の実情の中で、そういうところに容疑者がいるんだと。そうすると、警察本部の捜査員が上京しなければいけないとか、まさにコロナ禍の中に、渦の中に入っていかなければいけないと、こういうことかあると思います。容疑者が県外である場合、あるいは捜査員が県外のコロナ禍の中に入り込んで捜査をしなきゃいかんと、こういうようなケースがあると思うんです。そういった場合における資機材とか、例えば、当然検温とか、そこから始まっていくんだと思うけれども、そういう点についてはどういう対策を講じていらっしゃるでしょうか。

【菅谷警務部長】ただいまのご指摘についても、また繰り返しになってしまうんですけれども、必要な捜査について、コロナ禍であるということだけをもって躊躇するということがあってはいけないと思っておりますので、たとえ県外、そこが感染が拡大している地域であったとしても、必要な限りは捜査をするということになるかと思えます。

ただ、県外に出張した捜査員については、感染のおそれがあるという状況があれば、先ほど申し上げたとおり、一定期間、経過観察をするということはこれまでもやってまいっておりますし、必要に応じては、今までやっていた執務室とは違うところで、ほかの捜査員と接触しな

いような形で捜査を継続してもらおうといった措置も行っているところをごさいますて、いろいろな兼ね合いの中で、できる限り捜査にも支障がないように、また警察官の感染リスクが高まらないように、組織内での感染拡大がないようにということで配慮してやっていきたいと考えております。

【小林委員】先ほど言ったように、今、県外に出張してまで捜査を熱心にやっていただいている現職の警察官の方と同時に、県外の容疑者、あるいは感染が疑わしいとか、熱を出したり、せき込んでみたりとかというような若干症状等々があるのではないかとかいう疑わしい人については、どういう対策を講じているかと、これも非常に重要なことではないかと思えます。コロナ禍の中におけるところの、これは今まで考えられないようなことなただけけれども、容疑者といえどもやっぱり対策を講じなければならないだろうと、こう思うわけです。その辺についての状態はいかがですか。

【菅谷警務部長】容疑者についての対応でございますけれども、これについては、実は現に3件、これまでにコロナ感染の疑いのある被留置人が出ておりまして、その際には、まず、その容疑者については保健所と連絡を取って検査をしていただくと。幸いにして、全て陰性ではございましたけれども、留置場内でも隔離措置を取って、かつ留置担当官についてもタイベックスーツを着て対応するというようなことでやってきておりまして、一定程度、経験値は積んでいるところがございますので、今後とも、そのような容疑者との接触がある場合には、これまでどおりの対策をしっかりとやって感染防止に努めてまいりたいと思っております。

【小林委員】ありがとうございました。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。次に討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第108号議案のうち関係部分、報告第3号のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。よって、予算及び、予算にかかる報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明を求めます。

【菅谷警務部長】警察本部関係の議案についてご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件であります。

それでは、ご説明を申し上げます。横長の総務委員会説明資料、警察本部の1ページ目をご覧ください。

第100号議案は、「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の関係部分についてでございます。

この条例は、警察職員が、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある警察業務に従事した場合において、その困難性、危険性等を考慮し手当を支給することができるよう特殊勤務手当を措置しようとするものであります。

同じく資料の2ページ目及び3ページ目をご覧ください。

これは、損害賠償事案1件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました6件の合計109万5,786円を支払うため、5月28日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

損害賠償事案につきましては、長崎県公安委員会設置にかかる歩行者用道路の交通規制標識の柱が腐食して倒壊し、道路横の駐車場に駐車していた普通自動車に接触し、損壊させた事案となります。

この損害賠償金22万円は、全額保険から支払われることになっております。

標識などの交通安全施設につきましては、警察本部と各警察署が連携し、老朽化したものの把握に努め、倒壊の危険性がある場合は緊急的な工事を実施するなど対応しているところであります。本事案の発生を受け、各警察署に対しては、交通安全施設の点検の強化を改めて指示するとともに、腐食標識を発見するための点検ポイントを記載した教養資料を配布するなど、再発防止に努めているところでございます。

また、公用車による交通事故につきましては、春の異動により不慣れな車両を運転することになった職員に対する運転技術向上を目的とした訓練のほか、各所属に指定している安全運転指導員による若手職員に対する同乗指導を実施するなど、再発防止に取り組んでおり、一定の改善が見られつつあるところでございます。

今後引き続き、交通事故を始めとする損害

賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底し、公用車事故の絶無を期してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

このほか、犯罪の一般概況について、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り状況について、交通事故の発生状況について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてにつきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料記載のとおりであります。

最後に、新たな総合計画の策定について、ご説明申し上げます。

昨年度から策定を進めている新たな総合計画につきましては、現総合計画の進捗や課題を踏まえつつ、概ね10年先の本県の将来像を見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の警察運営の考え方を県民の皆様にはわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、警察本部は、主に「安全安心で快適な地域を創る」戦略に関連しており、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進の施策において4つの事業群を掲げております。

資料の93ページをご覧ください。

まず、事業群1「安全・安心を実感できる社会づくりの推進」につきましてはですが、県民や観光客が安心を実感できる地域社会を実現するため、県民、事業者、行政等が協働して自主防犯意識の高揚と、自主防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの効果的活用などにより、

犯罪の被害に遭いにくい環境の整備、犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。

事業群2「交通安全対策の推進」につきましては、交通事故の起こりにくい安全で住みやすい地域を実現するため、市町をはじめ関係機関・団体等と緊密に連携しながら、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備、運転免許行政の推進等の総合的な交通安全対策を推進します。

事業群4の「組織犯罪対策の推進」につきましては、安全で平穏な県民生活を確保するため、暴力団等による犯罪、薬物銃器に関する犯罪、来日外国人組織による犯罪の実態解明に努め、犯罪の未然防止及び発生事件の徹底検挙に取り組みます。

事業群5「サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進」につきましては、高度なサイバー捜査能力を必要とする不正アクセス禁止法違反事件やインターネットバンキング利用に係る不正送金事案の増加など、深刻化するサイバー空間の脅威に対処するために、新たに事業群として掲げたものであります。この事業群5につきましては、高度な情報通信技術を有する産業界、学術機関と連携した人材育成、情報共有などによりサイバー犯罪への対処能力の強化を図るとともに、サイバーセキュリティーボランティア活動などを活用した情報発信活動の推進により、社会全体のサイバーセキュリティー意識の高揚に努めます。

なお、現行計画の事業群5「国際テロ対策等の推進」につきましては、事業群1「安全・安心を実感できる社会づくりの推進」の1項目として整理し、引き続き推進していくこととしております。

今後、県民の皆様や県議会のご意見を踏まえ

ながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】警察職員の特殊勤務手当の条例の内容であります。条例は人事課と共同の提出ということになっておりますけれども、このところの特殊勤務手当が、新型コロナウイルス感染症に係る警察業務であって、人事委員会が認める警察業務に従事した時に、作業1日につき4,000円を超えない範囲で、人事委員会規則で定める額を支給すると、こういうふうになっておりますけれども、この4,000円を超えない額というのは非常に分かりにくいわけですよ。4,000円を超えない範囲ということは、つまり4,000円まではいいけれども、それを超えてはならないと。どんな場合が4,000円で、どんな場合が4,000円を下回るのかとか、こういう一つの内容というのは、何か基準というか、そういう規定とかというのがこの特殊勤務手当には具備されているのかどうか、それはいかがですか。

【山口主席参事官兼警務課長】ただいまの質問については、この手当は、まず導入されたいきさつについて簡単にご説明しますと、今般、新型コロナウイルス感染症が発生しまして、国において、国民の生命及び健康を保護するため緊急に行われた作業に従事した際の手当ということで特殊な手当が措置されました。

具体的に申しますと、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を出た航空機あるいは

船、船の中に感染者がいると、そういった場合に、そういった作業に従事した人たちに対して、国が1日につき3,000円、そしてまた、そういった作業に従事した人の中でも、特に感染症の患者、あるいは感染の疑いのある人の体に接触した、そして、そういう人たちに長い間、接したというような人たちに対しては4,000円というふうなことで、内容に応じて3,000円と4,000円という手当を設けたという国の制度がありまして、それを参考にいたしまして、県としても3,000円と4,000円というふうなことを想定して、条例においては、4,000円以下の範囲ということで案をつくらせていただいたところであります。

4,000円以下というのが分かりにくいというふうなご指摘でございますけれども、それにつきましては条例で4,000円という上限を規定した上で、あと作業の内容の細かい中身を人事委員会規則で定めまして、それを定めるのと同時に、3,000円の業務、4,000円の業務というものを整理して規定しようとしているところであります。

【小林委員】 その濃厚接触とか、簡単な作業とかいろいろあるんだと。簡単な作業については3,000円、時間的なものと濃厚なものについては4,000円と。しかし、そういう線引きが出されたとしても、時間が長いとか、濃厚接触、誰がどう判断するのか、なかなか難しいと思うわけです。何故一律4,000円というわけにいかないのですか。一律4,000円で、4,000円を超えなければと。大体何故4,000円を超えたらいいのか、これもまたよく分からないのだけれども、先ほども言っているように、コロナ禍の中における警察業務というのは、率直に言って大変ですよ。感染リスクが相当高いと、こう

言われている中において、みんな一生懸命、警察力の維持をしっかりとやっていかなければいけないと、こんなような危険な仕事に就いていただいていると思うわけです。

だから、そういう点から考えていけば、全部一律4,000円ぐらいでいいのではないかと、率直に言って、4,000円でも少ないのではないかと、こんな考え方を持っているわけだけれども、これは人事委員会がそれを決めるんですか、それとも警察本部でその3,000円なり、4,000円という判断をするんですか。誰がやるのか、お尋ねをします。

【山口首席参事監兼警務課長】 条例で4,000円という上限を定めまして、警察と人事委員会の方と協議をしながら中身について詰めていくというふうな形であります。したがって、最終的には、その詰めた結果、人事委員会の規則に、このような作業については3,000円というふうな形の規定が設けられることとなります。

【小林委員】 後で、どこまでが4,000円で、どこまでが3,000円だと、そういうことをもうちょっと詳しく聞いてみたいと思います。

例えば、4,000円を超えない範囲でとありますけれども、これは年間どれくらいの方々を対象として特殊勤務手当というものがつくのか、何人くらいを想定されて、年間幾らぐらいの予算を見込まれているのか、その点はどうですか。

【山口首席参事監兼警務課長】 年間の見込額についてですけれども、先ほど、警務部長から、留置の関係で、新型コロナの関係で3名の取扱いがあったというふうなご説明がありましたけれども、例えば、これが新年度以降ですと、4月、5月の間にその3名があったということになるわけです。それに従事した警察官が1日に何名というのがあります。そのほかに、現在、警

察では検視というものがあまして、検視で4月、5月で9名の新型コロナかなと思われるものがあつた、そして、それに従事する警察官の数というのが1日にはじき出されます。そうしますと、現在、4月と5月で留置業務関係で7万4,000円の手当が見込まれる、そして検視関係では28万8,000円が見込まれると。残りが6、7月から3月まで、それを当てはめて計算した結果、約132万円程度になるということで、その程度を現在は見込んでいるところであります。

【小林委員】例えば、これを4,000円と言えば、これで何人ぐらいが対象になるかと計算を試みたら325名ぐらいと、こういうような形になっていくわけです。だから、予算的には130万円ちょっとぐらいということでもありますけれども、要は、警務部長、私が言いたいことは、決して警察の皆さん方にごまをするわけじゃないけれども、危険が伴うことでしょう。コロナ対策にしても、あるいは捜査そのものに対しても、やっぱり大変な状況ですよ。それを3,000円とか4,000円とか、何でもこう紛らわしいことをやるのかなと、こんな感じがするわけです。

私は、率直に言わせていただいて、今回、第2次補正予算の追加の提案がなされて、約410億円の予算の中において、そして現場で一番頑張っているドクターあるいは看護師、そういう医療従事関係者、それから介護施設、障害者施設とか、そういう皆さん方のたしか12万8,000人を対象として5万円から20万円の慰労金を差し上げようという国の流れなんです。

そういう点から考えていけば、今回の81億9,000万円の12万8,000人の対象の中に、まさに警察官のコロナ対策で、第一線で頑張っている方々に慰労金がないわけだけでも、その辺は頂いてもいいのではないかと思うけれ

ども、警務部長、何か感想がありますか。言いにくいですが。

【菅谷警務部長】今、委員から大変ありがたいお言葉をいただきまして、慰労金の話とか、あと手当額、これで足りるのかというお話もございました。確かに、現場で苦勞している警察官の方にはできる限り手厚い対応をしてあげたいというところはやまやま、我々も同じ気持ちでございます。

一方で、慰労金については、私の方で知見がないのでご答弁申し上げることができないんですけれども、手当に関しましては、これまでも様々な特殊勤務手当を措置していただいてまいりまして、どうしても先例との比較というところがあるかと思えます。今回の4,000円または3,000円という手当については、国の方では何を想定していたかということ、国際緊急援助隊、海外に行って災害の際に被災者を救助するという非常に過酷な現場で対応する方々についてすら4,000円または3,000円という形になっておりまして、これに準ずる形で国の方で同額を規定しているところがございます。また、ほかにご参考までに申し上げますと、例えば、身の危険を伴うということであれば、身辺警護手当というものもございますけれども、これについては640円または1,150円という形で、またさらに極端な例で申し上げますと、爆発物の処理作業手当、これもかなり命の危険をさらすものでございますけれども、これも若干幅はありますけれども、250円から4,600円という形になっておりまして、上限として4,000円を超えるというものは先例としてはなかなかないというところもございまして、当然のことながら、警察官はベースとして給与も頂いている中でのプラスアルファの手当ということにもなりますので、一気

に額を上げて措置するというのも、様々な兼ね合いの中ではバランスを考えなければいけないのかなというところかと思えます。

【小林委員】今、お話を聞いて、250円から4,600円ぐらいまでとか、だから今回の4,000円というのはいい方なんだというようなことになるかと思えますが、例えば、災害が生じた時に自衛隊が災害派遣をされても、1日行っても、その手当が出ないとか、いろんなことを我々も承知をいたしておりますし、ある意味では、非常事態の時に命を賭して頑張ってくださいている皆様方、その関係者、やっぱりもうちょっとここは世論としても、我々もよく勉強して考えていかなければならないと。意欲とか、やる気、そういうことを考えていきますと、やっぱりそれなりの対策を講じてやっていかなければ、このコロナ禍の中における皆さん方の活躍というものは非常に大変だと、これを私はしきりに強調しているわけです。我々もしっかり勉強させていただいて、この辺の内容を十分承知しながら、必要な声を上げていかなければいけないのではないかと、こう考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第100号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

ここで、換気のために10分間休憩をいたします。

午前11時 8分 休憩

午前11時16分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開します。

次に、警察本部においては、法定上、議会へ報告される案件や、今後、議案として上程される案件のうち関係部分があり、委員会での審査の必要があることから、議題を絞って審査を行うことといたします。

それでは、「地方自治法第180条による知事専決事項報告」及び、「次期総合計画の素案骨子」を議題とし、審査を行います。

なお、「次期総合計画の素案骨子」については、提出資料の範囲に関する質問にとどめ、それ以外の質問については、個別にご対応いただくようお願いいたします。

それでは、どなたか質問はありませんか。

【小林委員】単純なことで申し訳ないのですが、長崎県総合計画の素案骨子の10ページ。さっき言われた92ページとか93ページが大体主体だと思うんです。これに関連をするからあえて言うんですけれども、この10ページ、(9)と書いてありますが、「様々な社会問題や健康危機に対する県民の不安の高まり」という中において、「県内の治安情勢として、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、高額な被害を伴う悲惨な特殊詐欺事件が後を絶たない上、ストーカーやDVの認知件数は高止まりの状況にあり、

また、サイバー犯罪の検挙件数や児童虐待の通告児童数は増加傾向にある。」と。それから、交通事故云々と書いてありますけれども、お尋ねしますが、これは県警のこの総合計画の文章ですか。誰が書いたのですか、県警でお書きになっていることなんですか。

【山口首席参事監兼警務課長】これにつきましては県警が基となる案を作成して、仕上げは県において作成しているということであります。

【小林委員】 こういう内容で、申し訳ないが、私はちょっとピンとこないんです。「県内の治安情勢として、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの」と、この辺の文章が正直言ってちょっと弱い感じがするし、ちょっと気に入らないんです。なぜならば、「犯罪の一般概況について」というのが今日のこの総務委員会の議案説明資料の2ページに載っているわけです。要するに、犯罪がいかに減っているかというようなことが、検挙率は高い方で7番目、発生率は低い方がいいわけだから、これが全国で第2位だと。これはかつてないこれだけの大きな成果を上げているぞということがこの中にも書いてありますし、我々は、それを信頼して、皆さん方に、大変ありがとうございます、ご苦労さまでございますと、こういうようなことを常に考えているわけです。

そうすると、この県内の治安情勢として、「刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの」と、特殊詐欺というのは確かに幾らかあることは間違いがないけれども、この辺のところが強くなって、県内の治安情勢がいささかいかげなものかというような誤解された状況がこの文章の中に見え隠れするのではないかという感じがするわけです。

92ページになってまいりますと、「活かすべ

き本県の強み、チャンス、ポテンシャル」という中における過去5年間の長崎県の犯罪率、これは人口10万人当たりの刑法犯認知件数は、全国で第2位または第3位と、全国トップクラスの治安水準を維持しているんだと、こういうようなことでびしっと書いてあるわけで、こここのところで長崎県の治安情勢がいかにいいかということをもっとアピールしなければいけないのに、92ページはこう書いてあるけれども、10ページにおいては、若干その辺のところは誤解される。治安のよさが長崎県のある意味では売りの一つであると、こういうふうを考えているわけだけれども、この辺のところはどうお考えになりますか。

【池田刑事部長】 委員から、刑法犯認知件数が減っている中において、この書きぶり、特殊詐欺等の書きぶりについて、もう少し検討が必要ではないかというようなことのご意見があったと認識しております。

治安の評価といたしましては、安全と安心があると考えております。刑法犯認知件数が減っているというのは、県民にとって安全ではあるかもしれませんが、その中身を見ても、特殊詐欺、DVであったり、まだ県民が安心と言えるには努力が必要であるということもあるのではないかと認識しております。そういった意味において、我々の問題認識といたしましては、治安責任を果たす上において、そういったものについてもしっかりと対応していきたいという意味も含めまして、こういった表現をさせていただいております。

【小林委員】 刑事部長がお答えいただいて、おっしゃることは意味はよく分かります。分かるけれども、ただ、この総合計画の最初だけ見て、長崎県の治安情勢がこれだけすばらしい実績が

あるにもかかわらず、この前段だけ読んだ時には、まだまだ治安情勢がすこぶる上等というような状況にはないのではないかと、こう取られることが私は嫌なんです。長崎県の売り、強み、そういうようなことを考える時に、いろんなものがいっぱいありますよ。全国の西の果てだと、こう言いながら、いろいろハンデばかり言う人もいるかもしれないが、決してそんなものじゃない、長崎県ならではの強み、ポテンシャルがいっぱいあるんですよ。そういう中で、これから移住とか、長崎県に住みたいという中において、いろんな要件があるけれども、その中で、治安の情勢というのはやっぱり最たるものだと思うんですよ。住みやすい、暮らしやすいとかいうところに、いろんな要件がたくさんあるけれども、やっぱり安全・安心というものが一番ではないかと思っているわけです。

そういう点から考えていくと、この10ページにちょっと弱いような状態があって、これだけを見た人、後ろを読まない人が、前の方にはこんなふうなことが書かれて、後ろにはこうやってきちんと書いてあると。ここの整合性をもうちょっとご検討いただいて、課題もあるけれども、県警が警察力をもってみんなで頑張っただけ住みやすい、暮らしやすいこの長崎県なんだと、治安情勢はすこぶるありがたいと、こういうような状況の中にきちっと盛り込んでいただければありがたいと。最初に読むイメージと後で来るイメージが格差があり過ぎるのではないかと思いますので、これはぜひご検討をお願いしたいと申し上げておきたいと思います。

【山口(経)委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに、質問がないようで

すので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時26分 休憩

午前 11時26分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

それでは、午前中の会議はこれにてとどめ、午後は、1時30分から委員会を再開いたします。しばらく休憩いたします。

午前 11時27分 休憩

午後 1時30分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けすることにいたします。

【吉野会計管理者】このたび、4月1日付けの人事異動により着任いたしました会計管理者の吉野ゆき子でございます。よろしくお願いいたします。

同じく4月1日付けの人事異動に伴う出納局の新任幹部職員を紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

よろしくお願いいたします。

【下田監査事務局長】4月1日付けの人事異動で新たに監査事務局に着任いたしました幹部職員をご紹介します。

〔各幹部職員紹介〕

どうぞよろしくお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】4月1日付けの人事異動で新たに人事委員会事務局に着任いたしました幹部職員をご紹介します。

〔各幹部職員紹介〕

よろしくお願いたします。

【大崎労働委員会事務局長】4月1日付けの人事異動で新たに労働委員会事務局に着任いたしました幹部職員をご紹介します。

〔各幹部職員紹介〕

よろしくお願いたします。

【松尾議会事務局長】このたび、4月1日付けで議会事務局長を拝命いたしました松尾誠司でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【山口(経)委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【山口(経)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

会計管理者より、報告議案の説明を求めます。

【吉野会計管理者】出納局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局をお開きください。1ページが出納局関係です。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けで専決処分させていただきました報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)』」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算の(目)証紙収入で1,612万5,000円を減額いたしておりますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入が、見込みを下回ったことによるもので

あります。

また、県預金利子で166万1,000円を増額しておりますが、これは、歳計現金の預金利子収入が見込みを上回ったことによるものであります。

次に、歳出予算の(目)一般管理費で86万9,000円を減額いたしておりますが、これは、物品の集中調達経費等の減によるものであります。

また、会計管理費で536万円を減額いたしておりますが、これは、会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、監査事務局長より、報告議案の説明を求めます。

【下田監査事務局長】同じ資料の2ページをお開きください。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)』」のうち関係部分であります。

歳出予算の主な内容は、(目)事務局費において29万7,000円を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものでございます。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、人事委員会事務局長より、報告議案の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局

関係の議案についてご説明をいたします。

同じ資料の3ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）』」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算の（目）雑入で14万6,000円を減額いたしておりますが、これは、公平委員会事務受託に伴う収入見込み額の減等によるものであります。

歳出予算の（目）事務局費で37万3,000円を減額いたしておりますが、これは、事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、労働委員会事務局長より、報告議案の説明を求めます。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

同じ資料の4ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）』」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容は、歳出予算の（目）委員会費で625万4,000円を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、議会事務局長より、

報告議案の説明を求めます。

【松尾議会事務局長】同じく5ページをご覧いただきたいと思います。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）』」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳出予算の（目）議会費で1,956万7,000円を減額いたしておりますが、これは、議会運営費等の減によるものであります。

また、（目）事務局費で1,037万6,000円を減額いたしておりますが、これは、事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】以上で説明が終わりまりましたので、これより、報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【吉村委員】1点だけ、ちょっと気にかかったところがあったので質問させていただきます。証紙収入という欄がありますが、1,612万5,000円減額補正をしてあるわけです。これが減ったというのは、それなりの理由があって、動きの幅の中かなと思うんですが、先ほど、警察の審議の時に、自動車保管場所申請交付手数料が6,730万円ぐらい減額補正をしてあったわけです。その説明を受けて、これがもともとは、令和元年度、警察で初めて出てきた項目だったわけです。なぜかという、それまでは全て証紙

で納入をされておったと。だから、会計課に真っすぐ行っていただくと。それが証紙じゃなくてオンライン決済でできるようになって、それは警察に収入で入ることになって、余計目に組んでおたけれども、それがあまりオンラインを活用されなくて、結果、6,730万円の減額となったという説明だったわけです。

それで、オンラインで決済すると、何で県警に一旦入らなければいけないのか。そこで事務の量が、県警としては、それを受け入れるばかりに、それをまた会計にやらなければいけないという作業が出てきて仕事が多くなると。でも、県警には一銭も入ってこないとなるわけです。そこら辺のからくりがどうなっているのかと思って、ここにも証紙収入1,600万円の減額補正をしてあるのですが、そこら辺の何かつながりとかあるのかなと思ったりするわけですが、いかがでしょうか。

【櫻井会計課長】例えば、県に公文書の交付とか、旅券の関係の事務とかをする時に手数料を頂くわけですが、その手数料を頂く方法として、オンライン含めて現金でもらう方法と、あと証紙でもらう方法とございまして、証紙につきましては、条例とか規則で、こういった場合は証紙で手数料を頂くという定めがございまして、その証紙につきましては、会計課の方で一括して作成して、それを販売するという形で、その収入が会計課の方に上がってくるというような状況でございます。証紙でない方法として、現金でもらう場合には、県民の方から直接その課が現金を頂いて、県の公金取扱銀行の方に納めるという形になっております。

【吉村委員】その流れは分かるんですよ。聞きたかったのは、そこでそういう作業が一つ増えるというのはどうだろうか。だから、オン

ラインで納入するということについて、会計課に直接行くようなシステムづくりができないのかなと思ったわけです。そういうことが令和元年で初めて警察も出てきたわけです。オンラインで決済できるようになったと。だから、利用者側は非常に便利になるわけです。窓口は警察なんです。ただ、払うのがあちこち行かなければいけないとなるので、それがオンラインで決済できると非常に便利になって、利用者のためにはいいんですけども、内部がそういうふうにならざるを得ないような気がして、オンラインで決済するのも会計課に直接と入るようにすればいいのではないかと。会計簿にも警察の自動車保管場所申請交付手数料というのは歳入で載るわけですね。これをまた歳出で何かで出さなければいけない。警察には、これは歳入で上がったから歳出で出さないやつじつまが合わないわけです。そこら辺について、何かお考えがあられたら。

【櫻井会計課長】警察が今回やられているオンラインのものは、県民の方の利便性のためにやったんだと思いますけれども、そのお金が入ってくる流れというのは、すみません、私、不勉強なんですけれども、新たに歳出を組んでというのはないんだらうと思います。入ってきたお金は、そのまま県の歳入として入ってくるだけだらうと思いますので、それをまた警察から県の方に歳出予算としてお金を出すという流れはないんだらうと思いますけれども、そこは後ほど確認をさせていただきたいと思います。

【吉村委員】でも、普通に考えると、歳入で入ったら、歳出で出ないと帳尻が合わない気がするわけです。会計の場合は帳尻が合わなくてもいいのですか。普通の事業所は、帳尻が合わないとうとうもならないと。そこが疑問に感じてく

ると。それと、受入窓口が会計で一本化すれば、ほかのものもいいんじゃないかなと思うたりしたものだから、そこら辺、調べて、見解を後でお知らせいただければと思います。よろしくお願ひします。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第3号のうち関係部分は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算にかかる報告議案は、原案のとおり、承認すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び、各種委員会事務局においては、委員会付託議案がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、審査を終了いたします。

会計管理者より所管事項の説明を求めます。

【吉野会計管理者】出納局関係の所管事項についてご説明をいたします。

総務委員会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。

（「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取

組について）

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる出納局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

出納局におきましては、「内部管理業務の見直し」について、システムの改修を行うことで、これまで出力された帳票でしか行えなかった過年度データの参照をシステム上で行えるようにし、前年度実績確認や決算見込みで生じる確認・集計の手間を削減するなど、会計事務にかかる作業の省力化・効率化を図りました。

今年度も引き続き職員からの要望や提案をもとに検討を行い、改善等に取り組んでまいります。

また、今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【山口(経)委員長】次に、監査事務局長より所管事項の説明を求めます。

【下田監査事務局長】資料の2ページをお開きください。

監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

（住民監査請求について）

本年3月3日、住民監査請求がなされました。

その内容は、中村和弥県議会議員（当時）の平成30年度政務活動費のうち事務所費に充てられた96万円について、違法に公金が支出されているとして、知事及び議会事務局に対し、県がこうむった損害額を当該議員に返還させる措置を求めるものでありました。

監査の結果、当該議員が政務活動費（事務所

費）に充当した月8万円の賃借料について、支出のなかった月4万円、年間合計48万円は違法な公金の支出であることが明白であり返還を免れず、また、残りの48万円についても、使用実態、面積等により按分することが妥当であると判断しておりました。

しかしながら、請求人への結果通知前に、当該議員から過去5年分の修正報告が行われ、それに基づく政務活動費の一部返還がなされたことから、請求人が求めていた不正受給分の返還請求については、既にその目的を達したものとして、棄却いたしました。

なお、以上の監査結果については、議会事務局に対して、議長と協議の上、あらためて政務活動費の審査方法について検討を求めるとの意見を付記したうえで、5月7日付けで請求人に通知いたしました。

（監査計画の策定について）

本年度の監査実施に当たっては、「令和2年度監査計画」を定めております。

監査計画は、本県の監査基準において、監査等を効率的かつ効果的に実施することが出来るよう、毎年度、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めることとされているものであります。

監査等に際しては、内部統制制度の実施状況も確認しながら、合规性、正確性、経済性などの観点からの検証に努め、監査の結果が実効あるものとして事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正・改善の取組状況などを継続的にフォローアップし、監査の実効性を確保するとともに、監査結果等については、県民にわかりやすく公表することとしております。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【山口(経)委員長】次に、人事委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

同じ資料の4ページでございます。

令和2年度県職員採用試験についてですが、今年度の大学卒業程度試験については、「行政」をはじめ12の試験職種の1次試験を6月28日に実施する予定でございます。

2次試験の実施予定及びその他の職員採用試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【山口(経)委員長】次に、労働委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

同じ資料の5ページでございます。

（調整事件について）

これは、労働組合と使用者との間で生じた紛争に関する事件であります。今年度、現在までに取り扱いました調整事件は3件で、打切りにより1件が終結しており、現在調整中の事件は2件であります。

（審査事件について）

これは、不当労働行為に関する事件ですが、審査事件は3件で、現在審査中ではありません。

（個別的労使紛争について）

これは、労働者個人と使用者との間で生じた紛争に関する事件ですが、今年度、現在までに取り扱いましたあっせん事件はございま

せん。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【山口(経)委員長】以上で説明が終わりました。

出納局及び、各種委員会事務局においては陳情及び、法定上、議会へ報告される案件等がないことから、これをもって全ての審査案件は終了いたしました。

出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について、整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 1時52分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

引き続き、危機管理監関係の審査を行います。理事者入替えのため、しばらく休憩いたします。

再開は、14時10分といたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時10分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これより、危機管理監関係の審査を行います。

【山口(経)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び、予算にかかる報告議案を議題といたします。

危機管理監より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【荒木危機管理監】危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、報告第3号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第19号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、原子力緊急事態における離島地域の住民避難の円滑化に資するヘリポート整備にかかる調査に必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金2,741万5,000円の増で、歳出予算も同額の増で、内訳は、防災指導費であります。

次に、報告議案についてご説明いたします。

はじめに、報告第3号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてその概要をご報告いたします。

先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております。令和元年度予算の補正を3月31日付けで専決処分させていただいたもので、歳入予算は、合計で2,251万6,000円の減で、内訳は、国庫支出金であります。

歳出予算は、合計で5,583万1,000円の減で、内訳の主なものとしましては、防災指導費5,539万2,000円の減であります。

次に、報告第19号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてその概要をご報告いたします。

経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費としまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、歳出予算は、合計で4,071万1,000円の増であります。

これは、梅雨時期等の豪雨災害等に備え避難所における感染症予防・拡大防止のための必要な資機材を備蓄するものであります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

なお、この後、令和2年度長崎県一般会計補正予算(第4号)及び(第3号)につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきます。

【山口(経)分科会長】次に、危機管理課長より補足説明を求めます。

【近藤危機管理課長】危機管理課関係の予算関係議案について、2点補足説明いたします。

まず、危機管理課補足説明資料1をご覧ください。

第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第4号)」のうち関係部分についてですが、これは国の原子力災害対策事業費補助金の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業を活用し、佐賀県との連携の下、玄海原子力発電所から概ね10キロ圏内にあります架橋でない有人離島に対し、複合災害に備えた避難方法の多重化や避難経路上の改善を図るものであります。

対象となる松浦市黒島及び飛島の2島において、ヘリポートの整備、飛島では、放射線防護施設までの避難路の一部拡幅工事を松浦市が事業主体となり実施するものです。本事業は3か年計画となっており、今年度は、地質調査及び設計業務等を実施いたします。

なお、佐賀県においては、同補助金を活用し、

本県から強く要望を出しておりました鷹島地区からの避難経路である佐賀県道342号筒井万賀里川線の原子力災害時における一方通行化の運用や通行する際の誘導、注意喚起を行うための電光情報板等の整備を行うこととしております。

次に、危機管理課補足説明資料2をご覧ください。

報告第19号「知事専決事項報告『令和2年度長崎県一般会計補正予算(第3号)』」のうち関係部分についてであります。梅雨時期の豪雨災害時に備え、避難所に必要な資機材の備蓄を進めるものです。

具体的には、「長崎県地域防災計画」に基づき避難世帯間に飛沫防止のため設置する間仕切りや段ボールベッドを県内備蓄数の10%に当たる125世帯250人分、また避難所指定小中学校体育館を想定し、換気や空調のための大型扇風機や発電機、スポットクーラー、ストーブ等について、避難所指定の10%に当たる50か所分を県で購入し、備蓄するものです。

このほか、コロナ禍における避難者対策として、市町に対し、可能な限り多くの避難所の開設や避難所での世帯間の一定間隔の確保、消毒、換気の基本など、避難所における感染予防対策を盛り込んだチェックリストを提示し、説明会等も実施しております。

また、避難生活の配慮を要する方等の受入れ確保の充実を図るため、5月26日に、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合と災害時における協定を締結するなど、避難所に関する感染症対策を行っているところであります。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】以上で説明が終わりまし

たので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】危機管理課長からご説明ありました原子力災害時避難円滑化モデル実証事業ということで、原子力の緊急事態に備えて住民等の円滑な避難または一時移転を確保するために交通誘導対策等強化や避難経路上の改善を行う、こういうようなことで速やかに防災対策の一層の充実強化を図るといような事業でありますということですね。

ヘリポート等については、ここにも書いてあるように、松浦市が黒島あるいは飛島、こういう2か所を設定して、これも国庫で、国のお金で全額充当するというので、これは大体2年間かかって完成をすると、こういう認識でいいんですか。

【近藤危機管理課長】国の事業そのものは3年間の計画でございますが、県としましては、少しでも早く事業を実施できるよう、できるだけ2年度で終わらせたいと考えているところです。

【小林委員】そうすると、令和2年から令和4年ということで3年間でやる予定のところ、それを2年間でやるということについては、予算の獲得について、何か自信があるんですか、何か手応えを感じているんですか。3年のところを2年間でやれるということは、当然、予算に伴うことだから、国庫を100%ということであれば、その手応えを感じているから、そういう危機管理課長の答弁になってくるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

【近藤危機管理課長】内閣府と佐賀県と協議を進めているところでございます。3年間で長崎県分、佐賀県分を併せて実施するという中で、国からは、両県協力をして、なるべく平準的な

金額で実施してほしいというような話がある中で、佐賀県が実施する分、長崎県が実施する分を考えれば、長崎県は2か年である程度終わらせることができると考えているところでございます。

【小林委員】佐賀県が3年間で事業を推進していくという中において、長崎県においては2年間でできるのではないかとというようなご答弁でありますから、そこに期待をしておきたいと思えます。ぜひ、こういう原子力対策の避難誘導等については、できるだけ早くやっていただかなければいけないと考えておりますので、そういう点から考えまして、2年間でこれが実現できるというようなことの期待は大いに歓迎したいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

要は、今まで原子力の防災対策というのはいろいろ議論をしまいましたが、鷹島の皆様方が避難を速やかに円滑化することについては、特に、書かれているところの佐賀県道342号筒井万賀里川線と、こういうところが地図を見てもカーブが非常に多い、それから狭隘だ。どれくらいの道路なのか。このところは避難を円滑化するためには拡幅をお願いしなければならないことで、これまでもそれを声を大にして叫んできたところであるけれども、今回、佐賀県の342号の筒井万賀里川というところの路線が避難ができるような状態にやっとなつたと、こういうことだけれども、ここは拡幅工事をやるんですか、何をやるんですか。

【近藤危機管理課長】佐賀県道筒井万賀里川線でございますが、以前から、鷹島の住民の皆様が避難をする時に、委員ご指摘のように、狭隘で、カーブがきつところもあるという拡幅の要望がございました。

それを踏まえて、佐賀県道でございますので、佐賀県に対して強く要望をしてきたところであり、ますけれども、佐賀県としましては、いろんな避難道路がある中で、筒井万賀里川線には、費用対効果が低いという理由で、自分たちではやれないという回答を頂いておりました。そうした中で、内閣府にも相談をし、その結果、出てきた案というのが今回のモデル実証事業の案でございます。

実際の原発避難時になったとすると、鷹島の方は、準PAZという5キロ圏内に属する者と同じ扱いとなります。筒井万賀里川線の沿線の方がUPZですので、その方が屋内退避をしている間に鷹島の方が先に避難をするという形になりますので、そこを一方通行として通していただくとして、佐賀県と了解を済んでおります。併せて、警察にもお願いをしているところであります。

そうしたところで、避難道路に道路標識として電光掲示板を立てるとというのが1点。そして、カーブがきついところについては、対向車が来ているという表示板をつけることによって、通常からも交通安全対策にもつながり、避難時にもそれを有効活用ができるというような事業として進めていこうというところでございます。

【小林委員】 結局、342号、鷹島町の住民の皆さん方が避難する際に一番頼りにしているところの筒井万賀里川線、要は、ここは狭隘だということ、もうはっきりしているわけです。今まで、バス2台が離合することができないのではないかと、こんなようなことも言われ続けてきて、これはやっぱり改良していただかなければいけないのじゃないのかと、そんなようなことも言っているんだけど、今の話では、改良までいかないと。改良までいかないと

とは、国の予算がつかないのか、佐賀県の同意というか、熱心ではないというか、そういうようなことになっているのか、その理由は一体何なのかということなんですよ。

大体、佐賀県のほうも、こういう避難誘導というとても大事な、円滑化するというこのモデル実証事業というようなことになれば、本当は狭隘なこういう道路を拡幅して、もっと速やかにやっていかなきゃいかんと思うわけです。

だから、今、説明を聞いておきますと、いざという時には、一方通行にするんだと。それから、今言うように、電光掲示板をちゃんと設置して、そこの中で対向車が来ているぞとか、逃げ道はこっちだとか、いろんなことを電光掲示板でやるというけれども、いざという時に、そんなようなことで一方通行だとかいってぱっと切替えて、それが住民の方々になじむのかどうか。確かに、言葉ではわかるよ。避難するので一方通行にする、避難だから、それはわかる。だけど、それが本当に避難する際に皆様方に定着するかどうか、このところはどう考えていますか。

【近藤危機管理課長】 委員ご指摘のところは、確かに大きな課題だと思っております。佐賀県警も含めて協議をしておりますので、訓練を通じて住民の方々に十分広報をしながら、ここは一方通行という周知を図って、万一の避難に備えてまいりたいと考えております。

【小林委員】 今回の事業というのは、本当はどうしても拡幅をしてもらわなければいけない。だけれども、考えてみると、これも緊急避難的な措置だね。予算が満額ついたみたいになっているけれども、本当を言えば、そういうところもお願いしたいところです。

そういうようなことから、鷹島の避難を円滑

化するということについては、我々県民としても、また議会としても、長く課題として声を大にして叫んできたところですから、やっとこんな形で一方通行と掲示板が設置されるというようなことで何とか形はつけたと。しかし、100%それで満足かと言えば、決してそうではないと私は思うんです。その辺のところは十分考えながらも、新幹線じゃないけれども、やっぱり佐賀県側の協力を求めているかなければいけないところもあると思うんです。そこだけはひとつしっかり押さえておきたいと思います。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】私は、5月の知事専決の補正予算について質問したいと思います。

長崎県は本当に風雨災害が多いわけですが、今、ちょうどまさに梅雨時ということでありまして、避難所における感染症の予防対策あるいは拡大防止対策ということで計上されておりますが、こういった資機材なのかということをお示しいただければと思います。

【近藤危機管理課長】今回、5月専決事業で備蓄の資機材の予算化をいたしましたものにつきましては、補足説明資料2に書いてあるとおりでございます。世帯間に設置する間仕切り(パーティション)、そして段ボールベッド、換気に必要な装置や、停電対策のための発電機、扇風機、空調関係で暑さ寒さ対策としてスポットクーラーとストーブ、以上でございます。

【大久保委員】そして、この資機材備蓄の根拠というのがここには書いてありますが、学校の体育館を想定した備蓄はされていないものということは、こういったものの整備が分かりますか。

【近藤危機管理課長】空調設備が整っていない

学校の体育館ということで、小中学校の体育館で概ね500か所ございましたので、その500か所分を整備する、その中で、県として補完的に市町の支援をするために10%ほど余分に県が持っておこうというのが地域防災計画に記載されておりますので、その10%分で50か所分という計算でございます。

【大久保委員】それから、今、数のことも言われましたけれども、数量の根拠ということで、まさに地域防災計画にのっとってでしょうけれども、この数量の根拠が、これで十分なのかというところをもう少し詳しく説明していただければと思います。

【近藤危機管理課長】まず、間仕切りのパーティション、そして段ボールベッドのところでございますけれども、補足説明資料の3のところに書いてございますが、県内最大の避難を想定し、地震時のアセスの中で計算したものが、県内で最大5万人ぐらいということでした。地域防災計画上、避難をする人の5%程度は備蓄をしておこうとしておりましたので、その5%を市町が備蓄をすると、2,500人分ということでした。その分の10%分を県が市町の補完分という形で備蓄にしますので、250人分の段ボールベッドを県が備蓄いたします。また、1世帯約2人として、そのうちの半分の125世帯分を世帯間で仕切るため、125世帯分のパーティションとするのが根拠でございます。

次に、発電機、扇風機、クーラー、ストーブのところですが、先ほど申し上げました小中学校体育館500か所、その10%分50か所分を県が補完的に備蓄準備するため、発電機は各所1つ、そして扇風機、クーラー、ストーブは、大きな体育館を想定して1つの体育館で4基ほど置いくという想定で、4倍の200台というような

形でございます。

【大久保委員】この資機材の避難者の数の想定は大体理解できました。

ところが、そういう避難所に対する資機材となった時に、例えば、従来の自然災害の避難に加えて感染症の対策となった時には、当然、避難者の距離を保つために、避難所あたりに避難される方の数がもちろん減りますから、その分、余計避難所の数が要ということになります。そこらあたりは勘案されているのですか。

【近藤危機管理課長】本県で災害対策本部を開くような甚大な災害というのは過去5年間起こってはいませんが、一番大きな台風で、その時の県内の避難所の開設数そのものが230ぐらいございました。今回、3密対策を取るということで、いつもの2倍は開設する必要があるだろうと想定し、その2倍でも500に満たないということでもありますので、県として準備する根拠としては、500台分の10%あれば、ある程度足りるという想定の下で整備をしたところです。

【大久保委員】今回は、資機材の備蓄という予算で4,000万円ということでもありますけれども、今、心配になったのは、そういうふうにして1避難所あたりの避難者の数が減ると、当然、避難所の数が増えますので、最大の危機を想定した時に、県内の各自治体が、それだけの避難所確保がきちっとできているのかということも含めて情報を頂ければと思いますが、どんなでしょうか。

【近藤危機管理課長】避難所開設というのは市町の一義的な役割でございます。今、県下に1,668か所の避難所が指定されております。ただ、現在は、先ほども申し上げましたように、避難所を全部開設するというようなことではなく、段階的に災害に応じて広く開設をしていくとい

うような市町の取扱いになっております。そこを今回は、最初から数多くの避難所を開けてくれという形で市町に依頼しているところでございます。市町にも確認はしております新たに指定避難所を増やすというような動きはなく、今の避難所に対応すること、そして分散避難をお願いすることで何とか対応ができるのではないかと聞いているところでございます。

【大久保委員】そうしたら、仮の話ですけれども、この県内1,668か所で、最悪を想定して、もし足りない時というのは、そのシミュレーションというのは余り必要ないのかどうか教えてください。

【近藤危機管理課長】今、市町にお願いをしておりますのは、体育館を開けた場合に、学校があるから教室までは開けてなかったということのようですが、熱がある方や配慮を要する方とか、万一、その方を別のところに避難させる必要があるということも想定して、できれば教室も開けてほしいとお願いしているのが1つ、そして、先ほども申し上げました分散避難の中身として、災害の時には、難を避けるという趣旨で、安全なところにいる方は避難をする必要がないため、自宅にとどまることに加え、親戚や知人のお宅に避難をしていただく、そして旅館、ホテルの活用も含めて、分散的に、1か所に重ならないような対応をお願いしているところでございます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】関連ばかりになるんですけども、まず、今、大久保委員の質問に関連して、聞いていると、余りにもざっくりし過ぎて、例えば、この根拠なんかが、市町が5万人の5%を備蓄するんだと、そのうちの10%を県が保管すると、

そういうものを基本方針に謳ってあるんだとさっき答弁で出ておりましたが、それはそれとしながら、そうしたら市町が5万人の5%を備蓄するということがどういうふうに進められているのかというのは、県として把握をされているのか。そこを連携して、県は10%保管するだけだから、それを準備すればそれでいい、市町の進捗状況あたりは全然把握しておりませんかということにはなっていないのだろうと思いますが、そこら辺からまずお願いします。

【近藤危機管理課長】市町の備蓄の状況ですけども、こういう根拠をお示しして、市町にも備蓄を働きかけているということでございます。地方創生臨時交付金を県も活用してこの整備を進めておりますので、そこの財源等もお示ししまして市町にはお願いをしているところでございます。実際どういう状況かというのは、今把握をしている最中でございます。

あと、保管場所等の問題があるということで市町からもお話があっておりまして、いろんな業界団体と災害時の応援協定を結んでおりますので、万一の際は、流通備蓄と申しますか、流通を通じて助けていただくというようなことで対応してまいりたいと考えているところでございます。

【吉村委員】現在調査中ということなので、それはなるべく早く把握をしながら、その進捗管理については市町と一緒にやっていただかないと、避難をする方たちにとっては、そこがブレーキになりますから。

それと、避難所と施設と小中学校というものの区別がよく分からないのですが、どこが避難所で、いわゆる数量の根拠の4で、1施設4台クーラーを置くんだ、ストーブを置くんだとなっているわけですね。この施設は当然避難所なん

だろうと思いますけれども、それが小中学校の体育館なのかどうかというところが分かりづらいので、そういうものをきちっとまとめた資料を後で出してもらえればと思いますけれども、今、口頭でも結構ですけれども、そこら辺の区分けが何か曖昧です。だから、分からない。この施設が小中学校の体育館だとすると、例えば、この8万円のクーラーを4台置いたって、どこに置くのかという話。設置するんだろうけれども、広いところに小さなクーラーを4つ置いても全然効かないのじゃなからうかと思うし、ストーブや扇風機や発電機も、まとめて学校の体育館に置いておくのかなと思いますが、そこら辺、まず口頭で今、説明できますか。

【近藤危機管理課長】あくまでもこれは備蓄のための場所の想定という、今、整備をされていない小中学校の体育館を一つの例としております。実際の避難所は、空調設備が完備されている公民館等もございまして、そこは何も備蓄を準備する必要はないと思っております、まずどれくらいのを想定して準備をしなければいけないかという時に、今、少なくとも、そういう保管がされていない小中学校の体育館を想定として準備をしようとするものでございます。

【吉村委員】今聞いていると、どうも体育館なのかかなと思いますが、そういうところに、8万円といったら6畳用ぐらいのクーラーじゃなからうかと思うんですけども、そういうものを設置したって、どこに効くのかなと思う感じがするのですが、当然、その設置については、当該市町と協議の上、設置をしていかれるんだろうと思いますけれども、そういう意味では、関係市町と連携を取ってやっていただきたいと思います。どういうところにやっていくというのは、後で資料を出してください。

それと、気になるのが、6月4日に緊急スクラムミーティングが開催されておりますね。その中で、21市町の首長からいろんな話が出るのかなと思っておったんですけども、ざっくりした記録ですけども、余り出ていないような気がして、そういった意味で気になるんですけども、後で、そういう意味でちぐはぐにならないように、もう少し連携の意識を高めていかなければいけないのだろうと個人的には思いますので、よろしくをお願いします。

それからもう一つ、先ほど、小林委員の質問の時に思っていたんですが、2,700万円という原子力災害時避難円滑化モデル実証事業、これで報告第3号の元年度の補正を見ていると、防災指導費5,500万円の減、そして原子力災害対策整備事業費で2,839万円の減と、こういうふうになっているわけですね。これは非常に似た事業じゃなかるうかと思うんですが、これをわざわざ平成元年度、減額補正をして、今度は同じような整備事業をやろうとしているわけですが、ここら辺のつながりについて、ここはこれこうなんですよ、これはこうなんですよという説明ができればお願いしたいんです。

【近藤危機管理課長】令和元年度の専決で減額したものでございますけれども、それぞれ節度違いはございますが、大きく申し上げまして、サーベイメーター等の原子力資機材の入札の減というものになります。今回のモデル実証事業というのは、性質的なものが全く違いまして、あくまでも予算の補助金としては国の整理は同じでございますけれども、今回の6月補正で予算化をお願いしておりますものは、ヘリポートの整備のための円滑化のモデル事業というような形でございます。

【吉村委員】今の説明である程度、理解できた

のですが、この2,800万円というのが、いろいろな執行残を取り集めて2,800万円となったということは理解しました。ただ、そういう時に、この円滑化モデルも先ほども、一日も早く完成をさせるようにしなければいけない、国は3年と言っているけれども、2年で完成させたいというふうに答弁があったわけです。そうであれば、元年度の時に、寄せ集めてでも、それだけの費用が残れば、素人的に考えれば、これは国の100%補助の事業だから非常に有利だということになるんですけども、幾らかでもそういう動きが元年度からでもあったらよかったのと思うんですが、これは突然降って湧いたような事業じゃなくて、ずっと地元の要望とかがありながら予算化できたという事業と捉えてよろしいのでしょうか。

【近藤危機管理課長】この原子力災害時避難円滑化モデル実証事業というのは、原子力発電所単位で1つできるかどうかという事業で、なかなか財務省の査定が厳しいと内閣府の方からは話を伺っております。今回、実証事業を行うために、何度も佐賀県や内閣府と相談しながら、やっとできた事業でございます。それと通常毎年やっている事業とは全く異なる事業でございますので、これを使って、一日も早くヘリポートの完成に向けて努力したいと思っております。

【吉村委員】ありがとうございました。

円滑化モデル、写真がついているのでよく分かるのですが、上の黒島は、防護施設とヘリポートが隣接してありますね。ですから、ヘリコプターで移動するという時には、まず防護施設に集まらるんではないかと、ヘリポートがすぐ隣にあるというのがやっぱり必要十分の条件じゃなかるうかと思うんです。飛島の方は、港に下りていかなければいけないというので、今、

港のコンクリートはしてあると思いますけれども、そこをヘリポートに予定してございますが、防護施設がちょっと上った上の方かなと思うんです。これに隣接してヘリポートをつくるべきじゃなからうかと思うんですが、そのできない理由を聞かせてください。

【近藤危機管理課長】できるだけ金額を抑え、用地買収等もないような形でということで内閣府と協議の上、市有地を使うことからヘリポートの位置が決まっております。ただ、ここに向かう道路については、車1台通れるか通れないかというようなところもありましたが、道路整備はこの事業ではできないため、道路側溝に蓋をかぶせるような本当にちょっとした改良をするという形にはなりますけれども、そこで対応してまいりたいと思っております。

【吉村委員】そういう狭い道を、溝蓋をかぶせてどうにか行くなんでいうのも何かおかしい話だなと思うんです。せっかくこういういい事業をやろうという時に、予算が伴うからなかなか厳しいんだということも分らんことはないですけれども、これは将来にわたって使用しなければならぬ施設になるわけですね。だから、将来にわたって使うとなると、将来に禍根を残さないように、多少費用がかかっても、きちっとそういう安全というところを確保できるような施設につくり込まなければいけないのじゃなからうかと思っておりますので、今後の調査の中で、そういうことも再度検討しながら、地元と国と協議をしながらやっていただきたいと思っております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、報告第3号のうち関係部分、及び報告第19号のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び、予算にかかる報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】次に、委員会による審査を行います。

危機管理監においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行います。

まず、危機管理監より所管事項の説明を求めます。

【荒木危機管理監】危機管理監関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症への対応について、外国籍クルーズ船における感染症対策に伴う自衛隊への災害派遣要請について、感染症対策に伴う各種行事等の対応について、長崎県市町消防広域化推進計画の再策定について、新たな総合計画の策定についての5件でございます。

総務委員会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応に

ついてでございますが、本年3月13日に、長崎県新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されて以降、県の業務継続計画（BCP）を策定するとともに、ライフライン事業者に対する業務継続を依頼するほか、自然災害発生時の避難所における感染症対策について、市町へ避難所開設・運営チェックリストを提示し、説明会等を行っております。

また、4月3日には、壱岐市で発症した重篤患者を海上自衛隊第22航空群に要請し急患搬送を行ったほか、市町消防においては、12件の陽性患者に加え、感染が疑われる傷病者を搬送しております。

さらに、市町消防に対して、患者搬送に係る感染予防対策の徹底を図ってまいりました。

今後とも、県民の生命や財産を守るため、新型コロナウイルス感染症対策に力を注いでまいります。

次に、外国籍クルーズ船における感染症対策に伴う自衛隊への災害派遣要請についてでございますが、4月22日に陸上自衛隊第4師団長に対し、検体採取について、4月25日には船外医療支援、4月29日にはCT診断車派遣について要請を行い、5月14日の派遣終了までの間、延べ477名派遣いただき、船内の蔓延防止に多大なご貢献をいただきました。

当該クルーズ船は、5月31日に長崎港を出港したところですが、今後とも迅速・的確な対応ができるよう、関係機関との連携を深め、危機管理体制の充実強化を図ってまいります。

次に、2ページの感染症対策に伴う各種行事等の対応についてでございますが、6月6日に開催を予定しておりました長崎県消防団大会は中止とし、消防団協力事業所などの表彰式のみを6月8日に、感染防止対策を講じたうえで開催い

たしました。

また、6月8日に開催を予定しておりました、長崎県防災会議は、書面開催を行い、5月24日及び8月2日に開催を予定しておりました、長崎県総合防災訓練及び長崎県消防ポンプ操法大会につきましては、中止とすることといたしました。

今後予定されている訓練や会議等につきましては、国や県の対処方針に基づき、関係機関と協議を行いながら、感染防止対策を講じたうえで実施してまいりたいと考えております。

次に、追加1をご覧ください。

長崎縣市町消防広域化推進計画の再策定について、でございますが、4月16日から5月31日までの間、パブリックコメントを実施し、その結果、8件のご意見が寄せられました。その内容は、いずれも今後検討する内容に関するもので、計画案を修正すべきと考えられるものはなく、去る6月16日に計画を再策定したところでございます。

この計画に基づき、人口減少等が与える離島の消防体制への影響、離島と本土との広域化の有効性などについて調査研究を行います。また、県北、県南地域における将来の課題などについて調査研究や意見交換を進めてまいります。さらに、消防指令センターの共同整備や#7119（救急安心センター事業）などの消防業務の市町消防間の連携強化についても検討を行います。

これらの調査研究や意見交換の結果について、改めて、長崎縣市町消防広域化推進協議会において協議を行い、本県消防体制の維持強化を図ってまいります。

最後に、説明資料に戻りまして、2ページ目下段の新たな総合計画の策定についてでございますが、これからの社会の変化等を見据えなが

ら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、危機管理監は、主に「安全安心で快適な地域を創る」の戦略に関連する事業群において、総合的な防災・危機管理体制の構築や各種災害を想定した防災訓練、原子力防災対策・広域避難対策の推進、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご願います。審査対象の陳情番号は、18、28、32、38でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、危機管理監においては、今後、議案として上程される案件のうち関係部分があり、委員会での審査の必要があることから、議題を絞って審査を行うことといたします。

それでは、「次期総合計画の素案骨子」を議題とし、審査を行います。

なお、質問は、今回の提出資料「次期総合計

画の素案骨子」の範囲にとどめ、それ以外の質問については、個別にご対応いただくようお願いいたします。

それでは、どなたか質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、危機管理監関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 2時57分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。これをもちまして、危機管理監関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し企画部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時58分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月26日

自 午前10時 0分
至 午後 3時 0分
於 委員会室 1

I R 推 進 課 長 小宮 健志 君

次世代情報化推進室長 小川 昭博 君

地 域 振 興 部 長 浦 真樹 君

地域振興部政策監
(離島・半島・過疎対策担当) 村山 弘司 君

地 域 振 興 部 次 長 坂野花菜子 君

地域振興部参事監
(県庁舎跡地活用担当) 村上 真祥 君

地 域 づ くり 推 進 課 長 浦 亮治 君

地域づくり推進課企画監
(離島振興対策担当) 徳永 真一 君

市 町 村 課 長 大塚 英樹 君

土 地 対 策 室 長 原田 一城 君

交 通 政 策 課 長 (参 事 監) 小川 雅純 君

交通政策課企画監
(航路対策担当) 椿谷 博文 君

新 幹 線 対 策 課 長 峰松 茂泰 君

県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

2、出席委員の氏名

委 員 長 山口 経正 君

副 委 員 長 北村 貴寿 君

委 員 小林 克敏 君

” 山口 初實 君

” 前田 哲也 君

” 中島 浩介 君

” 山本 啓介 君

” 大久保潔重 君

” 吉村 洋 君

” 麻生 隆 君

” 堤 典子 君

” 浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長 柿本 敏晶 君

企 画 部 政 策 監
(I R 推 進 担 当) 吉田 慎一 君

企 画 部 政 策 監
(次 世 代 情 報 化 推 進 担 当) 三上 建治 君

政 策 調 整 課 長 小林 純 君

政 策 企 画 課 長 陣野 和弘 君

政 策 企 画 課 企 画 監
(次 期 総 合 計 画 担 当) 福田 義道 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山口(経)委員長】皆様、おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより企画部関係の審査を行います。

【山口(経)分科会長】まず、分科会による審査
を行います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といた
します。

企画部長より、予算及び報告議案の説明を求
めます。

【柿本企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資
料」及び「予算決算委員会総務分科会関係議案
説明資料(追加1)」をお開き願います。

まず、「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）」の1ページ、3行目からをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」1ページの8行目からをご覧ください。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で1億7,444万円の増を計上しております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）」の1ページ、12行目からをご覧ください。

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で27億7,216万8,000円の増を計上いたしております。

これは、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部

局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

続きまして、「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」1ページの17行目からをご覧ください。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、令和元年度予算の補正を、令和2年3月31日付けで専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、合計で1億5,256万1,000円の減、歳出予算は、合計で4,171万6,000円の減であります。

歳入予算の減額の主なものは、地方創生推進交付金の1億4,297万9,000円の減、地籍調査費負担金の1,458万2,000円の減であります。

歳出予算の減額の主なものは、総務管理費では振興局運営費の163万6,000円の減であります。企画費では、政策調整事業費の1,265万9,000円の減、地籍調査費の2,204万8,000円の減であります。

次に、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で48億402万2,000円の増を計上いたしております。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規

定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】 今、説明があった分の地方創生推進交付金1億4,297万9,000円の減の内容について、少し説明を求めたいと思います。

【陣野政策企画課長】 地方創生推進交付金の1億4,297万9,000円の減でございますが、これは地方創生交付金を活用した事業を、今、各分野で展開しておりますけれども、その分の最終の執行が確定いたしましたので、その分の差額を減額しているところでございます。

主な内容といたしましては、例えば施設整備事業を実施した場合に、入札の結果で差額が生じてまいります。その差額分を減額したもので、また、補助事業、市町、事業者の皆様へ補助金を支出して支援しているものもございませうけれども、その補助事業者の皆様が事業の執行が確定した段階で、最終的に不要になったもの等を今回減額したというものでございます。

そのほか、各事業におきまして、活動経費という形でいろいろ展開しておりますけれども、その分の最終の執行が確定したという段階での減額という形でございます。

【前田委員】 地方創生推進交付金を活用して地域の活性化を図るという意味において、今説明を受けましたけれども、トータルして減の金額が大きいのかなという気がいたしましたので、後日で結構なので、少し資料をいただきたいのと、せっかくいただいている金額ですので、もう少し有効に活用できたんじゃないかという思いもありますので、後から見せてください。

それで、予算そのものに関係する話でもないんですが、部長から今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業ということで歳入に上げていますけれども、1次と2次、今、交付金が出てきていますよね。1次が62億円、2次が140億円弱ですかね。合わせた金額の中で、今現在、今度の追加の補正も含めて充てた分、その財源とした分を差し引いたら、八十数億円になるというふうなお話を財政課から聞いておりますけれども、これから、その中で、今後、家賃の助成について、県の持ち分もあるということで、その金額がどれくらいになるかわかりませんが、そこを差し引いた分が、県としてこれから独自にこの交付金を使って事業展開を計画し、9月の補正であったり、12月の補正で上げていくということになると思うんですが、ただ、これから各部で事業の活用事例集ももらっていますけれども、そういった各部で事業を上げた時に、その事業の優先順位というか、その事業の効果も含めて、限られた財源の中でどれを優先して展開していく、どれを優先した方が効果があるというような判断をどこがするのか。各部で上げてくるものは当然財政課の査定が入りますけれども、トータルの判断というのは、これは政策調整課がどこかでやるんですか。その確認だけさせていただきます。

【小林政策調整課長】基本的に、コロナ対策関係全般を含めて予算関係は財政課の方で取りまとめて、全体も見ながら査定の中で見ていくという形になっております。

【前田委員】そういうことであれば、いろんな事業がこれから出てくる中で、どれがより有効で、限られた中でどこを優先してやろうかということは財政課が判断する。財政課が査定をするというのは当然わかっていますが、その政策の事業展開の優先順位というのを財政課の中でやるという理解をしていいんですか。

【小林政策調整課長】失礼いたしました。そういう意味では、当然財政課で全般を見つつ、企画部も当然その議論の中に加わりながら、施策の有効性等について全庁的に考えながらやっていくという形をとっております。

【前田委員】願わくば、コロナの影響が随所に出ておりますので、そういったことを考えた時に、各部からたくさんの事業提案があった方がいいと私は思っていますので、逆に財源が足りないぐらいというか、その手当てをどうかぐらいの議論に多分なると思いますので、そうした時の政策の優先順位の調整というものは、しっかり企画部の方でやっていただきたいということを要望しておきたいと思いますが、部長の手が挙がりましたので、どうぞ。

【柿本企画部長】ご指摘がございましたように、地方創生臨時交付金については有効に活用するというのをしっかり考えていかないといけないと思っております。

そういうことで、企画部としましては、これまでも国の動きですとか、県内における新型コロナウイルス感染症の影響の状況でありますとか、あるいは他県での取組事例などを参考にしながら、これまでも各部局が予算要求するに当

たりまして、あらかじめ企画部として、こういった分野について取組を行っていく必要があるのではないかと、こういった分野でこういった有効な取組の事例があるといったことをお示ししながら、部局においての積極的な企画立案ということを働きかけてきたということもございます。

そういったこともございますし、これから、またさらに、今後、長崎県の抱えている様々な課題を解決していくという視点でも、この交付金を有効に活用していくということも必要と考えておりますので、そういったあらかじめ各部局の提案、そして、先ほど課長が答弁しましたように、予算要求があっても企画部も一緒になって、その中で施策の効果、優先順位などをしっかり見極めながら、企画部として必要な提案をしていくということで考えております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】今しがた、前田委員から質問があった地方創生推進交付金の1億4,297万円の減、これについては入札等々で余った金だということを行っているんだろうと思うけれども、これは未執行というのは絶対ないのか、本当に。予定されていたものが、いわゆる地方創生推進交付金を使って事業を推進すると、事業を行うといったものが、等々の理由で、実はこれが残念ながらできなかったと、未執行になったと、こういう事例は全然ないのかどうか。

【陣野政策企画課長】小林委員のご質問がございましたけれども、今回の1億4,200万円ほどの減額、主には入札の減というものがございしますが、例えば、移住者が首都圏から移住した時に補助金を出すというわくわくパッケージという

事業がございます。これは移住者を一定の枠で予算を組んでいたというところはございますけれども、実績がそこまで伴わなかったということで、最終的に減額したという事業もございません。

そういった意味では、予算を構えて用意していましたが、実際、実績が出てこなかったという事業もございます。そうしたのも一部入っていることは事実でございます。

【小林委員】あなた方が一生懸命やっていることはよく認めているし、全力を挙げてやっていただいていることはよくわかっているわけです。だけど、こういう地方創生推進交付金を使って地域おこしをやるということについては、今の人口減少の中においてとても大事なことです。しかも、こういう新型コロナウイルス対策の状況の中においても、重ねて、加えて重要なことなんだよ。それを何か執行残だというようなことを答弁で言って、それでそのまま乗り越えようとするような、そんなようなことがあっていいのかな。これだけのものを予定していたけれども、できなかったんだと、なぜ最初からそれを言わないのか。何か単なる入札の結果幾らか余っていると、これの重なったものが1億4,000万円もあるのかと。じゃ、最初の見積もりは一体どうなっているのかと、こんなに入札に幅をもってやっているのかと、こんなにお金を余らせていいのかと、こんなことを言われても仕方がないじゃないか。この辺、部長、どうなのか。

【柿本企画部長】地方創生推進交付金につきましては、厳しい県の財政状況の中で非常に重要な財源だと考えておまして、毎年度、予算編成する中で、それぞれの事業をしっかりと組み立てて、そして交付金を獲得することに向けて努力をしているところでございます。

そういった中で、国の交付決定を受けた交付金については、人口減少厳しい中でありますので、できる限りそれを有効に活用するということが予算の執行にも取り組むべきだと考えておりますので、今後もそういった点で企画部から各部局に対して、予算の執行段階においても、しっかり進捗状況を確認しながら有効に活用する、そういう努力を促していきたいと考えております。

【小林委員】 こういう1億4,000万円という地方創生推進交付金が、先ほどからも言っているように、未執行のものがここに含まれているのか、あったとかということであれば、それをきちんと報告すべきなんだよ。なんでそんなことを正直に言わないのか。

だから、これは移住の関係については東京都内から来た時に100万円とか、幾らかやるとか、ああいうのを言うのか。これが要するに全然空振りに終わったということを行っているんだろうと思うけれども、それ一つだけか。それ以外にはないのか。

もうちょっと正直に答えてもらわんと困るぞ、こんな大事な時に。君らがこんな姿勢でやるならば、我々議会で、この委員会で君らの意見を最大に尊重し信頼をしているんだけれども、そんな物の言い方をされると、審議すること自体がいやになるじゃないか。

後で、ちゃんとペーパーで、未執行だったものは何なのかということ、ちゃんと後の委員会で出せ。そういうことで、しっかり真面目にやってもらいたい。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑がないよう

すので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第108号議案のうち関係部分、報告第3号のうち関係部分及び報告第19号のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算にかかる報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行います。

まず、企画部長より、所管事項の説明を求めます。

【柿本企画部長】 企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

（新たな総合計画の策定について）

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、厳しい状況が続いている人口減少や、これから2040年頃にかけて予測される様々な課題、Society5.0の実現といった社会の変化、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、

そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民の皆様にはわかりやすくお示したいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、企画部は、主に「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」と「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、県民とともに取り組むSDGsの推進、Society5.0実現に向けた推進体制の構築などの施策を進めてまいります。また、「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、特定複合観光施設（IR）区域の整備や、新幹線開業等を見据えた大村湾周辺地域の活性化などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、県内各地において進んでいる様々なプロジェクトをわかりやすくお示するとともに、相互に連携を図り、相乗効果を発揮させることを目的として、県内の各プロジェクトを総合的に取りまとめた「長崎県の近未来像～ながさきレボリューション4.0～」を作成したところであります。

この近未来像を多方面に発信することで、企業誘致や観光産業の活性化など、幅広い分野において民間投資の呼び込みにつなげていくとともに、県民の皆様には、将来への夢や希望を感じていただきたいと考えており、次期総合計画にも要素を盛り込むことといたしております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計策策定に向けて検討を進めてまいります。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について）

IR区域の整備については、区域整備計画の認定に関する基本的事項などを定める国の基本方針の策定・公表が待たれるところであります。

このような中、県としては、この夏にもIR事業者の公募・選定に着手することとしておりますが、具体的な公募開始時期については、国の動向や新型コロナウイルス感染症の収束状況等の社会情勢を十分見極めながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

（Society5.0の実現に向けて）

人口減少や高齢化が進行する中、いわゆる「アフターコロナのニューノーマル（新常态）」を見据えた展開を考えると、人の力のみにも頼ることなく、社会のデジタル化の流れをしっかりと取り込み、生活者の視点、事業者の視点に立ったICTの利活用による地域課題の解決や産業振興につなげていく必要があります。

このため、県におきましては、今年度からAI、IT、ビッグデータなどの先端技術を活用し、地域課題の解決や新産業・新サービスの創出、地域振興を図るSociety5.0の実現に向けた取組を推進していくこととしております。

また、その推進組織として産学官金連携による「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム（仮称）」を設立し、情報通信基盤の充実、新

たな時代に対応するサービスの提供や地域課題の解決、県内産業の育成・強化、県民の意識啓発などを推進し、本県におけるSociety5.0の実現を目指してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】次に、政策企画課企画監より補足説明を求めます。

【福田政策企画課企画監】次期総合計画の素案骨子につきまして、補足して説明させていただきます。

資料につきましては、A4カラーの「次期長崎県総合計画素案骨子の概要」、それから冊子になっております「長崎県総合計画素案骨子」の2種類の資料を配付させていただいておりますけれども、こちらのカラーの概要版の方で説明をさせていただきます。

この骨子作成に当たりましては、県内外の有識者や公募委員で構成します次期総合計画懇話会を設置し、ご意見、ご提言をいただくとともに、県内8地域で開催した地域別意見交換会や、大学生、高校生との意見交換、さらに、市町との意見交換、県民アンケートなどによりまして、幅広くご意見を伺ってまいりました。

そうしたご意見を踏まえまして、庁内に知事を本部長とし、副知事、各部長等で構成する総合計画策定本部を設置し、検討を進めてきたところでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

計画策定の趣旨でございますが、今後、2040年頃にかけて、全国的に人口減少や少子高齢化などの社会の大きな変化が予測される中、本県でも様々な課題が見込まれるということから、

おおむね10年後の本県の将来像を見据え、令和3年度から5年間の県政運営の指針や考え方を示すものがございます。

計画の基本理念でございますが、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」といたしております。

その考え方でございますが、本県は、人口減少をはじめとして、様々な課題がある中で、新型コロナウイルス感染症により、県民生活や県内経済に大きな影響を及ぼしているということから、県民が力を合わせてこの危機を乗り越え、活性化につなげる必要がございます。

また、一方で、新幹線の開業やIRの誘致をはじめとして、まちが大きく変わるチャンスを迎えているということから、新たな取組にチャレンジしながら、県民とともに新たな時代を生き抜いていく力強い長崎県づくりに取り組んでいくという考え方でございます。

計画の構成でございますが、主に将来ビジョンとその実現のために取り組む政策戦略をお示しする構成といたしております。

なお、次期計画では、県民の皆様と、一緒に長崎の未来を創っていこうという思いを持っていただくため、新たにキャッチフレーズを盛り込むよう予定しております。今回の素案骨子には盛り込んでおりませんが、今後、検討を進めてまいります。

さらに、県内各地で新たなまちづくりや産業づくりの動きなどがあることから、夢や希望を持てるような近未来像の盛り込みについても検討しているところでございます。

また、社会情勢を踏まえた施策としましては、Society5.0や2040年問題の対応、SDGsの推進といった新たな視点で施策を盛り込むほか、新型コロナウイルス感染症を踏まえた施策を盛

り込むこととしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

現計画の主な成果を記載しておりますが、移住者の増加でありますとか、誘致企業による雇用計画数、水産物、農産物等の輸出額の増加、あるいは刑法犯認知件数の減少などの成果が見られたところでございます。

3ページと4ページの方には、現計画に取り組んできた中での主な課題と、それに対応する次期計画の取組ということで、人口減少問題のほか、子育てや教育、あるいは観光、防災といった分野から例示をしておりますけれども、進捗に遅れがある項目につきましては、その要因を分析・検証し、より一層の施策の充実強化に努めてまいります。

次に、5ページから8ページにかけましては、次期総合計画のポイントに沿って取り組む施策の概要をまとめております。

まず、2040年問題への対策例としまして、4つの観点で記載しておりますけれども、1点目のインフラ、公共交通、介護等の確保という視点におきましては、健康長寿対策の推進をはじめ集落・コミュニティの維持・活性化や、インフラの戦略的な維持管理などに取り組むほか、2点目の生産年齢人口の減少に伴う労働力不足の対策としまして、企業を支える人材育成や医療・介護・福祉人材の育成・確保などに取り組んでまいります。

それから、3点目の新技術の活用、産業の伸長ということにつきましては、新たな基幹産業の創出としてロボット・IT関連産業や、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センターを活用した産業振興などに取り組んでまいります。

次に、4点目の自治体サービスの在り方につ

きましては、スマート自治体の推進などに取り組むこととしております。

次に、6ページをお願いいたします。

Society5.0推進施策としまして、Society5.0実現に向けた推進体制の構築や、情報通信基盤の整備に取り組むほか、スマート農林業やスマート水産業の推進、a a Sをはじめとする新たなモビリティサービス導入の推進などに取り組むこととしております。

右側にまいりまして、SDGs推進施策としまして主なものを例示しておりますけれども、SDGsの理念を踏まえた施策を推進してまいります。

続きまして、7ページと8ページには、新型コロナウイルス感染症を踏まえた施策例として、現時点で考えられる施策について、4つの視点で記載をしております。

1点目、医療体制の整備、感染症防止対策の推進としまして、施設内でのクラスターの発生を未然に防ぐための環境整備のほか、感染症に対応できる病床の確保や検査体制の充実、長崎大学などの協力を得た人材育成などに取り組んでまいります。

2点目の県民生活の変化に対応した取組の推進としまして、テレワークなどの労働環境の推進やオンラインによる移住相談会の開催、教育ICT環境の整備など、ICTを活用した施策のほか、安全・安心対策に取り組む観光事業者の支援などに取り組むこととしております。

それから、8ページにまいりまして、産業や地域の活性化としまして、農林業や水産業の経営力の強化のほか、テレワークなど都市部から県内への受入環境の整備促進や、BCP対策としての動きを捉えた企業誘致の推進などに取り組むこととしております。

4点目、行政分野のスマート化としまして、スマート自治体の実現や情報通信基盤の整備促進などに取り組んでまいります。

次に、9ページをお願いいたします。

基本理念の実現に向けた政策体系をお示しております。

人・産業・地域の3の柱のもと、10の基本戦略と47の施策、7の政策横断プロジェクトに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この政策体系につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略と共通した体系としておりまして、総合戦略と一体的に推進してまいります。

それから、10ページから14ページにかけては、この政策体系に基づきまして、基本戦略毎に主な取組を記載しておりますけれども、先ほどポイントとなる部分についてご説明いたしましたので、こちらの説明は省略をさせていただきたいと思います。

なお、数値目標につきましては、計画素案でお示ししたいと考えております。

次に、15ページをお願いいたします。

政策横断プロジェクトでございますが、番目から番目に記載しておりますしまの創生、アジア・国際戦略、新幹線開業効果拡大プロジェクトにつきましては、現計画でも取り組んでいるところですが、内容の充実を図り、継続するものでございます。

このほか、健康長寿日本一プロジェクト、スマート社会実現プロジェクト、人材確保・定着プロジェクト、それから災害から命を守るプロジェクトについて検討しているところでございます。具体的な内容につきましては、計画素案でお示ししたいと考えております。

右側にまいりまして、地域別計画でございま

す。今後の地域づくりの指針として地域の特徴的な取組の方向性をお示しするものでございまして、振興局の管轄地域をベースとした計画を策定するものでございます。素案骨子では、方向性のみをお示ししておりますけれども、今後、各市町のご意見も伺いながら、具体的な内容を検討してまいります。

素案骨子の説明は以上でございますが、今後、今議会におけるご意見を踏まえまるとともに、次期総合計画懇話会などのご意見も伺いまして、計画素案を9月議会にお示ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

【山口(経)委員長】次に、IR推進課長より、補足説明を求めます。

【小宮IR推進課長】お手元に配付いたしております総務委員会補足説明資料「九州・長崎IR区域整備計画骨子（行政部分）」をご覧願います。

資料の4ページをお開き願います。

今回、説明させていただきます区域整備計画骨子の位置付けでございます。

平成30年4月に長崎IR基本構想有識者会議取りまとめをいたしまして、（1）交通アクセスの強化から（5）周辺地域の開発促進まで、IRの実現に向けて取り組むべき方向性を整理いたしております。

その後、この5項目に加えまして、区域認定獲得のために必要と考えられる項目といたしまして、右側の（6）九州の合意形成から（10）ゲートウェイ機能の確立を追加いたし、10の方策として課題等について整理をいたしました。

IR整備法や同法施行令、国の基本方針案に沿って、基本構想、有識者取りまとめを改定を

行いまして、先の2月定例県議会の総務委員会におきまして、「九州・長崎IR基本構想」を説明させていただき、4月に公表を行ったところでございます。

今後、県とIR事業者とで共同作成いたします区域整備計画につきまして、先行して行政政策部分に関して整理を行っておりますのが、今回お示ししております区域整備計画骨子（行政部分）となります。

5ページをお願いいたします。

左側に表記いたしております区域整備計画に記載すべき事項といたしまして、の区域整備計画の意義及び目標に関する事項からの認定都道府県等納付金の用途に関する事項、その下に記載しております公平公正な公募・選定手続きの確立、そして公聴会等の実施、県議会における議決、こうした区域整備計画に記載すべき事項と、九州・長崎IR基本構想の各項目の関係性について整理をいたしております。

次に、6ページから9ページにつきましては、先の基本構想の中で説明をいたしておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

次に、11ページから13ページにつきましては、それぞれの項目における取組の方向性と具体的な内容、所管課、関係課を記載いたしております。

次に、14ページをお願いいたします。

公平・透明な事業者公募設計等につきまして、下段の方向性に記載しておりますとおり、事業者の公募・選定につきましては、有識者による審査委員会を設置いたしまして、去る5月13日に第1回の委員会を開催し、今後の審査スケジュールや審査項目、審査の基準、配点などについて協議を行いました。

今後、審査委員会による厳正なる審査を実施

し、来年の1月から7月末までの区域整備計画申請受付期間にしっかり間に合うよう準備を進めてまいります。

15ページの地域理解の促進、16ページの九州連携の促進、17ページから20ページの交通アクセスの強化につきましては、基本構想に記載の内容と同じでありますので、説明は割愛をさせていただきます。

次に、21ページをご覧ください。

I R区域を含む周辺地域の開発促進でございます。

I Rの整備に伴い、佐世保市には、他地域から多くの方が転入し、I Rの周辺地域には従業員やそのご家族が居住することが期待されることから、交通インフラや生活インフラをはじめ、国際観光拠点にふさわしいまちづくりについて、主に佐世保市の施策が中心となりますが、上下水道の整備、住宅環境整備などに関して、それぞれ課題や検討すべき事項について整理をいたしております。

各項目の詳細につきましては、22ページに記載をいたしております。

次に、23ページの国際観光人材の育成から26ページの広域・周遊観光の推進につきましては、基本構想の記載と同じでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

次に、27ページをお願いいたします。

懸念事項対策といたしまして、依存対策、治安維持対策、組織犯罪対策、青少年の健全育成対策、この4つの分野における既存の取組に、I R事業者、それから周辺住民の代表の方、こういった幅広い主体が連携した協働体制を新たに構築いたしまして、P D C Aサイクルによる継続的な対策の検証・改善を実施してまいります。おおむね、今年度の秋頃をめどに協働体制

の構築に向けた準備会を立ち上げ、具体的な取組を検討してまいりたいと考えております。

28ページから30ページは、それぞれの懸念事項に関する取組の方向性を記載しております。

32ページ、33ページは、県と佐世保市の推進体制を整理いたしております。

引き続き、県議会、市議会からご意見を頂戴しながら、区域整備計画の作成を進めてまいります。

最後に、36ページをお願いいたします。

おおむね区域認定を得た以降になりますけれども、区域整備計画に記載いたしました各種の施策、こういった施策の実施状況につきまして、I R事業者の取組及び行政の取組に関しまして、国土交通大臣へ実施状況報告を行い、評価を受ける必要がございます。

I R事業者から事業計画実施状況報告やセルフモニタリング報告を県に提出していただくとともに、I R事業者や県が作成する実施状況報告書等について、I R事業評価委員会（仮称）においてモニタリングを実施する体制を構築してまいります。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は32、36、40であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、企画部においては、今後、議案として上程される案件があり、委員会での審査の必要があることから、議題を絞って審査を行うことといたします。

それでは、次期総合計画の素案骨子及び九州・長崎IR区域整備計画骨子を議題といたします。

なお、今回は、提出資料の範囲に関する質問にとどめ、それ以外の質問については、個別にご対応いただくようお願いいたします。

それでは、どなたか、質問はございませんか。

【小林委員】 特定複合観光施設（IR）の区域整備の推進についてお尋ねします。

まず、IR事業者の公募について、当初は春に公募を開始して、秋頃には選定を終わると、こういう予定が立っておったと思うんです。しかしながら、今回は、この夏に公募を開始して、秋・冬頃には選定を終了したいと、こういうふうに日程が変わったわけです。

こういう日程が変わったことによって、いわゆる来年の誘致申請を行わなければならないわけだけれども、その時間的な期間、これが当初の期間と、今、夏から秋・冬と、こうなってきた時にどういう変化があるのかどうか。全く何の支障もないというのか、やっぱり短期決戦で進めるしかない、というふうになったのか。まず、その辺の今の状況を教えてもらいたいと思います。

【小宮IR推進課長】 小林委員ご指摘のとおり、当初、春頃からの事業者の公募手続き開始を目標に作業を進めておりました。ご承知のとおり世界的な新型コロナウイルスの感染拡大がありまして、少し状況を見極める必要があると判断いたしまして、事業者の公募手続きの開始を春から夏頃と変更をし、事業者の決定は、当初、

秋頃を予定しておりましたけれども、秋から冬頃と修正をいたしたところでございます。

来年、令和3年の1月から7月末までが申請受付期間ということで、国会における大臣の答弁ですとか、菅官房長官の答弁にもありますけれども、この1月から7月の申請受付期間は変更がないということでお聞きしておりますので、この申請受付期間にしっかり間に合うよう、今、準備を進めているところでございます。

それから、今回、区域整備計画の骨子ということで、本委員会にお示しをさせていただきましたけれども、事業者選定後に区域整備計画を作成するというのではなく、行政政策部分に関しては前倒しして整理ができるものということで、こういった工夫をすることによって、しっかりと区域整備計画の策定に注力してまいりたいと考えております。

【小林委員】 今、私が尋ねていることは、当初、春から秋頃という予定が、夏から秋・冬くらいになったと。この期間が短くなったのかということ、短期決戦でいかんといかんのかと、時間的にどうかと、こう聞いているわけですよ。

ただ、間に合うように頑張りますと、こう言っているけれども、実際的にこの期間が当初の計画よりも短くなったのかどうかと。

それで、やはりこういう誘致申請を来年の1月から7月までの間のいわゆる6月議会ぐらいを今考えておられるというふうに理解をしておるわけですが、その非常に大事な選定をするという期間が短くなったのかどうか。その短くなったことによって何も変化がないのか、そういうところを聞いているわけですよ。その辺のところ、明快な答弁がない。

もう一つは、当初、県の姿勢としては、例えば国の基本方針が明らかになることによって、

その後に行くと、こういうことをずっと一貫しておっしゃっていたと思うんです。しかし、残念ながら、現時点においても、まだ国の基本方針は示されていないわけです。

だから、当初、国の基本方針が示される、それを待ってから、いわゆる事業者選定の作業が始まると、こういうことが一貫した方針だったわけです。ところが、今言うように、示されていない状況の中で、そうやって春から秋というところが夏から秋・冬ということに変わったわけだ。そういう状況ですから、国から示されていない状況の中で、いわゆるもう間に合わないということで見切り発車をしているのか。国の基本方針を待つということはどういう意味だったのかと。それが無い状態の中で、今回、事業者選定をやるということについて、何ら取組に問題点はないのか。もう少しわかりやすく答弁をしてくれ。

【吉田企画部政策監】ただいま、小林委員ご指摘のとおり、事業者の公募・選定には2つの観点がございます。一つは準備期間が間に合うかどうかということ、もう一つは適切な事業者が多く集まるかどうかという2つの観点がございます。

国の基本方針が新型コロナウイルス感染症等の影響から遅れておりまして、これがもともとと言われておりました3月に公表されておりましたならば、すぐにでも長崎県は公募・選定の手続きに入り、年内の早いうちに事業者を決定したいとおったわけでございますが、これが事業者の状況等によりまして、国の基本方針が遅れておりますので、それに沿って長崎県も少し遅らせる必要があると、一つはその観点でございます。

もう一つは、事業者が集まるかどうかという

観点がございます、実は大阪府・市とか、和歌山県におきましては、国の基本方針を待たなくても手を挙げられるようになっておりましたので、それを待たずに、大阪におかれましては昨年の12月、和歌山においては本年の3月に公募・選定の手続き…。(「委員長、全然、私が聞いていることに答弁してないから、もう一回。時間がないんだぞ」と呼ぶ者あり)

【小林委員】私が質問している中身を端的に答えてもらえばいいわけだ。

春から秋という最初の予定が、夏から秋・冬に変わったから、これで支障はないですかということをお聞いているわけよ。

それと同時に、2点目は、国の基本方針が明らかに示されたことによって、長崎県は事業者選定を始めますよという方針だったわけだから、国の基本方針が示されない状況が続いている中において、いわゆる県はもう待ちきれないという形の中で、こうやって夏～冬という期間でやっていくことになったと。それで、こういう期間が短くなって、何か問題はないのか、大丈夫なのかと。

また、国から基本方針が示されないという状況の中で、当初の計画では、示された後にやると言っておったんだから、それは長崎県の戦略に何か支障がないかどうかと、こんなことを聞いているわけだから、もうコロナのおかげでこうなったとか、何のためにこうなったとかいう、そんなプロセスはもう分かっているわけだから、その答えだけをひとつやってくれ。

【小宮IR推進課長】小林委員のお尋ねでございます。この事業者の公募手続きが夏のスタートとなり、冬には事業者を決定するということは、想定しておりますスケジュールの範囲でございますので、各選定作業、それから区域整備

計画策定作業については影響はございません。

もう一点、今まで基本方針の案が国から示されるのを待つてというところは当初ございましたけれども、今通常国会におきましても、そういった議論が行われず国会は閉会いたしましたので、基本方針が示されないまま、事業者の公募手続きに着手するということも選択肢の一つとして、今後、情勢を見極めて判断してまいりたいと考えております。

【小林委員】今の話を聞いていくと、選択肢の一つだった。国の基本方針がなくても、こういう状態でやるということは選択肢の一つだったのか、本当に。今まで、知事なんか言っている、議会で答弁している内容というのは、あくまでも国の基本方針を示された後にと、こうやってきたじゃないか。

だから、国からそういう基本方針が示されない状況の中で、これを夏～冬という期間でやらなければいけないと。こういうふうに余儀なくされているわけだよ。それを選択肢の一つだったという答弁で、何を言っているのかと。

それから、もう一つ、やっぱり何か想定範囲だったと。最初の春から秋頃というのが、夏から秋・冬に変わったことについて、これは想定範囲内と、だから、何の問題もないと。今言う「想定範囲内」という答弁と「選択肢の一つ」、こういう言い方が、今まで真剣に我々が聞いてきた、国の基本方針が出るまではと、ここのところが示された後にと、こうやっておったのに、今頃こんなことを言っている。

何か非常に答弁がめちゃくちゃで、ご都合主義的で、こんなに権威のないような言い方をして答弁になるのか。一体今までの議論は何だったのか。国のそういう基本方針が示されなければ、もっと早くやることができたじゃないか。

待つておったんだろうが、我々は。違うのか。

そういうところを「想定範囲」とかさ。じゃ、想定範囲というのは、国から基本方針が示されないということコロナの関係であり得るとして、そんなことはもう考え抜いていたのかと。では、議会等々で答弁してきた、国の基本方針を待つて、それから事業者の選定に入ると、公募に入ると言ってきたことは一体何なのか。そこの整合性は一体どうなっているのか。

【小宮IR推進課長】小林委員ご指摘のとおり、当初、私どもは、国の基本方針が示されるのを待つて事業者の公募手続きに着手したいと考えておりました。

今年1月、もしくは3月にも基本方針が出るという期待もありましたけれども、結果的に基本方針が示されず、また、この国会中に基本方針が出るのではないかと状況もありましたので、これまで国の基本方針を待つて事業者の公募手続きに着手したいと考えておりましたけれども、結果的に国から基本方針が示されないまま現時点を迎えておりますので、ここは国の基本方針を待つてということもありますけれども、国の申請受付期間が1月から7月末と定められておりますので、この申請受付期間の変更がないということであれば、事業者の公募手続きに着手せざるを得ないという見解でございます。

【小林委員】本当の中身を、あんまりご都合主義的な答弁の仕方はできないぞ、そんなことは。もっと事は重大だろう。

そこで、まず、この選考開始、公募受付については、大体夏から冬ぐらいに結論を出すということについては、これはもう基本的に決定ですか。どうですか。

【小宮IR推進課長】この夏にIR事業者の公募手続きに着手をいたしまして、この冬には事

業者を選定し、限られた期間ではありますけれども、区域整備計画をしっかりと準備をし、県議会の議決をいただきたいと。その後、国に申請を行ってまいりたいと考えております。

【小林委員】 そうなってくると、先ほど部長が説明したこの内容が若干おかしいんじゃないかと。

例えば、今、部長が読んだばかりだ。「県としては、この夏にもIR事業者の公募・選定に着手することとしておりますが、具体的な公募開始時期については、国の動向や新型コロナウイルス感染症の収束状況等の社会情勢を十分見極めながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。」

もう夏、冬というものを、今明確に答弁をした。また、そうでないと、来年の1月～7月に、つまり6月議会にかけるまでには間に合わない。もういわゆる時間的なそういう問題が差し迫ってきているわけだよ。

にもかかわらず、この説明の中においては、「具体的な公募開始時期については、国の動向や新型コロナウイルス感染症の収束状況等の社会情勢を十分見極めながら柔軟に対応してまいりたい」と。つまり、まだこの夏～冬という、決定したという課長が答弁する内容は、まだ柔軟に対応するということは、変わる可能性もあるよと、こういうことを言っているんじゃないのか。この内容と、夏～冬はもう絶対に動かさないと、そうしないと間に合わないんだと、ことどう違うのか。

【小宮IR推進課長】 国の基本方針案で示されております申請受付期間、来年1月から7月末、これが確定ということであれば、この夏にも事業者を公募し、冬までには事業者を選定したいと考えておりますけれども、この申請受付期間

が仮に変更があるとした場合には、少し状況の変化があるだろうと考えております。

それから、もう一点が、新型コロナウイルスの収束の状況で、ヨーロッパ、東南アジアを含めましたアジア、それから北米、こういったIR事業者の来日の状況、移動ができるかどうか、そういったところも検討の視野に入れておりますので、そういった情勢を見極めながら、公募手続きに着手をする具体的な時期について検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】 結局、国の基本方針を待って、その後、公募を始めたいというのは、基本方針を待ってというのは、その変わらない国の方針のスケジュールを確認した後にやりたいという願いだから、それを示されるまで待っておっただけではないのか。そういうようなことを明確に、なぜ答弁しないのか。だから、今言うように、これは今言ったように、国の方針はひょっとしたら変わるかもしれないと、そこをよく見極めなければいかんから、いわゆる国の基本方針が明らかに示されるまでは待たなければいかんと言ってきたけれども、もう来年の1月から7月、しかも6月議会に議案として提案したいと、こういう状況だから、もう間に合わないんだということで、結果的には見切り発車になったんだよ。

そして、夏～冬は変わらないと言いながら、この我々の説明においては、まだ変わる可能性もあるぞと、こんなようなことを匂わせるような内容になっておるわけだよ。なかなか、その整合性がいまひとつ明確ではないわけだよ。

ただ、あなた方も、IRについては、国の情報は取っておられると思うけれども、この今日のスケジュールは変わらないんだということを菅官房長官のもとで閣議決定していることは知

っているのか。

【小宮IR推進課長】今国会の衆議院予算委員会におきまして、菅官房長官が、今現在のスケジュールに変更がないと言われたことは情報として得ております。

【小林委員】だから、今、閣議決定を確認していると言うんだったら、なんでこんな内容になるのかというところが分からんわけだよ。もう夏～冬はやっぱりやらざるを得ないと。こんなようにきちんと書いてもらわんといかんだけれども、まだここにきて、やっぱり変わる可能性とか、社会情勢とか、あるいはコロナに引っかけ、新型コロナウイルス感染症の収束状況とか、収束は難しいぞ。

そういう状況の中で、なんでこんなきれいごとばかりこうして書き並べて、どっちが正しいのかと。その辺からつまずいてもらっては困るわけだよ。もうちょっときちんとした方針のうえに、きちんとした答弁をしてもらい、君たちの指針がころころ変わらないようにしてもらいたい。我々はあなた方についてきているわけだから、そういう点だけははっきりしてもらわんといかんけれども、ちょっともう時間がないけれども、どうだ吉田政策監。

【吉田企画部政策監】実は、国の方からも、今、このスケジュールで大丈夫かと、地方の準備状況はどうなのか、そしてまた、事業者の対応状況はどうかということで、再三確認があってございます。ということは、確定的なことではございませんけれども、もしかすると、区域整備計画の認定申請時期の見直しをするのではないかという、これは観測的な情報で非常に恐縮でございますが、そういうこともありますので、ちょっと小林委員のご質問に対してなかなか確定的なご答弁ができかねたわけですが、実は、

先行して和歌山や大阪では見切り発車をしていた中で、事業者が思うように集まらなかったということと、それから、特に欧米の事業者が対応できなかったということで、結局、大阪においても和歌山においても、決定時期を、大阪においては無期延期、それから和歌山においては11月頃に延期というふうな状況になって非常に苦慮されております。

横浜と長崎は、基本方針を待っていたわけですが、委員ご指摘のとおり、このまま待つばかりでは、実際の申請期限がきてしまうということで、それに向けて準備を進めないといけないので、できる準備はきちっと進めるということで、先ほどの骨子を示させていただいております。

そういう中で、実際に国の基本方針の定められた申請期間が動くのか動かないのかというぎりぎりの状況にきておりますので、そういうふうな状況もしっかりと見極めながら柔軟に対応したいという記載になってございます。

【山口(経)委員長】審査が1時間を経過しておりますので、換気のため、しばらく休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時 6分 休憩

午前11時15分 再開

【山口(経)委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、審査を行います。

ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】引き続き、IR関係についてお尋ねしたいと思います。小林委員の質問がありましたので、それにかぶらないような形でしたいと思います。

先ほど、夏頃に公募されるということではありましたが、今、公募する企業体は何者ぐらいあるのかということと、入国管理が、中国だとか、ヨーロッパはまだできていませんよね。そういった中で、本当にこの半年近くしかない状況の中で、この膨大な資料の提出が要求される事務事業に対してやっていけるのかどうかという観点について、担当部局としてはどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

【小宮IR推進課長】今後の事業者の公募手続きに向けて、何者ぐらいと今ヒアリングを行っているのかという趣旨のご質問であったかと思えます。先にコンセプト募集のRFCを実施いたしまして、そこには3者ご登録いただきまして意見交換をいたしました。今回、RFP、事業者の公募・選定に向けた実施方針案の説明会を6月1日から19日まで開催をいたしましたけれども、このRFCにご参加いただいた企業も含めまして、多くの企業の皆様にご登録いただき、意見交換を行ったところでございますけれども、何者と意見交換を実施したかということにつきましては、今後のRFP、事業者の公募手続き、それから事業者の事業計画の策定準備に様々な支障を来す場面もございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。恐れ入ります。

それから、委員ご指摘のとおり、ヨーロッパ、アメリカ、それから東南アジア、様々なIR事業者、大幅な移動がまだ制限されている状況もございますので、そういったコミュニケーションを図るうえではテレビ会議システムとか、そういったところも含めて対応してございますけれども、いましばらく渡航の期間は時間を要するのではないかという想定をしております。

【麻生委員】2月1日に福岡で九州IRの関係

で3者のプロモーションがありました。改めて、長崎に対する期待度がすごく高いのかなと思いましたが、その後コロナがありましたから変わってきて、そういった中で、今回、RFCを各地でされていますけれども、先ほど申し上げましたように、最低限、事務局としては事務処理を含めて、この冬に決定するという話ですけれども、事務量として相当な量があると思うんです。最低2か月、3か月は忙殺されると思うんですよね。相当な数が来たという話ですけれども、本当に間に合うのかなということをお尋ねしているわけですよ。

ただ、私たちが思っているのは事務事業でやったことが正じゃなくて、いかにしたら勝ち残れるかと、提案ができるかということが一番大事なことだと思うんですよ。その点について、真剣に取り組まれたと思えますけれども、その主観点を外さずに展開していただきたいということをお願いしたいと思います。

あと一点、今、事業選定の時期、公募を国がやられることについて、さっき吉田政策監の方から話がありました、まだ国の状況が定かじゃないという、本当にこの日程ががちがちに決まっているのかということが、いつの時点でといいますか、国会は終わりましたけれども、委員会はずっと開かれるということで、今後の国の動向について、このIRに関しての動きは、いま一度明確な情報収集、国交省に対する、また観光庁に対するアプローチ、こういったことについてどのような展開を今なされているのか、お尋ねしたいと思います。

【小宮IR推進課長】麻生委員ご指摘のとおり、この上限3か所とされます認定を勝ち取るためには、いかにすぐれた事業提案を行う事業者を選定するかということが重要になってまいり

ますので、この夏、7月、8月に事業者公募手続を開始しまして、先ほど小林委員からも指摘がございましたけれども、限られた期間でしっかりと区域整備計画を書き上げるというためには、ご指摘がありましたように、人員の体制問題もありますし、事務量もございますので、工夫できるところは工夫をし、前倒して実施をしたいと考えておりますし、国土交通省、観光庁への情報収集につきましても、東京事務所にIR推進課の東京駐在、課長補佐を配置しておりますので、随時観光庁とは意見交換をできる環境にございますので、積極的に観光庁に足を運び、直近の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】今回、大事な予算も2億幾ら使っているわけですね。ぜひ今回の取りまとめについて、短期決戦になるのか、それともやっぱり情報収集をしっかりしてもらって、本当に九州・長崎IRとしての提案がほかの地域に負けないような状況がまず大事だと思います。そのためには、相手の戦略をいかに確認するかということですが、もし、このIRの選定が延びた場合、逆に期限が延びた場合、北海道とか、ほかの地域が出てくる可能性がないのかどうか。いろんなスケジュールがあると思いますよ。どこがこういう、限定すれば横浜、和歌山、地方型といいますか、大阪ということで今、4地域だと思いますけれども、もし、これが延びた場合、どういう影響が出てくるのか。どう判断されているか。

そして、長崎としては、どういった策を取りながらやろうとしているのか、お考えがあれば教えていただきたいと思っております。

【小宮IR推進課長】麻生委員から、今、国から示されている申請受付期間のスケジュールが

後ろ倒しになった場合、ということが想定されるかというご質問ですけれども、まず、東京の小池知事におかれましては、IR導入に向けて、メリット・デメリット、そこをしっかりと検証したいということでございますので、遅れた場合に東京都が誘致を表明する可能性は含まれていると認識をしております。

それから、愛知県におきましても、観光庁のヒアリングに対して検討しているという回答をいたしておりますので、仮にスケジュールが延びた場合、検討が進むという可能性もあるかと思っております。

それから、北海道につきましても、道知事が今回の申請スケジュールには間に合わない、環境アセスの問題等々あり断念をすることを表明したという報道がございましたけれども、仮にこの申請受付期間が後ろ倒しになるということであれば、北海道も可能性を含むということで認識をいたしております。

【麻生委員】分かりました。取り巻く環境は、なかなか、長崎が選ばれる状況の中でも大変厳しい状況があると思っておりますので、限られた時間の中で本当に勢いかけて3番目といいますか、入る状況についても取組を一丸となってやっていただくということについてのお願いをして、私の質問を終わりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。一巡目の質問は、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【小林委員】IRについて、継続して質問をいたします。

当初から質問をいたしましたように、国の基本方針がなかなか明らかにされない。本当に今のスケジュールが変わらないのか、あるいは

変わる可能性もあるのかと、そこを見極めながらやっていかなければいけないというところに、大変なつらさがあるわけです。

ただ一つ言えることは、やっぱり大阪は万博の前に、あるいは同時にやるような状態であったけれども、それを遅らせるとか、あるいはスタートをこれも遅らせるとか、そういう状況になってきているとか、横浜の動き、和歌山の動き、全部やっぱり遅らせてきているわけです。

それは国の動向が、果たしてこのスケジュールどおりいくのかどうかということを見極めながら遅らせているのかどうか。この辺のところ分からないところであるけれども、ただ、そういう既定のスケジュールをもって、きちんきちんとやっていることだけは事実で、そこが1か月遅れる、そこは2か月遅れると、その程度ではないかと思うわけです。

だから、長崎県においても、もう基本的に夏～冬という、いわゆるこの短期間の決戦をしないといかんと。ここについては、一つの既定路線の中でやっていかないと、来年の1月～7月の誘致申請にも遅れをとるようなことがあったり、あるいは今言うような申請に、あまりにも時間が足りなさすぎて、非常に薄っぺらなものになるとか、あるいは、失礼だけでも、間違いが多いとか、そんなようなことになったら大変ですから、もう正直に言って、ぎりぎりの期間ではないかと。むしろ、足りないぐらいの期間ではないかと。だから、その辺のところについては、やっぱりもう信じて見切り発車でもやらないと目的に届かないと、こういう基本的な方針を持っていたかなければいけないんじゃないかと、こういう考え方を持つわけでありませう。

そこで、いろいろと指摘ばかりしていたけ

れども、やっぱりあなた方の取組で一番最大に評価されているのは何かというと、ギャンブル依存症対策の計画を、実は今回誘致で手を挙げている各都道府県の中において、長崎県だけがこの1月にまとめているわけです。いわゆるこのギャンブル依存症というIRについて回る基本的なこういう問題点を、長崎県だけが1月にまとめて、この対策の計画をきちんと明らかにしたと。これは非常に評価をされてしかるべきであるし、その点はもっともっとアピールしていかなければいけないと思うわけです。

大阪であろうが、横浜であろうが、和歌山であろうが、全然そんなものはつくってもいないし、ついて回るのかどうか知らんが、全然そういうところについてはどういうふう考えているか知らん。しかし、長崎県はそこを一番先にやっているという、このところはやっぱり評価をしたいし、また、これを大いにアピールしないといかんと思う。

それから、やっぱりIRは長崎県だけではないよと、九州が一つになってやっているんだよということで、たしか5月22日だったか、九州地方知事会、それから九州の地域戦略会議、みんな一つになって、九州地方知事会会長の大分県の広瀬知事、それから麻生会長、この両名でもって国内外のIR事業者にもメッセージを送ったと、こういうことで九州全体で取り組んでいるんだと、こういうアピールも実はやっているわけだよ。

こんなようなことをあなた方はやっているわけだよ。だから、いろいろ厳しい言い方もするけれども、本当にしっかりやっている。

また、中村知事もずっと各県を回って、また商工会も全部回って、いろいろとお願いして回っているという努力はやっぱり評価しなければ

ならない。

だから、それだけの状況の中で、大都会から2つ、地方で1つ、こういうことの中で、北海道は、またずっとこれがずれてくれば分かんけれども、現時点においては北海道は申請を断念したということになっている。だから、あと一つは和歌山県と長崎県かと、そんなようなことが言われているわけです。

しかし、いずれにしても、地方で一つというような言葉に、我々が何かいいころ加減な取組をやるわけにはいかんわけだから、それはあくまでも話のうえの話だから、しっかりひとつやってもらいたいと思います。

そこで、お尋ねをしますけれども、いわゆるこの事業者を選定するということで、この審査委員会を5月の中旬にもうつくったわけだな。議会もあんまりよく知らないし、今日の資料にちょろっと何か書いている、いわゆる審査委員会をつくったと。これは何名の審査委員会をつくったのか。

そして、この審査委員会は、どういう分野の先生方を入れているのか、職種は何かとか、その辺をかいつまんで教えてください。

【小宮IR推進課長】小林委員のお尋ねでございますけれども、現在、審査委員会委員は8名で構成をいたしております。

分野のお尋ねですけれども、まず、IRの設置目的として経済の活性化がございますので、地方創生、地域経済の活性化、そういった地域経済の分野の委員がおります。

それから、IR事業者から提案されます事業計画の中身、そういった事業採算性ですとか、財務面の評価を行うことから財務分野、それから依存症対策等懸念事項の分野の委員、それから都市計画・交通インフラの分野、観光・MI

CEの分野で構成をいたしております。

それから、各委員はどういった職種の方かというお尋ねでございますけれども、公認会計士、都市計画、交通、観光それぞれの各分野の大学の教授、それから依存対策につきましては精神科の医師等が委員にご就任をいただいております。

【小林委員】今、8名で、職種が分かった。どういう分野の人かということも初めて分かった。これは、議会ではまだそこまでは明らかにしていなかったよね。今日初めて明らかになったんじゃないかと思うんです。どんな選考の仕方をやったんですか。くじ引きですか。何ですか。

【小宮IR推進課長】委員の選定につきましては、これまでの県の政策、施策に関する様々なご意見、ご提言を賜っている方、それから各専門分野の権威のある先生方へお声がけいたしまして、打診をした結果、お引き受けいただける方、いただけない方ありましたけれども、個々にお願いをした経緯でございます。

【小林委員】それは打診をせんでね、ちょっと笑うよ、そういう答弁をされたら。どういうふうにしてその選考基準というか、そういうところはどうしたのか。当然そこでもんでも、いろんな人をきちっと8名になるように、いっぱいいろんな人を並べて、その中でそういう分野で一番権威のある、またこういうIRにふさわしい選考委員会の、審査委員会の先生だということをしてあなた方が決めただけけれども、要するに、それはやっぱり打診をして、相手の了解を得ないといかんけれども、その手前の、どのようにして8名をお決めになったのか。いわゆる審査委員の基準というか、そんなものはおつくりになったんですか、どうなんですかということですよ。

【吉田企画部政策監】審査委員を選定するに当たりましては、まず、長崎県が目指すIRの最も根幹になる部分、国際観光、そういったところをしっかりと見られるかどうか。そして、国が求めていますMICE、国際会議場でありますとか、展示場、そういったことの実績をしっかりと見極めることができるかどうか。

そして、一番大事なことは、先ほど小林委員のご指摘にありましたような、長崎県は特に依存症対策に力を入れているんだというのが分かるように、依存症の関係の委員を2名ということで複数設けさせていただきました。

そういった中で、それぞれの専門分野において権威のある方を選んでいったというわけでございます。

【小林委員】だから、そういうギャンブルなんかの懸念事項対策の分野から2人ぐらい選んだと、これも上等だし、地域経済の専門家にも入ってもらっているし、公認会計士、大いに結構ではないですか。そういうことがもう既に決定をしたということで、実は驚いたり、もうびっくりしているんだけど。

そこで、これは当然名前の公表はする用意があるのか。まず、名前の公表をする用意があるかどうか。もし、公表するならば、いつごろ公表しようと考えているのか、この2点についてお尋ねいたします。

【小宮IR推進課長】まず、委員の氏名を公表しないのかということでございますけれども、今回、審査委員の皆様には非常に重要な役割を担っていただくことと十分認識をいたしております。

IR事業者や、IR事業者とともにコンソーシアムを組む可能性がある国内事業者の皆様、こうしたIR事業者との接触制限等もございま

すので、今後、事業者の公募手続き、募集要項を出す際に審査委員の氏名を公表してまいりたいと考えております。

【小林委員】では、その8名の審査委員の先生方は、明らかにしなければいけないわけだな。当然明らかにするということは、やっぱり明らかにしてもらわんと困っているんです。なぜならば、やっぱり事業者の皆さん方と一線を画しておかないといかんという、申しわけないがそういう立場に追いやられてしまうわけですよ。そこを十分承知をしていただきながら、そういう権威のある先生方がご就任いただいているわけだよ。まさか、間違っても、万に一つも、そういう事業者との接点を、そんな疑われるようなことはしない方ばかりの、それだけのきちんとした責任と信頼があらわれる方々、社会的な評価があらわれる方々であろうと、そういうふうに信じておりますけれども、ただ、世間の目はなかなかうるさいものです。やっぱりきちんと公表することによって、その責任が、いわゆる周知の事実となって、そして、明らかにすることによって間違いが生じないと、こういう受け止め方でよろしいんじゃないかと思えます。

先生方には大変失礼な話で、お許しをいただきたいと思うけれども、やっぱり公表しなければならぬというその背景には、今、私が申し上げたような、そういう大きな視点があるんじゃないかと思うわけでありませう。

ですから、やっぱりこれから公募手続きをやる場合において、審査委員はどの先生だよというようにきちんとして、いわゆる手続きの状況に入る時には、それだけの8名の先生方をがちょっと並べないといかん。こういう先生方が審査されるんだと。だから、いいころ加減ではだ

めなんだというふうにもつながらんといかん思うんです。

そういう状況だから、例えばそうやって1月、それから7月と、こうなっている。1月の何日から7月の何日までで、大体いつ頃その名前が公表できるかということをもう少し明らかにしてもらいたい。

【小宮IR推進課長】小林委員のご指摘のとおり、IR事業者、また関係者から審査委員の身分、立場を守るという観点からもIR事業者を公募する、募集要項を公表する際には審査委員の氏名をしっかりと公表し、公平・公正な審査手続きを行ってまいりたいと考えております。

国の申請受付期間は、来年の1月4日から7月30日までとされておりますので、逆算いたしますと、もう1年足らずになりますので、この7月、もしくは8月にも、そういったIR事業者の公募手続きを開始するという判断を行う必要がございます。

【小林委員】分かりました。確かにコロナもコロナだけれども、国の動きがまだ明らかにならないという、見切り発車という言葉とか、あるいは手探りの状態の中で、いろんなことに懸念をしながら進めなければならない、非常に大変な状況。今日、いろいろと皆さん方と意見の交換、議論をしまして、よく私も通じました。やっぱり我々が単純に考えていることと、あなた方が本当にあの手この手を考えていただいていること、よく伝わってきましたよ、ちょっと答弁はまずかったけれども。政策監と課長の意見も違うとか、こんなようなことにならないように、これから大事な時期ですからやってもらいたいんだけど、もう一度、なかなか手探りの中で大変ですよ。また、いつ国がどんな方針を出してくるか分からんと。本当にひやひやし

ながら、しかしながら、間に合わないからと。今言う1月から7月の日程が、あくまでも変わらないと、こういう前提に立たなければ何も進まないわけですよ。しかし、どうもいまひとつわからんと。

最近のそういう政府の方針が、いろんな福祉の業界においても、その他の業界においても、本当にこの間までこうだったけれども、今は政策を180度転換したと、こんなようなことが率直に言って珍しくないわけですよ。ですから、そうやって政策監並びに小宮課長のところの関係の皆さん方は、本当に責任も重大だし、大変だと思うわけですよ。

しかしながら、やる価値があるわけです。いろいろと苦勞を乗り越えて、これがもし仮に実現することができ、そして、認定されることになったならば、長崎県はそこに本当に生き返ることができる可能性がものすごく高いわけですから、もっともっとみんな力を合わせてこれはやっていかなければいかんと思います。

ぜひ秘密裏にやっていかなければいかんこと、公にしながらみんなで力を合わせてやっていなくてはいかんところ、この辺のところもよく考えながら、ぜひこれを実現せんがために、皆さん方に頑張っていたきたいと、この辺のところをお願いして、この点については終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午前 11時42分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から再開し、地域振興部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時43分 休憩

午後 1時30分 再開

【山口(経)委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けるといたします。

【浦地域振興部長】 本日出席しております幹部職員のうち、4月1日以降で、まだ委員会出席がなかった職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしく願いいたします。

【山口(経)委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【浦地域振興部長】 それでは、地域振興部関係

の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」、それと同じ関係議案説明資料の（追加1）をご準備いただければと思います。

まず、恐れ入ります、関係議案説明資料の（追加1）の1ページをご覧くださいいただけます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

続きまして、恐れ入ります、当初版の総務分科会関係議案説明資料の1ページの中ほどをご覧くださいいただけます。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で合計1億9,753万9,000円の増、歳出予算で合計488万5,000円の増を計上いたしております。この歳入予算の内容については、他部局で歳出予算を計上しております特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した事業に対応するものであります。

また、歳出予算の内容として、半島振興対策費については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雲仙岳災害記念館指定管理者の負担金精算に要する経費を計上いたしております。

続いて、恐れ入ります、関係議案説明資料（追加1）の方に戻っていただきまして、1ページの中ほどをご覧くださいいただけます。

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で11億5,043万5,000円の増を計上しております。

歳出予算の主な内容として、地域振興対策費については、都市部を中心に導入が進むリモートワークの県内受入態勢を推進するための経費や地方回帰の機運が高まると見込まれる都市部の新たな移住希望者層に対するプロモーション経費を計上いたしております。

そのほか、交通企画費については、地域公共交通事業者が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じながら事業を継続できるよう支援するための経費を、航空対策費については県内空港発着の国内定期航空路線を早期に回復させるため、各航空会社等が行う利用促進及び感染拡大防止対策に要する経費と離島航空路線の安定化に要する経費をそれぞれ計上いたしております。

大変恐れ入ります、当初の総務分科会関係議案説明資料をお開きいただきまして、2ページをご覧くださいと思います。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和元年度予算の補正を令和2年3月31日付けをもって専決処分させていただいたものであり、その概要についてご報告いたします。

歳入予算は、合計で1億4,458万1,000円の減、歳出予算は、合計で3億1,458万円の減であります。

歳入予算の減額の主なものは、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の1億3,440万4,000円の減であります。

歳出予算の減額の主なものは、企画費では国境離島航路・航空路運賃軽減事業費の6,059万6,000円の減、国境離島創業・事業拡大等支援事業費の8,847万2,000円の減であります。

市町村振興費では、長崎県市町財政資金貸付費の2,000万円の減、住民基本台帳ネットワークシステム構築事業費510万3,000円の減であります。

選挙費では、参議院議員通常選挙市町村交付金の968万1,000円の減であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 次に、地域づくり推進課長より、補足説明を求めます。

【浦地域づくり推進課長】 恐れ入ります、配付資料のうち、1枚ものの「6月追加予算総務分科会補足説明資料 リモートワーク受入態勢緊急整備事業費」と書かれた資料をご覧ください。

こちらの方につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、リモートワークの拡大が見込まれるということで、本県としても対応していく必要がありますことから、今回、コロナの交付金を活用しまして、今申し上げたリモートワーク受入態勢緊急整備事業費として約4,500万円の補正予算を計上させていただきたいと考えております。

内容につきましては、（1）から（3）に掲げております。

まず、（1）でありますけれども、リモートワーク受入態勢整備補助金3,000万円ですが、こちらの方は地域の魅力を活かした受入態勢整備に取り組む市町に対しまして、受入施設設備等の整備でありますとか、滞在プログラムなどの

受入環境整備等の経費の一部を補助するものでございまして、補助率2分の1以内、補助上限額1,000万円を考えております。

(2)につきましては、長崎リモートワークのプロモーションということで約1,500万円程度を考えておりまして、県内での魅力的なワーケーション等での過ごし方を具体的に実感できる動画を制作しまして、例えば都市部、離島地域、半島地域版として制作し、WEBでのPRでありますとか、都市部企業へのPR及び各種イベントでのPRにも活用してまいりたいと考えております。

(3)につきましては、ワーケーションモニターへの協力金60万円ということで、県内で実際にワーケーションを実施しました企業、個人にレポートを作成してもらい、その内容を県のホームページのポータルサイトに掲載するものでして、併せてこういったレポートのフィードバックによりまして、受入環境の磨き上げにつなげてまいりたいと思っております。

リモートワークにつきましては、当初予算から前回の4月補正予算も含めまして、今、幾つかの事業がありますので、下の表にまとめて記載をさせていただいております。

リモートワーク等の誘致に向けて、段階的に、早期に取組を実施する必要があると考えておりまして、左からまいりますと、ステップということで、これは県の事業でありますけれども、県内のリモートワーク受入市町・施設の状況や、地域の魅力等に係る一元的な情報発信、あるいは相談機能など、受入態勢の整備をするということで、4月補正予算に予算を計上して対応しているところでございます。

右側のステップということで、これはどちらかというとし町が主体的に行う中身になりま

して、都市部からのリモートワーク等の誘致に向けた受入施設等の拡大、あるいは独自の支援受入プログラムなど、地域の魅力の作り込みを市町に担っていただきまして、そこに対しまして、先ほど説明した補助金をもって支援するという内容でございます。

最後、右側になりますけれども、県、市町でそういった施設整備を行いながら、都市部の企業、人材に対するプロモーション、誘致活動を積極的に展開する必要があると考えておりまして、先ほどご説明したプロモーションでありますとか、ワーケーションモニターへの協力金を活用しながらですね。なお、一番下に当初予算と書いていますけれども、当初予算で措置をしております都市部企業の人事担当者等を対象としたお試しツアーの実施も、うまく組み合わせながら、県内での多様な受入環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて裏面をご覧ください。

上の方になります。ながさき暮らし魅力発信事業費ということで、今回、追加補正予算額約1,500万円を計上させていただきたいと考えております。

事業名に書いてありますが、WEB広告を活用した長崎県へのUIターン促進プロモーションということで、その下に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、地方回帰の機運が高まっているということで、都市部に向けた情報発信を強化しようとするものでございます。

事業内容としましては、離島や半島など地域の魅力の紹介など、UIターン別のターゲットに応じた動画を作成しまして、大都市圏を中心にYouTube等のSNSを活用した動画広告を配信するものであります。具体的には、Uター

ン層向けとして、移住・就職支援内容でありますとか、各地域の変わりゆく街の姿などを紹介していきたいということと、あと、Iターン層向けには、3密を避けた暮らしぶりでありますとか、田舎暮らしに着目した動画などを作成してまいりたいと考えております。

その下は、当初予算額を参考に記載しているところでございます。

説明は以上です。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山口(経)分科会長】次に、交通政策課長より、補足説明を求めます。

【小川交通政策課長】「新型コロナウイルス感染症に係る交通事業者に対する支援対策」についてご説明いたします。1枚ものの補足説明資料をご覧ください。

地域の公共交通機関は、地域住民生活の移動手段はもとより、交流人口の拡大に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の影響下において、休業することなく運行を行っております。しかしながら、輸送人員が著しく減少し、交通事業者の収入も大きく落ち込んでいる状況でございます。

今後も、引き続き、住民や来県する観光客の移動手段としての役割を果たしてもらうために、今回、3つの事業を補正予算案として計上しております。

事業の概要でございますが、ページの左中央部に記載しております離島航空路線確保緊急支援事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい離島航空路線の安定化を図るため、航空会社へ航空機購入に対する支援を実施するもので、予算額は1億9,400万円でございます。

次に、左下になりますが、県内空港活性化推

進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、運休、減便をしている県内空港発着の国内定期航空路線を早期に回復させるため、各航空会社等が行う広報やプロモーションなどの利用促進事業及び感染拡大防止対策に対し支援を実施するもので、予算額は8,450万円となっております。

最後に、右側に記載しております公共交通事業継続等支援事業になります。こちらは、地域公共交通事業者において、感染拡大防止対策を講じながら事業を継続する取組を支援するもので、下段の方にはございますが、路線バスが1台当たり30万円、上限を1億円。タクシーが1台当たり5万円、上限を1,000万円。地域鉄軌道につきましては、1両当たり200万円、ただし、長崎電気軌道につきましては、1両当たり30万円としております。航路につきましては、補助航路を除きまして、20トン未満の旅客船を1隻当たり50万円、20トン以上の旅客船を1隻当たり500万円、カーフェリーを1隻当たり1,000万円として、個人タクシーを含めまして、約630事業所を対象に支援する予定でございます。

予算額は、8億1,150万円となっております。

以上が各事業の概要でございます。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【山口(経)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堤委員】公共交通事業継続等支援事業、今ご説明がありましたところでお尋ねします。

8億1,150万円の予算ということになって、路線バス、タクシー、地域鉄軌道、航路とありますが、この積算はどんなふうになっているのか。

630事業者と言われたのは、どこの部分ですか。事業者の数とか、積算をお尋ねします。

【小川交通政策課長】まず、路線バスでございますが、これにつきましては通常的生活路線バスと高速バスを対象にしてございまして、貸切バスについては今回対象とはしておりません。

対象事業者が16者ということでございまして、1台当たり30万円ということで、路線バスが約3億8,600万円ほどを予定してございます。

続きまして、タクシー事業者でございますが、約600者ほどを予定してございまして、1台当たり5万円ということで上限を1,000万円にしておりますが、約1億5,000万円を予定してございます。

続きまして、地域鉄軌道でございますが、松浦鉄道、島原鉄道、この2者につきましては1両当たり200万円ということで予定をしております。長崎電気軌道につきましては、1両当たり30万円ということで予定をしております。3者で9,800万円ほどを予定しているところでございます。

最後に、航路事業でございますが、補助航路を除くということで、ここにつきましては8者の事業者を予定してございまして、先ほど申し上げましたように、20トン未満の旅客船については1隻当たり50万円、20トン以上の旅客船につきましては1隻当たり500万円、カーフェリーにつきましては1隻当たり1,000万円ということで、航路事業者に対する支援額は約1億7,800万円ほどを予定してございます。

この4つの交通モードの事業者合計で約630事業者ということで予定しているところでございます。

【堤委員】ありがとうございます。

路線バスのところでは、一般道と高速道路の

路線バスということで、貸切バス業者は含まないということですが、そうしますと、16者ということでは、ここに含まれないような小規模の、例えば長距離バスとか何とか、含まれないような事業者もあるということでしょうか。

【小川交通政策課長】貸切バスの運行だけをやっている事業者については、今回、対象になっておりませんが、例えば一部の事業者で、地域で小規模ながらも、例えば佐世保市でいくと宇久の方で宇久観光バスあたりは生活路線バスを運行していただいておりますが、そういう事業者は対象としているところでございます。

【堤委員】先ほど言いました、小規模で対象になっているところもあるということですが、貸切バスだけはもう対象外ですね。だけど、路線バス、定期的に運行しているような事業者は対象とするということであれば、本数は少なくとも長距離の、例えば福岡までとかの路線を1日何便かやっているとか、そういうところは対象となるということによろしいですか。

【小川交通政策課長】そういう部分につきましては、定期運行として運行している事業者であれば、今回対象としているところでございます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】リモートワーク関係についてお尋ねしたいと思います。

本会議でも話をしましたけれども、今回、改めて地域間競争の激しい状況なんだろうと。4,500万円近く計上されておりますけれども、今回の3,000万円に関してお尋ねしたいのは、各市町が主体ですと。ここで取り組むことについては、県としては、各市町が提案といいますか、独自で自分たちでプロモーションかけて、こういう計画をやると。そこの公募の関係で選択を

されるのかどうか。21市町があって、それぞれ取組があるかと思えますけれども、県としてどういう形で、この3,000万円の取組に対して配分されようとしているのか。優劣をつけて、どういう形で審査するのか、どういった形になるのかどうか、その点についても教えてもらえませんか。

【浦地域づくり推進課長】今回、予算を計上しておりますリモートワークの関係予算につきましては、先般のスクラムミーティングの中でも方向性を県内市町と確認して、今後、協力しながら進めていくということで意見交換をさせていただいております。

今回の3,000万円の補助事業の執行に当たっては、私ども、いかに地域の魅力をほかの自治体に負けないような形で作り込んでいただいて、それを発信していくかということが最も大事、ほかの自治体との差別化をいかに図るかというのが最も大事と考えておりました、そのためには、まず各市町の積極性でありますとか、地元の地域資源の磨き上げ、あるいは滞在する際の滞在プログラムの作成、こういったものがいかにほかの自治体に比べて優位性を発揮できるかどうか、そういう視点が重要だと思っております、今後、予算の執行に当たっては、県内の21市町を対象に公募制のような形で手続を進めさせていただきまして、その中で積極的に手を挙げていただいた市町の中から、今申し上げました観点を含めて、詳細に少し精度を詰めてまいった後に、その中から選定していくという作業を想定しております。

【麻生委員】リモートワークも今テーマになっていますけれども、来たからすぐになるということはなかなか難しいんじゃないかと。そこに企業体としてもあるでしょうし、個人としても、

フリーランスの人たちもおるでしょうから、そういった中で来てもらって、一遍にはあれなので、自治体として宿泊施設だとか、お試しエリアといいますか、そういったものをちゃんとそろえるかどうかということであろうかと思えますけれども、それに対しては補助はないんでしょうけれども、各市町でそういったものもちゃんと宿泊施設だとか、お試しで来てもらって、状況があるというやつがあるでしょうけれども、そういった観点について、県としてはどうしてお考えでおられるんでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】私ども、このリモートワークを進めるに当たりまして、特に、短期的に滞在していただく時に、地域の魅力をいかに感じてもらうかという視点で、様々な要素の準備が必要になろうかと思っております。

仕事は、持ってきて、そこで働いていただくということなんですが、まず、今、麻生委員からお話がありました、その期間の滞在場所をどういうふうに確保していくかというのが一つあるかと思しますので、地域単位のホテル、旅館、あるいは民泊等と連携して、滞在場所をいかに魅力的にできるか。

加えて、既に県内で先行している事例を見てもみますと、あるいは都市部企業の意見をお聞きしますと、地域の方との交流が非常にほかとの差別化を図ることができる一つのポイントだということをお聞きしておりますので、そういう滞在場所に加えまして、滞在期間中に地域の方々と交流できる機会をどのような形で魅力的に提供できるか、そういったことが必要だと考えております。今回の補助事業につきましては、そういうハード的な支援に加えて、滞在プログラムの魅力づくり等のソフト部分の作り込みについても対象としておりました、例えば専門的

な知識が必要な場合にアドバイザーを派遣していただいて、そのアドバイザーの謝金として活用していただくとか、そういうことも考えているところでございます。

【麻生委員】わかりました。向こうから不案内な人が来て、地域の魅力、そして市町と連携してアドバイザーと、いろいろお世話役をしてもらう人が大事なかなと思います。逆に県としては今回3,000万円の予算をつけてありますけれども、どのくらいでしょうか、移住じゃありませんけれども、移住とはまた別なんですけど、ワーケーションとして、今回の費用に対してどのくらいの見込みをお願いしたいと思っているのか、そういう具体的な数字があるかどうかどうか、そういう作り込みをされているかどうかお尋ねしたいんです。

【浦地域づくり推進課長】リモートワークの推進に当たりましては、先ほど補足説明の中で触れましたとおり、当初予算でワーケーションマッチングツアーという予算を組んでおりました。

この時点では、県内の3か所程度を都市部企業の人事担当者を周遊させるというツアーを考えておまして、その時点では3か所の市町、それぞれ3企業程度を呼び込もうということで、年間にしますと9つの企業を呼び込んでまいりたい、それを毎年増やしていこうということで想定をしておりました。

ただ、今、ご説明しておりますとおり、今回、3,000万円という費用をかけますが、県内の市町に働きかけを行っていく中で、県内の市町も積極的な姿勢を強めていっているような認識を私は持っております、今後、市町の取組も含めまして、ただいま申し上げました目標観というものを見直す必要があるということであれば、見直していきたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。ぜひ地域間競争も激しい状況だと思いますから、しっかりとしたモデルをつくってもらって、こういう成功事例があるよということをお願いしたいと思います。

最後に、高速インターネット、光通信網が、長崎県内は96%程でしたか、まだ南島原とか、完全に網羅されてないところがありますので、ぜひ今回、総務省がギガスクール構想環境も含めて高速通信網を全部やり直すということでしたので、ぜひそういったことと連携をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、交通の今回の補助金について1点だけお尋ねしたいんですが、バス事業者、タクシー事業者の皆さん、大変喜んでおられると思います。

その中で、業種的にはタクシーに絡む形かもしれませんけれども、運転代行というのがありますよね。業者さんがおられて、一応認可制度になっております。タクシーと競合する部署でありますけれども、今回、これについては入っていないと思っているんです。これについての考えはどうなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

【小川交通政策課長】私ども、今回、タクシー事業者につきましては、日常生活交通という形で事業者について整理をさせていただいたところございまして、今回、そういう意味も含めて代行運転の部分については対象としていないということでございます。

【麻生委員】日常生活に密着しないということでもありますけれども、事業として展開されている状況でありますので、今回、補正予算がまだ一部あるということを知っていましたので、3次補正に期待したいと思います。

今回、多くの事業者を訪ねる中で、特に、タ

タクシー業界が厳しい状況ということも言われておりますけれども、今回のこの予算が可決されましたら、本当に朗報かなと思いますし、頑張ってもらって、地域の皆さんの足になってもらうことについて、ひとつ期待しております。

それと併せて、このバス事業者の皆さんについても同じことだと思います。ぜひ今回のことについて、全部の損失の補填にはなりませんけれども、厳しい状況の中で前向きに捉えてもらえると思っておりますので、了としたいと思います。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】確認だけですけれども、公共交通事業継続支援事業の中での路線バスとタクシー、内容をご説明いただきましたが、上限を設定しています。上限を超えている事業者というのはそれぞれどれくらいあるんですか。

【小川交通政策課長】現時点で上限を超えている事業者というのが、バス事業者の方で2社、タクシー事業者につきましては、基本的にこの上限を超えている事業者はないかと思っております。

例えば、一つの会社、会社で申請をしてもらえば、グループで一括申請をしたら上限を超える可能性があると思っておりますが、個々のタクシー事業者単位で申請をしてもらえば、この上限を超えることはないということで考えております。

【前田委員】路線バスで2社ということですが、これは1台当たり30万円ですから、1億円が上限ということ言えば、割れば330台くらいということですがけれども、2社で超えている台数というのは大体どれくらいあるのかというのが一つ。

もう一回確認ですが、じゃ、タクシーは何かタクシー会社というグループがあって、長崎とか、諫早とか、大村とか、佐世保とかあって、それぞれの単位で出せばこの上限を超えることはないという理解というか、そういう出し方でいいということですね。

【小川交通政策課長】バス事業者2社の合計で、この1億円の上限を超える台数ということでございますが、この分でいきますと、2社合計で約240台ほどになるかと思っております。1社が約30台、もう一社が約220台というところかなと思っております。

タクシーの申請につきましては、委員ご指摘のとおり、各事業所単位で申請をしていただければ、特にこの上限に引っかかるというような事業所は今のところ出てこないということで考えております。

【前田委員】これは県独自の支援策なので、それはそれで評価いたしますけれども、その1社220台超えているという中で、上限を1億円に設定したという根拠というか、私はもう少し上限を上げてよかったのかなと思っておりますけれども、その辺の判断がどうだったのかということをもう一つお答えいただけませんか。

【小川交通政策課長】今回、それぞれ各事業者におきまして、感染防止対策を打ちながら事業継続をしていただくという観点を持っておりますので、そういう観点のところ、当然大きい事業者においては、それぞれの一定のスケールメリットが働く部分もあるであろうということも想定いたしまして、やはり小さい事業者ほど経費のかかり方はやっぱり大きいのかなということで上限を1億円とさせていただいたところでございます。

【前田委員】よく分かりました。

リモートワークの関係で私の方からも1点だけ確認ですけれども、ご説明いただく中で、ステップ、ステップ、ステップというふうに書いてあるんですけれども、このステップという表現をしているということは、この、の順番で進んでいくという理解になるんですか。

というのは、都市部のネットとかを見る中で、今回のコロナを受けて、都市部の企業でテレワークやリモートワークというものが、企業としてそれでやっていけるんだと、そのことが今回のコロナは不幸なことでしたが、逆に言うと働き方を考えた時、少しこれから変わっていくんだというふうに前向きに捉えている企業が都市部においてかなりあるみたいですよ。

それで、ネットとかを見ると、リモートワークを推進する企業の方々の集まりというか、会というものもあります。そういうことを考えた時、、という中では、順を追っていくべきだと思いますけれども、このプロモーションや誘致というものは、もう同時並行的に、早く取り組んでいくべきだという認識をされていて、県内の体制を整えることもですが、併せて、都市部の企業でもそういう前向きな企業が出てきていますし、情報公開も含めて、そういう会があるということを含めた時に、長崎でいけばゆかりの会なんかもそうですけれども、長崎とつながりのある企業とか、そういったリモートワークを推進する会に入っている会社については、できるだけ早くアプローチするということが大事だと思うので、その点について、ここにステップと書いてあるからちょっと引っかかっているんですけれども、当然同時並行してやるというふうに理解していますが、そこら辺の認識だけ聞きたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】前田委員がご指摘したとおりでございます、ここは分かりやすく記載するためにこういう表現を使わせていただいておりますけれども、頭の方に早期に取組を実施すると記載しているとおり、段階的とは言いながら、ステップ、ステップ、ステップを、それぞれ同時並行で進めていく必要があるものと考えております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【北村副会長】先ほどから出ておりましたが、貸切バスや代行運転は、公共交通事業継続等支援事業の対象にならないということで、事業者の話を聞くと、忘れ去られているようだと、非常に疎外感があるということで、先ほど委員からもありましたけれども、もし、拡大する余地があったら、ぜひ検討していただきたいと思えます。

その奨励金の活用例ということで記載があるんですけれども、これは所管外になりますが、介護や医療の方々には慰労金ということで一人頭5万円が支給されるということだったと思います。これはタクシーの運転手さんが1台5万円だったなら5万円もらえるのかなと、かなり期待をされていらっしゃると思うんです。その用途については、そういった限定をしているのか。こう見ると人件費とは書いてないという感じなんですけれども、そういったところをどのように活用されるのか。どういう事業者に対してこういうことに使ってくださいよという中に、タクシーのドライバーの方々に対する奨励金という形でも使っているのかということをお尋ねいたします。

【小川交通政策課長】まず、利用用途でございますが、あくまでここは参考事例として掲載さ

せていただいておりますが、今回、あくまで奨励金でございますので、例えばタクシー会社でいけば、それぞれの法人事業者に対して奨励金として交付をいたしたいと思っております。

その中で、先ほど申し上げましたように、今後もコロナの感染防止対策を継続していただきながら事業継続していただくということでございますので、例えば運転席を透明のカーテンで仕切ったり、マスクや手指消毒の関係とか、いろんな対応があるかと思っておりますので、そういうものも含めて会社の方で対応していただくということで、私どもとしてはコロナの感染防止対策等々を含めて、一定事業計画的なものはいただきたいと思っておりますが、それについて用途を縛るということは、あくまで奨励金でございますので考えておりません。

また、もう一点でございますが、今後、運転代行とか、貸切バスというお話もいただきましたけれども、今回、貸切バス等々につきましては、やはりいろんな形で観光の需要喚起という形での施策もとられておりますし、また、各市町の方での協力金、支援金というものでも貸切バス事業者の方にはそういう対応がされているというところもございますので、そこも見据えながら、今回の奨励金について制度設計をさせていただきますところでございます。

【北村副会長】分かりました。貸切バス事業者については、観光の方でステップアップ事業といったところの支援もあるということで私もご紹介いただいておりますので、そういった紹介にも努めたいと思います。

先ほどの答弁の中で、この奨励金について事業計画の提出を求めると。ただ、用途を制限しないというお話だったろうと思いますが、これはあくまで会社側に全てお任せという理解でよ

ろしいんでしょうか。

【小川交通政策課長】今回、私どもが一番重要視しておりますのは、コロナの感染拡大防止対策を引き続きとっていただくこと、それと事業を継続していただくことを一番の視点として整理しておりますので、事業継続は当然でございますが、コロナの感染防止対策を現在どういう形をやっていますよと、今後もそれを継続するのか、新たな対策を講じるのか、そういうものをお出しいただくということで、具体的にそれに幾ら使うということまで求めようとは思っておりませんので、各社がどういう対応をしているんだというところをきちっと押さえていきたいという意味でございますので、その用途の制限はしないということで考えております。

【北村副会長】あくまでもコロナの対策ということが基本であるけれども、そんながちがちには縛っていかないというお話だったかなと思います。

ただ、ご承知だと思いますけれども、タクシーのドライバーさんは歩合ですよね。かなりダメージも受けておられますので、何とか本当にドライバーの方々の手にしっかり渡るようにしていただきたいと私は個人的には思っているんですけれども、そこら辺も含めて奨励金の交付を迅速にやっていただければと思います。

それから、別件でリモートワークのプロモーションと、UIターン促進のプロモーションで、どちらも動画を作成してやっていくんだということです。もうご承知でしょうけれども、こういったリモートワークとか、ワーケーションとかは、長崎はもとより、他県もとにかくやっているということだろうと思います。その中で勝ち上がっていくというか、他県よりも長崎に来ていただくというものを創っていくかなきゃ

いけないんだろうなと思います。

ですから、動画の訴求力といいますか、そういった非常に人の心をつかむようなものをつくっていかなくいけないんだろうなと。でなければ埋もれてしまうということを考えれば、そういった動画については、いわゆる影響力のある人、インフルエンサーとよく言われる人がいらっしゃると思いますが、そういったところの起用も考えていくべきではないかと思うんですが、この内容について作成をどのように、随契でやられるのか、入札でやられるのか、そういった中身について、少し説明をお願いします。

【浦地域づくり推進課長】今、お話がありましたプロモーションの在り方につきましては、まさに同様の考えを持っておりまして、今後、新型コロナウイルスの感染症拡大を踏まえまして、東京一極集中の転換につながるような、地方にとっては絶好の機会と捉えております。

一方で、地方での暮らしやすさや、地域ならではの魅力をいかに訴求していくかというところが、今後、地域間競争に負けない重要なポイントだと考えております。

そこで、今回のプロモーションにつきましては、県の方で作成するというよりは、民間事業者に委託という形でお願いする予定にしております。さらに魅力をどう訴求していくかという観点でいきますと、2つほどポイントがあると私は考えておりまして、まず、1つは、それぞれ地域の魅力を知る各市町と十分連携をすることが前提になるんだろうと思っておりますので、プロモーションの動画を作成する際には、市町と連携しながら、現場の取材等をより濃いものにしていくというのが一つだと思っております。

もう一つは、今、副会長の方からお話があり

ました入札の手続きでありますけれども、今回のプロモーションにつきましては、特に動画の作成について、よりクリエイティブな形で内容を固めていきたいと考えておりますので、総合評価方式でありますとか、あるいはプロポーザル方式、そちらの2つについて検討していきたいと考えておりまして、その中で今、お話があったインフルエンサーの活用等についても、契約の手続きの中で検討してまいりたいと考えております。

【北村副会長】他県に負けないような方々を、訴求力のあるような方を、例えばさだまささんとか、福山雅治さんとか、結構どこでもやっていることなので、見る人にとっては誰が言っているかというのが非常に大切なんだと思うんですよ。そういったことが本当にそのままこの予算でできるのかどうかは置いておいて、そういった訴求力の高いものにしていただきたいと思っております。

さっき、「クリエイティブな」という表現があったんですけども、クリエイティブというのは、一体どういうものを指しておっしゃっているのでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】私ども、プロモーションを行うに当たりまして、もちろん高い技術力でありますとか、高い経験値を有する事業者であることはもとより、今後、地域間競争が厳しくなる中で、目立つ、エッジの効いたようなプロモーションを取り組んでいく必要があると考えております。

ご存じのとおり、県内の市町ではプロモーションとして、一部市町では例えば自虐的なネタを使ったプロモーションでありますとか、あるいはアニメーションなんかを使ったプロモーションであるとか、様々な工夫をしながら、いか

に全国に多くある動画の中で注目を受けるかというところは非常にポイントでありますので、そういった意味では創造的な価値観というのが非常に大事になっていくと私は思っておりますので、そういう考え方を、答弁したということでございます。

【北村副会長】ありがとうございました。クリエイティブでエッジが効いて自虐的な動画をつくっていただきたいなと思います。自虐的というのは、私の地元の大村のことかなと思っておりますが。

あと、それを作って上げて、どう拡散するかというのが非常に必要なので、例えばインフルエンサーを使うのはもちろんなんですが、ツイッターとかで非常にフォロワー数の多い、いわゆる著名人のアカウントに宣伝をしてもらおうということをやっているところも実際にたくさんありますので、そういった広く拡散する手法もしっかりと視野に入れて、よりよいものにしていただければと思っております。

以上、要望して終わります。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山口(初)委員】ずっと関連する質問がされていきますけれども、毎年、長崎県は人口が1万人程度減少していると、これを何とかせにゃいかんということで、最重要課題として人口減少対策があるわけですが、私も、それが、今ご提案をいただいている部分につながっていると思っています。

そういうことで、それぞれこれをやっていくためには各市町がどうついてくるか、どうやっていただくか、一緒にどうやるかということがポイントだと思っています。

そうした時に、まず、この補正、トータル4,500

万円の中の3,000万円がこのリモートワークで各市町と連携してやる部分になるわけですが、3,000万円という予算がどうなのかなと。例えば、市町は21市町あるわけですから、そういうところが一斉にやるとすれば、仮に1,000万円ずつやるとすれば、到底足りないわけなんですけど、現状、どのくらいの市町にどの程度やっていただこうとされているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

【浦地域づくり推進課長】リモートワークの推進につきましては、県内でより魅力的なモデルとなる地域をつくり出して、それを横展開していくって、県内のより多くの市町に広げていくということをもって、全体のプロジェクトを進めてまいりたいということが、まず基本的な考え方であります。

今回、上限1,000万円ということでありまして、3,000万円の予算で、簡単にいいますと、割ると3市町ということになるわけでございますけれども、私ども予算計上に先立ちまして、先ほども少し触れました県内市町の首長が集まるスクラムミーティングを開催させていただいた中で意見交換をさせていただきました。

その後、そういった意見交換を踏まえて、各市町にアンケート調査、今後の予算検討等の調査を実施しておりまして、その中で、まだまだこれからということではあるんですが、予算計上を予定している、もしくは検討したいというふうに考えていた市町が大体6市町ほどございました。実は、その後も今回の県の予算の動きを受けて、相談件数が増えているという状況ではございますけれども、そういう経過を踏まえて、私ども、まずはそういう意向のあるところを積極的に支援するという意味で、3件から、もしくは5件程度の中で、上限いっぱい使

わない市町もあると思いますので、そういった市町の支援を現在では考えているところでございます。

【山口(初)委員】 分かりました。ただ、取組としていく時に、21市町の中の、今おっしゃることを聞いておりますと、4つ、5つという感じになってしまうわけですね。だとすれば、当然、長崎県の最大の課題である、懸案事項である人口減少というのを大きく打ち上げていく時に、いま一步アピールを含めて足りないのではないかと思いますので、今回の予算はこれで当然我々通したらしっかりやっていただかにかんのですが、次も考えていただいて、むしろ、逆に何も応募がないところにも、こういうことをやるということを先に広めていただいて、本当の人口減少対策につなげていく活動になればと思っていますので、そこはよろしく願いしておきたいと思います。

そして、具体的にステップ、ステップ、ステップの最後に、県の当初予算の関係で書いてありますけれども、要するに広めていった時の都市部の企業の人事の担当の方等々に対しましてお試しツアーをやるということなのですが、これは言葉的には非常にいいことのようにですが、実態はどういう形のものを目指しておられて、もう実際にやられているのか、ここをお聞きしておきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 ただいまご質問のありました、当初予算で計上している予算につきましては、県内のリモートワーク環境や地域での過ごし方等を都市部企業の人事担当者に体験してもらいまして、そこからその企業の実際の社員の皆さんにワーケーション、あるいは最終的には移住みたいな形で地域の定住につなげていただくような、そういうことを想定しており

ました。しかしながら、今回、新型コロナウイルス感染症拡大を受けまして、当初予定していたツアーの実施見通しが現在立てづらいということで、現時点ではまだ実施はしておりません。

ただ、一方で、都市部企業のテレワーク導入が想定以上に現在進んでおりますし、一方で都市部企業においても、地方にサテライトオフィスを設ける動き等も見込まれておりますので、今後、速やかに実施できるような環境になった時点で実施をしてみたいと考えています。先ほど申し上げた、今回、追加で計上させていただいている予算も含めて、うまく組み合わせながら、県内の多くの受け入れ環境のPRにつなげていきたいと考えております。

【山口(初)委員】 もう一つお尋ねしますけれども、ながさき暮らし魅力発信の関係での1,500万円、いわゆるWEB広告を活用した県のUターン促進の関係です。先ほど北村副会長からもいろいろと提案、提言がございましたけれども、そういう形でいいものができたとして、それがそれぞれ大都市圏の県にゆかりのある皆さんに周知されると。そういう状況の時に、問い合わせ等はどこにあるかというと、恐らく県内の知人であり、友人であり、家族であろうと思うんですね、帰ってこようと思う人は。その時に、県内の人がこのことをある程度は知っておかないと具体的な話につながっていかないんじゃないかと思いますが、そういう全国に発信するものについては、県内の皆さんについても一定の皆さん方には知っておいていただかないと、これが実を結ばないんじゃないかなと思いますので、そのことについてお考えをお聞きしておきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 プロモーションについては、基本的に今回の補正予算で計上させて

いただいているのは都市部向けのプロモーションでございます。

ただ、今、委員からお話がありましたとおり、例えば国の内閣官房が今年初めに行った調査によりますと、地方で暮らすための情報収集についての手段につきましては、やはり一番多いのはスマホでありますとか、パソコンなんですけど、そのほかにも、例えば今お話があった家族や友人、知人の口コミによる情報収集というのも非常に高いという結果を聞いております。

そこで、今回、資料の下の方に当初予算額の（2）にありますけど、特にUターンに力を入れていくということで、当初予算で福岡県中心にUターン者の確保を図るために、帰省時期に合わせまして新聞でありますとか、広報誌等によるPRを集中的に実施する予算も組んでおりますので、その中で移住サポートセンターのご紹介でありますとか、県の移住支援策の紹介も併せてしながら、この動きを県内のご家族、あるいはご家族を通じて都市部に住む本県出身の方にも効果的に伝えていくような、そういう取組を実施してまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】しっかりと施策とありますが、仕込みはできているように感じていますので、いずれにしても、これが実を結んで移住とか、あるいは人口増加、人口減少を止めるということが前提なんですけど、それにつながるようにはっきり取り組んでいただきたいをお願いをして終わります。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第108号議案のうち関係部分及び報告第3号のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算にかかる報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

審査が1時間を経過しておりますので、換気のために10分程度休憩いたします。

再開を14時40分といたします。

しばらく休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。引き続き、審査を行います。

次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行います。

まず、地域振興部長より、所管事項の説明を求めます。

【浦地域振興部長】地域振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きいただきます。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは公用車による交通事故のうち、和解が成立した2件につき、損害賠償金合計68万2,630円を支払うため、去る6月10日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項のうち主なものについてご説明いたします。

（ＵＩターンの推進等について）

ＵＩターンの推進については、ながさき移住サポートセンターを核に、県内市町と一体となり移住者の視点に立ったきめ細かな支援に取り組んでいるところであります。昨年度においては、都市部での移住相談会や相談窓口の充実を図るとともに、SNSによる情報発信の強化等にも努めてきた結果、令和元年度の実績については、移住相談件数が前年度の約1.2倍となる8,807人、また、相談窓口を介した移住者数は前年度の約1.3倍となる1,479人となりました。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、地方移住の機運が高まり、特にＵターン希望者の増加が期待されることから、今年度は情報発信を一層強化することとし、帰省時期を捉えた集中的な情報発信や、移住専用ホームページのリニューアルを実施するとともに、関係部局とも連携し、移住希望者向けの求人情報の充実等にも取り組み、移住者のさらなる拡大につなげてまいりたいと考えております。

さらに、都市部企業等において、新型コロナウイルス感染症を踏まえたリモートワークやワーケーションの流れが加速している状況も踏まえ、本県へのワーケーション等の誘致に向けて、県内市町とも連携しながら、県内のリモートワーク等受入態勢づくりを積極的に推進してまい

ります。

（過疎対策について）

過疎対策については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効が令和3年3月末に迫る中、昨年度から、県過疎地域自立促進協議会とも一体となり、要望活動を展開してまいりました。

市町村合併を積極的に推進してきた本県としては、特に市町村合併に係る特例制度である「みなし過疎」、「一部過疎」の堅持に力を入れており、昨年12月には、県議会のお力添えもいただき、関係国会議員等に対する要望活動を行ったほか、3月末には、本県の雲仙市を含む九州のみなし過疎団体による「みなし過疎の堅持」に向けた要望書の送付も実現したところであります。

こうした中、去る4月17日に、国が設置する過疎問題懇談会において、提言が取りまとめられ、「過疎地域の持続的発展」が新たな理念に位置付けられるほか、過疎地域の要件として現行法と同様に人口要件及び財政力要件が適当とされ、合併市町村については財政力に留意しつつ、人口減少が著しい旧市町村単位での取組を支援する仕組みも検討する必要があるとされたところであります。

今後、県としては、今年度前半が重要な時期と捉え、特例制度の堅持や現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本に、関係市町とも一体となり、国や国会議員等に対する働きかけを強めてまいりたいと考えております。

（国境離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法施行以降、市町と一体となって、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路運賃の低廉化や滞在型観光の促進などに積極的に取り

組んでまいりました。

法施行から3年が経過したところでありますが、人口の社会減については、計画を上回る実績で推移しており、これまでの施策の成果が着実にあらわれてきているものと考えております。

特に、人口減少対策として重要な雇用機会拡充事業については、法施行からの3年間にあって、850人を超える新たな雇用の場が創出されるとともに、昨年度の県外からの移住者も、平成28年度の約4倍となる486人に増えるなど、社会減を改善するうえでの大きな原動力となっております。

本年度においても、雇用拡充事業の第1回目の事業採択により、142人の雇用が見込まれておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響は、国境離島地域においても、観光産業を中心に各分野に及んでいるところであります。

そのため、国の緊急経済対策補正予算を積極的に活用し、昨年度までに雇用機会拡充事業に取り組みされた事業者に対して、経営基盤の維持への支援を実施することとしております。

今後とも、雇用の継続的な拡大を図るため、新たな事業者の掘り起こしや必要となる人材の確保などに努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策として新設された国の制度を活用しながら雇用の継続を支援するなど、引き続き関係市町と一体となって、国境離島地域のさらなる活性化に向けた施策を推進してまいります。

恐れ入ります、関係議案説明資料の（追加1）と（追加2）のそれぞれ1ページを併せてご覧いただきたいと思います。

まず、（追加1）の1ページでございます。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進について）

九州新幹線西九州ルートについては、昨年12

月の国土交通大臣と佐賀県知事との会談において、新鳥栖～武雄温泉間の整備に係る協議のあり方について、事務的な確認を行うことで意見が一致したことを受け、国土交通省と佐賀県との間で調整が続けられてまいりました。

このような中、去る6月5日、国土交通省幹線鉄道課長と佐賀県地域交流部長との間で協議のあり方に関する確認作業が行われたものの、両者の考え方が平行線であったため、佐賀県からの提案により、事務的な確認作業から協議の場に移行して議論が開始されたところであります。

恐れ入ります、（追加2）の1ページをご覧ください。

また、6月16日には、国土交通省から佐賀県に対し、5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手続きの実施について提案されております。

国土交通省におかれては、本提案を、腰を据えて「幅広い協議」を行うことが可能となる案とされており、県としては、こうした提案も含めて、今後、協議が積み重ねられ、議論が進展していくことを期待していくとともに、必要な際には、本県の考え方をしっかりとお示しし、議論の進展に努め、全線フル規格による整備の実現に向けて積極的に対応してまいります。

恐れ入ります、もう一度（追加1）の方に戻っていただき、中段のところでございます。

J R長崎本線（肥前山口～諫早間）の上下分離につきましては、去る4月1日に、佐賀県と共同作業所を鹿島市に開所し、長崎県、佐賀県及びJ R九州の三者で令和4年度の実施に向けて準備作業を進めているところであります。

去る6月10日に、J R九州に対し、上下分離後の維持管理経費について、当時想定した額から大幅な増嵩が見込まれるため、安全運行の確

保を前提としたうえで、経費の節減に向けて取り組んでいただくよう要望を行いました。

J R九州からは、肥前山口～諫早間の鉄道施設の譲渡にあたり行う事前の修繕について、維持管理経費の低減にも配慮しつつ、修繕内容の精査を含め実施していただく等の回答をいただきました。

今後とも、令和4年度の上下分離の円滑な実施に向けて、佐賀県及びJ R九州との協議、調整を重ねてまいります。

恐れ入ります、また当初版の総務委員会関係議案説明資料の3ページ、下段の方をご覧くださいければと思います。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、昨年度実施した埋蔵文化財調査の結果に対する専門家からの意見等を踏まえ、さらに詳細な調査を実施するとともに、文化芸術ホールが長崎市庁舎跡地での整備へと見直しとなり、活用策のさらなる検討を進めております。

具体的には、埋蔵文化財調査については、去る5月19日より、昨年度の調査で江戸時代の石垣や町屋の遺構の一部が確認された旧県庁南側付近の詳細な調査に着手したところであり、10月末までの予定で遺構等の状況を確認することとしております。

また、活用策の検討については、現在進めている基本構想策定支援業務の委託事業者と連携し、専門家等へのヒアリングを進め、この地が歴史的にも多様な交流による新たな創造の場であったことに着目した活用策の検討など、様々なご意見をいただいております。こうしたご意見も踏まえ、これまで県議会等においてご議論いただいていた「広場」や「交流・おもてなしの空間」の具体的な機能や、県警本部跡地や第

三別館の活用を含め、一層の交流拡大等につなげるため、新たにどのような機能を付加することができるかについて検討を深めております。

今後とも、埋蔵文化財調査の状況や県議会をはじめ関係者の皆様などからのご意見等を踏まえながら、歴史を活かし、賑わいの創出につながるような活用策を検討してまいります。

（新たな総合計画の策定について）

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、今議会に素案骨子をお示ししておりますが、このうち、地域振興部は、主に戦略1-2「移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する」、戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」、戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」の3つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する」においては、ながさき暮らしUIターン対策の推進や、関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地域住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進や、市町の行財政基盤の強化に取り組んでまいります。

また、「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、九州新幹線西九州ルート of 整備と開業効果の拡大、県庁舎跡地整備の推進、しまや半島など地域活性化の推進などの施策に取り組んでまいります。

さらに、地域主体の地域づくりを進め、地域活性化につなげるため、県内7つの地域区分について、地域別計画を策定することとしております。策定に当たっては、市町との連携を重視し、新幹線開業やI R誘致など、各地域の新た

な動きについても盛り込むこととしており、特色ある地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】次に、地域づくり推進課長より、補足説明を求めます。

【浦地域づくり推進課長】私の方から総合計画のうちの地域別計画について、補足して説明させていただきます。

総合計画の冊子のうち、地域別計画素案骨子ということで、分厚い本体資料の105ページをご覧ください。

現行計画でも策定しておりますが、策定の趣旨、基本的な考え方を改めて整理しまして、計画の構成に関しては工夫を加えてまいりたいと考えております。

105ページの上段に策定の趣旨を記載しております。

各地域が有する歴史や文化、豊かな自然など、特色ある地域資源や特性を活かした地域主体の地域づくりを進めるために、指針として取組の方向性を示すものであります。

基本的な考え方としましては、その下段になりますが、人口減少対策等の課題解決に向け、市町との連携を重視するとともに、今回、新幹線開業など、各地域が大きく変わる、地域が夢や希望を持てる新たな動きも盛り込みながら、官民で目指す姿を共有し、連携に結びつける計

画としたいと考えております。

また、数値目標につきましては、具体的な内容は今後詰めてまいります。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図るため、「人・産業・地域」の各分野を中心に設定することを検討して進めていきたいと考えております。

(3) 計画の構成につきましては、現計画の構成を基本としつつ、基本的な考えによりまして、「ながさきレポリューション4.0」の資料の長崎県の近未来像における地域の動きも加味した構成にしてまいりたいと考えております。

なお、一番下の印に記載のとおり、できる限り地域の特徴的な取組の方向性としまして、県内で共通して取り組むものは極力記載せず、本体計画をもって推進してまいりたいと考えております。

続いて106ページをお開きください。

計画の地域区分としては、地域の広域行政の拠点となる振興局の管轄地域をベースとした、現計画と同じ7つの地域区分としたいと考えております。

続いて107ページ以降は、現在検討中の各地域の取組の方向性のうち、主なものを抜粋したもので、地域の目指す姿なども含めて、今後、市町とも十分調整を進めてまいりたいと考えております。

まず、107ページの長崎・西彼地域につきましては、新幹線開業効果を活かした都市機能の充実として、長崎港の機能強化やスタジアムシティプロジェクトを活かした地域の活性化を、また、観光産業を核とした長崎ブランド力の向上としまして、2つの世界遺産の保全など、受入態勢整備や世界恒久平和の発信などを掲げさせていただきます。

続いて108ページをお開きください。

県央地区につきましては、新幹線開業を活かした魅力あふれるまちづくりとして、官民が連携したアクションプランの推進や駅周辺のまちづくりを、また、県央の強みを活かした力強い産業づくりにして、工業団地整備や企業誘致、施設園芸等の多様な農業展開などを掲げているところでございます。

続いて109ページでございます。

島原半島地域につきましては、魅力ある地域資源を活かして人を呼び込み、賑わいあふれる地域づくりとして、世界遺産構成資産の原城跡、サイクルツーリズム等による活性化を、また、住民が安心して、支え合いながら生き生きと暮らせる地域づくりとして住民主体による地域課題解決の取組などを掲げているところでございます。

続きまして110ページをお開きください。

県北地域でございます。県北地域特有の機会や特性を活かした賑わいあふれるまちづくりとしまして、I R実現に向けた取組の推進、世界遺産や日本遺産、ハウステンボス等を活かした周遊促進を、また、県北地域のすぐれた資源の活用による産業の強化と新産業の創出として、造船業や自動車関連産業、伝統産業等への支援などを掲げているところでございます。

続きまして、111ページ、五島地域でございます。

すぐれた地域資源を活かした産業振興と雇用創出として、製品のブランド化や販路拡大、有人国境離島法による雇用創出などを掲げております。

112ページをお開きください。

壱岐地域でございます。壱岐地域につきましては、希望の仕事があり、安心して働き続ける

ことができる持続可能で豊かなしまづくりとして、有人国境離島法を活用した創業や事業拡大を、また、壱岐への新しい人の流れを創出し、地域を支える人材を育てるということで、ワーケーション等での企業間交流の促進などを掲げているところでございます。

続いて113ページ、最後でございますが、対馬地域でございます。

産業振興と担い手育成の好循環による活力あふれる持続可能なしまづくりとして、有人国境離島法を活用した雇用創出支援を、また、日本文化の源流とも言える対馬の財産を活かした魅力あるしまづくりとして、地域資源の磨き上げによる交流人口の増加などを掲げているところでございます。

県議会のご意見も賜りながら、今後、策定を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、22、26、32、34、40、41、45であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、陳情については承っておくことといたします。

次に、地域振興部においては、法定上議会へ報告される案件や、今後、議案として上程される案件のうち関係部分があり、委員会での審査の必要があることから、議題を絞って審査を行うことといたします。

それでは、地方自治法第180条による知事専決事項報告及び次期総合計画の素案骨子を議題とし、審査を行います。

なお、次期総合計画の素案骨子については、提出資料の範囲に関する質問にとどめ、それ以外の質問については個別にご対応いただくようお願いいたします。

それでは、どなたか質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 2時59分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします
これもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の委員会は、これにてとどめ、6月29日月曜日は、午前10時から委員会を再開し、総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時 0分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年 6月29日

自 午前10時 0分
至 午後 零時 8分
於 委員会室 1

新行政推進室長	大瀬良 潤 君
職員厚生課長	山下 明 君
財政課長	早稲田智仁 君
財政課企画監	園田 貴子 君
管財課長	松田 武文 君
管財課企画監	久柴 幸子 君
税務課長	原 清二 君
税務課企画監	山口 俊也 君
債権管理室長 (参事監)	田尾 康浩 君
情報システム課長	吉村 邦裕 君
総務事務センター長	松村 重喜 君

2、出席委員の氏名

委員 長	山口 経正 君
副委員 長	北村 貴寿 君
委員	小林 克敏 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	中島 浩介 君
〃	山本 啓介 君
〃	大久保潔重 君
〃	吉村 洋 君
〃	麻生 隆 君
〃	堤 典子 君
〃	浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	大田 圭 君
総務文書課長 (参事監)	荒田 忠幸 君
県民センター長	鳥谷 寿彦 君
秘書課長	石田 智久 君
広報課長	下野 明博 君
人事課長	大安 哲也 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山口(経)委員長】皆様、おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより総務部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けることといたします。

【大田総務部長】4月1日付の人事異動に伴いまして交代があった職員のうち、今回初めて総務委員会に出席する幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【山口(経)委員長】ありがとうございました。
それでは、これより審査に入ります。

【山口(経)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算に係る報告議案を議題といたし

ます。

総務部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明をいたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」及び追加1の総務部をお開きいただければと思います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第11号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第15号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

初めに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明を申し上げます。

歳入予算は、繰入金1億206万8,000円の増、県債5,010万円の増。歳出予算は、企画費1,620万円の増となっております。

次に、令和3年度以降の債務負担を伴うものについて、ご説明いたします。

モバイルパソコンのリースに係る令和3年度から7年度までに要する経費といたしまして1億5,633万円を増額いたしております。

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染

症対策に係る国の補正予算に適切に対応するため必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳入予算は、繰入金113万2,000円の増となっております。

次に、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめ措置することをご了承いただいております。令和元年度予算の補正を令和2年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

報告第3号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてでございます。

これは、年間執行額が確定したことなどに伴うものでございます。歳入予算は71億6,244万3,000円の減、歳出予算は24億9,189万3,000円の減となっております。

歳出予算の補正の主な内容は、県債元利償還金の実績見込み減、県民税の株式等譲渡所得割の市町に対する交付金の減であります。

次に、報告第11号「令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」については、庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額が確定したことに伴いまして、歳入予算、歳出予算ともに2,736万3,000円の減となっております。この主な内容は、文書集中收受発送費の減でございます。

次に、報告第15号「令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出ともに20億1,000万円の増となっております。この補正予算は、借換債の増であります。

次に、報告第19号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明申し上げます。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づきまして、令和2年5月28日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、繰入金250万8,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 コロナ対策の地方創生臨時交付金の内容であります。今まで国の方から地方創生の臨時交付金というものをいただきながら、いろいろとコロナウイルスの対策と同時に経済対策をしっかりとやっていただいていると。こういうようなことになっておるわけだけれども、要するに、これまで何回ぐらい、こういう補正予算を組み、総額幾らぐらいになっているか、まず、その点についてお尋ねします。

【早稲田財政課長】 令和2年度におきます新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、6月補正の追加予算まで含めまして、これまでで5回、総額で819億1,900万円の予算を計上しているところでございます。

【小林委員】 ただいまの答弁で、5回に分けて819億1,900万円ぐらいの補正予算を組んでいると、大変な金額です。これについては国の的確なる交付金の支援という形の中で、地方が緊急経済対策を実行できているということで大変ありがたいという気持ちでおるわけでありませ

そこで、総務部長、先般の一般質問の中において、あなたの方で質問に答えて、まず、2月から5月の間における経済波及効果がどうだったのかと。その時は2月から5月でございますから407億円ぐらいですか、そのぐらいの金額の中で経済波及効果がどうかと、こういう質問があった時に1.3倍ぐらいの波及効果があると、539億円と、こういう答弁をされておるわけですね。大体2月から5月ぐらいまでの、わずか2月、3月、4月、5月の4か月間ということの中で、厳しい取り巻く環境を眺めてみた時に、1.3倍の、539億円の波及効果が果たして生じるんだらうかと、こういうようなことについて若干、なんか受け止め方というか、感じ方というか、なかなかピンとこないわけですよ。

だから、そういうような407億円が1.3倍になったというようなことを言えるだけの試算を本当にしっかりやっていただいているのか、このことの数字については、我々が期待しているのか、どのような形の中で約540億円の、そういう金額が経済波及効果として長崎県にもたらされるのかと。何か試算のやり方があるわけでしょう、算出方法が。

そういうようなことで、この数字はあなたの答弁だから。しかも、いわゆる権威ある議会の答弁であるから、これはしっかり受け止めておかなければいかんと思います。

まず、基本的に、この数字については余りにも早過ぎてびっくりしているんだけれども、間違いはないのか。

【大田総務部長】 お答え申し上げます。

今、ご指摘いただきました数字につきまして、産業連関表の中で経済波及効果を分析するものがございまして、そちらに機械的に数字を当てはめることによりまして算出するものでご

ざいます。現状におきまして、答弁申し上げた数字に誤りはないものと考えております。

【小林委員】 そうすると、そういう計算の方式があるわけだね。そんなようなことで考えていくと、今、答弁いただいたように、今回、補正予算が5回にわたって819億2,000万円、これだけの大きな金額を我々の方で認めて、その上でトータルしたら819億1,900万円だと、これだけの金額になっているわけですね。

この点からしていけば、果たして経済波及効果はどれくらいのことが期待されるのか、この点についてはどうですか、わかりますか。

【大田総務部長】 委員ご指摘の、今、819億円ベースでの経済効果ですけれども、今、算出をしているところでございまして、現時点、数字を持ち合わせておりません。

今回の数字につきまして、多いと見るか、少ないと見るかというのは当然あると思っております。今回、例えば407億円ベースで申し上げますと、金融関係の資金繰りの関係が、このうち240億円程度を占めておりまして、この部分については、産業連関表によります経済波及効果が若干低めになっております。この関係が1.26倍という形になっております。

全体的に、今回の今まで組んでいる407億円という金額につきましては、やはり補償的などころですとか、あるいは当座の手当てといったところがメインとなっておりますので、どうしても経済波及効果という意味では、少し低目に出るという状況になっております。

【小林委員】 そしたら、この819億円の今回の補正予算の総額、5回に分けて。このいわゆる経済波及効果については、まだ算出してない。いつ頃わかるんですか。

それで、こういうのは、やっぱりこれだけの

対策を打っていると。ここについてはやっぱり知事が記者会見でちゃんとした発表をした方がいいと思うんです。総務部長もそれなりの地位があって、それだけの責任のある人であることは間違いない。だから、そうやって経済波及効果について議会で質問されて、あなたの方でその金額を答えているけれども、やっぱり緊急経済対策なんだよ。

それで、この補正予算の金額がどれくらい効き目があるのか、長崎県でどれくらいの大きな経済的な対策につながっていくのかと。その波及効果というものは、とても関心があるところなんです。

こんなところは、やっぱり知事が記者会見できちんと正式に県民に向けて発表していただきたいと、こういう考え方を私は持っているわけです。

だから、そういうような形で今回の819億1,900万円、この5回にわたる総額、これは今なんかメモが渡ってきよったけれども、どこかで計算しているんじゃないのか。書いてないか、書いてあったら読んでくれ。

【大田総務部長】 申し訳ございません。メモはいただいたんですが、まだちょっと私がかみ砕けていないのでご容赦いただければと思います。

今、おっしゃっていただいた経済波及効果の関係でございまして。出し方としてなかなか難しいと私自身も考えておりまして、基本的には事業として何を内容としてやっていくかということをしかりと県民の方々にアナウンスしていくべきだと考えております。

この経済波及効果自体、さっき申し上げたとおり、例えば1.3倍という数字について、それを多いと見るか、少ないと見るかということもございまして。あるいは冒頭申し上げましたとお

り、非常に機械的な計算ということになってまいりますので、現時点におきましては、この数字によってどうだというご説明よりは、やはり個々の施策についてどのような形で県民の方々、あるいは事業者の方々に届くのかといったところに重きを置いて広報していきたいと考えております。

【小林委員】総務部長はね、当たり前のことを言っているんだよ。要は、中身だということは、わかっているんだよ。けども、やっぱりこれだけの緊急経済対策を国の地方創生の交付金をいただいて、これだけの対策を頭いっぱい使いながら、みんなで協力し合いながらやっているんだろう。その中で波及効果がどうだということは、誰だって関心があるところだよ。波及効果に関心がなくて中身が問題だと、こんなようなことを言っているわけだ。

大事なことは、今言うように、波及効果ということは、やっぱり我々がこれだけの対策を打って、どれだけの景気対策につながっていくのかと。県民はコロナでうちひしがれた、こういう取り巻く環境の厳しさに大変な思いをしているわけだよ。だから、そういう点についても、中身が大事、どんな対策を打つかということは、当然、中身も大事。

同時に、総額について、これだけの規模で打って、これだけの経済効果が期待されると。こういうようなことを明るい材料として、やはりその結果を知らしめるということは、とても大事なことなんだよ。

だから、君の答弁でもいいけれども、やっぱり記者会見等において知事に答弁していただくような、知事が記者発表して県民に訴えてもらうような、そんなようなことが大事ではないかと思うけれども、それはどうだ。

【大田総務部長】お答えいたします。

今おっしゃっていただきましたとおり、今回の趣旨といたしましては、やはり県民の方々に前を向いていただくという趣旨も非常に大きかろうと思っております。そういう意味におきまして、委員ご指摘いただきました経済波及効果につきましても、出し方をよく考えてみたいと思います。

【小林委員】なんか答弁がきちっとせん。総務部長、もう一回丁寧な今の答弁は納得しない。

【大田総務部長】お答えをいたします。

今おっしゃっていただきました経済波及効果の関係でございます。

予算額としての見え方よりも、どれだけの効果が出てくるのかということにつきましても、例えば、今回の話で申し上げれば1.3倍ですとか、あるいは819億円ベースにした時にどれぐらいになるかということにつきましても、先ほどと重複になりますけれども、県民の方々に、こういった効果が現れているかということをお知らせするための重要な数字だろうと思っておりますので、今後、経済対策を打つに当たって、しっかりとその数字のところを触れていきたいと思っております。

【小林委員】こういう大事なことは、知事が県民に向けて記者会見等できちんと正式に発表してもらいたい。これについてどう考えるかと聞いている私が聞いていることは、こういう大事なことは、知事の記者会見の際に、きちんと県民に向けて表明していただいたらどうだろうか、その点をどう思うかということをおっしゃっているんじゃないか。

【大田総務部長】今いただきましたご指摘につきまして、知事ともしっかり相談して、知事の会見の場があるかどうかということも含めまして、

知事の発表の中に取り入れるように努力したいと思えます。

【小林委員】知事の記者会見の発表の場があるかないかとか、そんなようなことは、記者会見を定例的にやっていることはわかっているじゃないか。記者会見の際に、正式に県民に向けてきちんと表明をしていただく、発表していただくということはとても大事だということを言っている。

だから、私が言っていることは、知事の記者会見は、定例の記者会見もあれば、いろんな記者会見等々があるじゃないか。そういう中にきちんと県民に元気を与えなければいけない。こういう内容のことについては、やっぱり緊急経済対策、これだけの補正予算を組んで、これだけの経済効果があるから、さあ、みんなで頑張ろうと。こういうのをトップの知事が県民に向けて発表することであるということを何回も言ってるんだよ。

知事と相談をしてとか、そんなような話の類じゃないんだよ。全体的な話として、これが大事だということを改めて強調し、少し考え方が違うようだから、真っ直ぐな考え方をもってこれから県政に努めてもらうことを強く要望しておきますよ。

それから、今これだけの、追加補正を入れて819億1,900万円の総額になっているけれども、長崎県の財政が果たしてこの819億円の中でどれくらい出ているんだろうかということについて、財政課長、やっぱり我々は関心がありますよ。819億円、今回、5回に分けて補正予算を組んでいただいているわけです。長崎県の基金も大分枯渇しながら、皆さん方がそうやっているやっつけていただいているということはよくわかっている。

果たして、この中でどれくらいの長崎県の財源、まさに真水が調整基金から支出されているのか、これについてお答えいただきたい。

【早稲田財政課長】コロナ禍における補正予算におきましては、国からの財源を最大限に活用して、現在、予算編成を行っているところでございます。医療関係では感染症対策のための国庫補助、また、県単独の事業では臨時交付金などをそれぞれ活用しておりまして、6月補正の追加の補正予算までで財源調整のための基金の取崩しにつきましては、約10億円の取崩しにとどまっている状況でございます。

【小林委員】10億円だけで済んでいるわけだ、大変ありがたいですね。財政調整基金が10億円だけで、あとはみんな国からの交付金であると。こういうようなかつてないような状況の中で、今回のコロナに関する緊急経済対策が打てるということ、重ねて大変ありがたいことであると思います。

だから、今言うように、いかにして最大にその効果を県民の皆様方に強く訴え、また、その効果をきちんと検証していくか、こういうことが大事になってくると思います。

そこで、結局、この臨時交付金の全体の金額、これはもう全部使い切っているんですか。それともまだそういう残高があるのかなのか、そこについてお尋ねします。

【早稲田財政課長】本県におきます国の臨時交付金の交付限度額といたしましては、国の第1次補正予算分が約62億円及び第2次補正予算が約141億円でありますので、合わせて約203億円の見込みとなっております。

このうち、6月補正の追加補正予算までで約120億円を各種事業に充てまして予算化をしておりますので、今後、活用の交付金残額といた

しまして約83億円となっているところでございます。

【小林委員】残額は、あと83億円あるわけだ。83億円をさらに緊急経済対策として使うことができるというようなお答えでいいわけですね。

では、83億円は大体いつ頃、特にどんな内容かというのは、これから検討していただかなければいかんと思いますけれども、83億円に対して、いつ頃、どういう緊急経済対策をやっていくのか、その辺のことについて大まかなお答えができればお尋ねしたいと思います。

【早稲田財政課長】臨時交付金については、国において、国の施策でカバーし切れない地域の実情に応じた取組の財源に当てていただくものとしたしまして、国の施策と組み合わせながら有効活用を図るように地方団体に連絡されているところでございます。

先週ございました説明会の中でも、事業継続などへの対応分といたしまして休業要請の協力金ですとか、観光、地域公共交通などへの支援、感染拡大防止体制の充実、雇用維持確保対策、また、新しい生活様式等への対応分といたしまして三密対策、キャッシュレス対策など社会的環境の整備、教育・医療等のIT化の推進など、新たな暮らしのスタイル確立といった多くの事例が紹介されておりまして、こうした事業例にかかわらず、各自治体の判断によりまして地域の実情に応じて必要な取組を行うこととされております。

今後の対応といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復・拡大に係る対策の両立を図ることが重要でありますので、このような事例を庁内に紹介しながら今後の補正予算の照会を行ってまいりたいと考えております。

【小林委員】今の答弁のとおりなんだけれども、大体いつ頃を予定して、内容はこれから県庁内部で議論しながら、一番効き目のあることをやっていただかなくちゃいかんし、また、今まで打った中において、足らざるところもあるだろうという感じもあります。

そういうことの中で、大体いつ頃これを、例えば、9月の議会でやるのか、11月ぐらいまで延びてしまうのか、その辺のところについてはどうなんですか。

【早稲田財政課長】先週ございました国の説明会での臨時交付金の事例などを紹介しながら、庁内には9月補正予算に向けて来週にも照会を行いまして予算編成作業に着手したいと考えております。

【小林委員】そういう非常に大変な時期に忙しい思いをしているだろうと思いますけれども、その83億円についても速やかに対策を打ちたいというようなことでありますから、ひとつ県庁を挙げて取り組んでいただくことを重ねて強く要望しておきたいと思います。

それから、今回の6月の追加補正の中においても、当然、予算が計上されていると思いますが、長崎県のコロナウイルスの感染者は17名ということになって、これは4月18日以降、全くゼロになっているわけです。これは正直言って、全国47都道府県のレベルで見ると、少ない方から5番目だと、こういうことを新聞記事で読ませていただきました。全国で少ない方から5番目だと、こんなような記事が書いてございます。なかなか大変な時期に17名でとどめているというようなことについては、関係当局の皆様方のご尽力、また、県民の皆様方の協力等について、こういうお互いの思いが相まって、こういう結果になっていると思うわけです。

それで、一番大事なことは、これから第2波が来るのか、第3波が来るのか、よくわからなくても、要するに、一番大事なことは、感染拡大を防止するためには、やっぱり検査体制が十分充実しておかなければいけないと、こんなようなことが指摘されているわけです。

そういうところから、PCR検査がとても大事だということが言われております。長崎県の今回の補正予算を見ても、このPCR等の検査体制を拡充するために、それなりの予算を確保され、そして、例えば佐世保方面の国際大学等においてもPCR検査のそういうものを2台貸与するとか、大学と組んでいろいろとやっていただいているわけです。

ここのところについては、これからどういう対策になるのか。現状においてPCR検査は1日にどれくらいの検査能力があるのか。これからこういう予算を使ってどこまでその拡充が考えられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

【早稲田財政課長】 今回の6月追加補正予算におきましても、福祉保健部の方で検査体制の強化ということで、PCR検査機器等の設備整備に取り組んでおります。予算額といたしまして、民間検査機関等へのPCR検査機器等の設備補助ということで1億7,722万1,000円を計上しているところでございます。

現在、検査体制といたしまして、6月追加補正予算で従来より406件を拡充いたしまして、合計で2,040件まで県内で拡充する予定としております。

このほかにも、数字的にはまだわからないところですが、現在、福祉保健部が各医療機関を含めまして照会しておりますので、引き続き、充実・強化というものに検査体制を進め

ていく考えでございます。

【小林委員】 これは福祉保健部でやっているから、総務部ではいかなものかと思ったけれども、補正予算の中でPCR検査については大事な部分ではないかと思いましたので質問をしているわけです。

今の財政課長のお話では、1日、大体634件の検査能力が現時点であるんだと、こういう答弁ではなかったかと。そして、その後において2,040名まで検査能力ができるような体制にもっていきたいと、こういうような状況でございますね。

この例えば634件というのは、九州は沖縄を除いて7県だけれども、この634件という数字がどれくらいの規模のものだろうかと、こんなようなことで私なりに調べてみました。福岡県は1日に850件くらいできるそうです。佐賀県が130件くらい、熊本県が300件、大分県が264件、宮崎県が182件、鹿児島県が127件になっていて、そこから考えていけば長崎県の現状の634件というのは、実は福岡県に次いで第2位です。ところが、人口密度とか人口の多さとか、こういう点から考えていけば、これは850件対634件だけれども、今も言ったように人口規模が全然違うわけです。そうなってくると、それ以外のところが、次に多いところが熊本県の300件です。佐賀県は136件です。

だから、634件というのが、いかばかりすごい拡充体制になっているかと。これは県民は誰も知らないと思うんです。そんなのも率直に言って自慢するわけじゃないけれども、記者会見等々において、これだけPCR検査ができる体制、最終的には1,000名なり、それから2,040名を目指していると、こんなようなことはしっかり県民の皆さん方にお知らせをしていただき、

そして、安心をさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、この辺のところについても強く要望しておき、その取組について評価をさせていただきたいと思っております。

それから、関連だけれども、感染者の重度の人、それから半ばぐらいの人、そういうような人と軽症の人とか、あるいは無症状の人とかランクがあるわけです。

今、長崎県は、感染者の症状が重い人、あるいは半ばぐらいの人、こういう人たちを受け入れる病床を900件ぐらい準備をされているわけでありまして。財政課長に聞くのもどうかと思うのですが、福祉保健部じゃないからわからないかもしれないけれども、答えきりますか、今、どれぐらいの病床が確保されているか、どうですか。

【早稲田財政課長】新型コロナウイルス感染症患者の入院医療機関といたしまして、現在、23病院、今年の5月末現在、ピーク時で307病床ということで想定しております。

【小林委員】900床ぐらいを確保しようということじゃないかと思うんです。

それで、補正予算でその辺のところの、いわゆる病床確保については、今回の補正予算でまだ900床まで届かない。そういう点について何らかの対策を打っているかということ。

ついでに、先ほどから言っているように、軽症の方、それから無症状の方がおられるわけです。そういうような方々に対してベッドを確保するということを、長崎県では医療圏が8つあります。その8つの中でホテルとか民泊とか、そういう民間の宿泊所などを借り上げて1,000床ぐらiyorうとしているわけです。こんな予算は取ってあるんですか。

そういうことの中で、今、それがどうなっているのか。例えば、長崎市あたりの話の中で、

ホテルをお願いしようとか、民宿をお願いしようとした時に、周辺の皆様方が危険だということで反対されると、反対されて暗礁に乗り上げてしまって、今、手が届かない状況ではないかと。

だから、軽症の方、あるいは無症状の方、そういう方々に対するところの、全体で1,000件のベッドを確保したいと、そう思いながらも、これがなかなか、160ぐらいしかできていないのではないかと。それで、今言うように、長崎市あたりでは、そうやって周辺の皆様方が反対に回って手がつかない状態になっていると。その辺の打開のために今回の予算がどういうふうに計上されて、その対策を打っていただいているのか、最後にお尋ねをしておきたいと思えます。

【早稲田財政課長】新型コロナウイルス感染症の軽症者等向け宿泊療養施設の確保の今回の6月補正の追加予算といたしまして10億4,973万6,000円が予算計上されております。これにつきましては県内の医療圏域の8圏域について措置するものといたしまして、600室分を確保することで現在予算を立てております。

現在、委員がご指摘のとおり、3か所となっておりますので、これを8圏域に広げまして600室を年間分確保して実施していこうということで今回の追加補正予算に掲げております。

また、重症者につきましては、専用病床のための休止病床、それから確保の空床補填につきまして今回予算措置がされておりました、全体金額といたしましては33億2,388万円が事項として計上されているところです。

専用病床のための空床補填は、単価が約3倍になりまして、また、空床補填という意味での休止病床に対応する補助というものもできておりました、今回、800床分を休止病床でもさら

に上積みして予算を措置されているところがございます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】今、補正予算の全体的な中での質疑がありましたので、それに少し関連して質疑を続けさせていただきます。

質疑の中で、今まで819億円、補正予算を打ち込んだということでお話がありましたけれども、その中で県の単独として財政調整基金を約10億円使われたということの説明がありました。

今般、最初からずっと見る中で、国の交付金、1次、2次を含めて、そこがなかなか決定しない以前から足元を見て支援を踏み切ったということは評価されるものだと思います。

この財政調整基金の約10億円というのは、交付金に振り替えられたものを差し引いて、これは真水を県が自分たちで財源として支出しなきゃいけないお金と考えていいですか。

それと併せて、この10億円の支出によって今年度の財政調整基金の見込みについて全般的な説明をいただきたいと思います。

【早稲田財政課長】今回の新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金につきましては、4月1日付けからの対象事業について国の方で対象にするということでお伺いしております。

現在、10億円、財源調整のための基金の取り崩しを行っておりますけれども、この中で法律的、例えば、国庫補助の裏で地方負担が定まっているものについては、恐らく振り替えることができないのだろうと思っております。純粋な単独事業については、国の要綱に照らし合わせて振り替えられるものが出てくるのかどうかというのは、内容を見せていただいて検討してまいりたいと考えております。

また、基金の残高につきましては、現在、令和2年度におきまして、当初予算からこれまでの補正予算までを崩した残高ということで考えますと、現在のところ、約62億円ということになっております。

【前田委員】わかりました。

その上で、地方創生の臨時交付金の活用状況も今答弁がありましたけれども、気になっていきますのは、今後、どれだけの対策費が打てるのかというところで、今の話でいけば83億円ということの答弁がありましたけれども、国が提示している2次の140億円の内訳というのは、国の支援制度、例えば、家賃とか事業支援ですか、そういうものに対しての分と、それ以外の分で二段構えで出されてますよね。

そう考えた時に、この83億円という金額は、県が丸々独自にこれから事業計画を立てて打てる財源というふうに考えていいのか。それとも今言ったように、国が積算根拠としている家賃支援とか、そういう部分の県の負担分を除いたらどうなるのか、そのあたりについてご答弁をいただきたいと思います。

【早稲田財政課長】今回の臨時交付金におきましては、委員ご指摘のとおり、2段階で国の方では内示が行われております。ただ、ここの部分につきましては、県分、市町分とありますけれども、内容については、それぞれ区分して事業を適用するというのではなくて、それぞれ事業継続、それから新しい生活様式等の経済対策対応分というものを併せたところで考えて対応していいというふうな見解が示されておりますので、本県といたしましては、現時点におきましては、約83億円の範囲内で予算編成を行ってまいりたいと考えております。

また、これまでに講じました事業についても、今後、事業の執行に基づいて事業の執行残額と

いうものも出てくる可能性もありますので、そういったところも踏まえて予算編成には対処したいと考えております。

【前田委員】各部がこれからの支援策について、業界、現場と話をしながら今から作り上げていくんだと思うんですが、ただ、今の話でいくと、83億円、丸々あるという話ではなくて、そこから特に一番大きなのは、これから期待される家賃の支援については、これは多分、83億円の中から県として支出しなきゃいけないということ考えた時に、各部がどれぐらいのボリューム感を持ってこれから財政の方に事業案を上げてくるかというのは、そこをきちんとつかんでおかないと、なかなか計画段階から難しいのかなと思っております。

そういう意味でいくと、先ほど、部長から、個々の施策の検証をしっかりとやっていくということですが、本会議の個人質問でもちょっと指摘をさせてもらいましたが、急場のことで致し方ないとはいえ、今般、文化観光国際部から出たステップアップの補助支援の事業であったり、宿泊のクーポンであったりと思うんですけれども、見込みがなかなか立たない中で追加して補正を組まざるを得なかったという状況がありました。それは致し方ない部分もありますし、私たちも、そこは当然認めざるを得なかったわけですが、今後に対しては、そういうことがあってはいけないと思っていて、そこをしっかりと見極める意味でも、これから幾ら出せるんだということは大事だと思っています。

正直、個人的には足りないと思っているんですね、今後。第2波が来たらもちろんですし、その時にはまた国から交付金が出るとしても、十分な施策を打つには足りないというふうに思っています。

ご所見があったらいただきたいんですが、私

たち、政調の中で少し話をする中で出ているのは、これまでの施策は了としながらも、県民に対しては特定給付金の10万円、今、ちょうど給付されていますけれども、ただ、県民に対しては、これ一本しか支援が出てないわけで、あとは業界であったり、企業であったり、団体であったり、そういうところの支援になっていて、もしかすると、その次の個人に対する県独自の支援施策というものを打たなきゃいけない、打ちたい、そういう検討を私たちもしていきたいと思っています。

そうした時に、交付金の中だけで今まで対応できていますが、当初から私たちが要望している県の基金を活用してやるべきじゃないかということをやっているとありますが、その基金に対して、今、財政調整基金の話がありましたけれども、別途、産業振興の産業文化基金とか、逆に基金を創設したらどうかということも提案していましたので、その構えをもう少し示していただかないと、なかなか各部からの計画もだし、私たち議会側の方からも提案がしづらい状況ですので、ぜひ今後の展開の中で、基金の活用というものも含めて、財源についてどのように考えているのか、ご所見を総務部長に聞きたいと思います。

【大田総務部長】お答えいたします。

現時点でなかなか明確なことがお答えできないところでございます。まさにご紹介いただいた家賃のところ、地方がどういう形で負担していくべきかというところがまだちょっと見えきっていないところでありますので、そこは性急に精査いたしまして、その残りの金額といえますか、どれだけのところを今後の対策に当てられるのかということを示していきたいと考えております。

また、順番が前後いたしましたけれども、こ

れまでの補正におきまして、増額という形でお願いせざるを得なかったという状況について、ご了承賜ればと思っております。

まさに、今後の制度設計におきましては、例えば、9月ということになりますと少し時間がございまして、見積もりにつきまして精査を十分に重ねていきたいと思っております。

後段におっしゃっていただきました基金の状況でございます。今、申し上げましたように全体の状況、金額的な状況がどうなるのかというのをしっかりと見極める必要がございます。その点におきまして、例えば、産業文化基金なのか、あるいは財調基金をより崩していくのかというところの財源対策については、しっかり考えていきたいと思っております。

事業的な全体の金額をどこまであらかじめ示せるかということもでございますけれども、そこは各部から上がってくる事業の組み立てと並行して議論を進めていきたいと思っております。

【前田委員】要望にとどめておきますが、最後に言った基金の分ですけど、全体の中で様子を見るという以前に、やはり基金を使ってでも打つべき手は打つんだという姿勢を示してほしいと思っていて、具体的に言っていた産業文化基金ですね。そのことも、もっと具体的にいえば、2月議会で県庁舎建設の基金の29億円を足して102億円にしているという現況を考えた時に、せめて県庁舎建設分ぐらいの金額というものは、今回のコロナ対策に充てていいんだろうなというようなことも私は思っております。そのほかの介護とか医療の基金でも、当然、国から3分の2という事業費の助成というか、財源負担はあるんですから、そういうことを考えた時に、それぞれの基金の事業も、どこか頭を押さえるんじゃないくて、そこも県がしっかりと、財源負担も出るけれども、有効に基金を使いながら、

今後、コロナ対策を含めたところで展開しているというような考えを持って各部に対して今後の事業構築の照会というんですか、そういうものをかけていただきたいということを要望しますし、私たちとしては、これから独自の県の支援の中で、当然、交付金だけでは賄えないという前提の中で、基金の取り崩し、活用については、今後、私たちも意見をしていきますので、今、こういうやりとりがあったことを含めて今後の対応方をお願いしておきたいと思っております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】今の質問の関連もあるんですが、まず、そもそも聞きたいんですが、今回、長崎県にコロナ対策の臨時交付金というのがきているわけですが、これが例えば九州内の他県と比べてどうなのかなというのがよくわからんですが、長崎県はよその県と比べて潤沢に国からきているとか、そういうことの資料とか検証されたことがありますか。あったら教えていただきたい。

【早稲田財政課長】新型コロナウイルス感染症に係る対応の地方創生臨時交付金ということで、交付限度額が国から全国に示されております。これを見ますと、1次で662億円でありますけれども、こちらは全国順位としては第19位、それから、第2次の6月24日に通知がございました分につきましても、141億円となりまして、こちらが全国で第20位となっております。合わせますと約203億円となるわけで、1次、2次合わせた全国順位が第19位ということになっております。

【吉村委員】どれぐらいくれば十分だというラインはわからないんですけども。というのは、先ほど前田委員からも質問がありましたが、観光関係の方々とちょっとお話をする機会があり

ました。大変なお褒めの言葉で、長崎県の初動ということについては非常に感謝をしている、九州管内、各県と比較しても長崎県が一番素早い対応、それから中身ということで、お褒めをいただいたところですが、観光についてはですね。

こういうことでよかったなと思うんですが、先ほどからもありますように、次を考えると、まだまだ今後いろんな対策を打っていただきたいという要望もあるわけです。そういうことで少しでも多く、そういう対策予算を確保するということが必要だろうと思うわけです。

私も実は聞こうと思っておったんですが、いわゆる財調の取り崩しが10億円ということまで今回出ているんですが、令和元年度の補正を見ますと財調は27億円、補正前の額があって、今回の専決補正でその全額を減額してゼロにしてあるわけです。例年、そのような操作で財調を残していくという作業をされておるんだろうと思います。

今回、10億円、財調を崩していることになるわけです。合計でいくと、327億円が財調の支出ということになるわけですが、ここら辺、先ほどもちょっと話がありましたが、どこまで財調を崩して対応していくのか、不足があるとすればですね。それから、目的基金がかなりあると思うんですが、そこら辺の内部をさらに検証していただいて、その目的に合致するためには、どれぐらいなからんばいかんということもやらんといかんのだろうと思いますけれども、その点についてもう一度、お考えをお知らせいただければと思います。

【早稲田財政課長】今回の最終の専決補正におきましても、財源調整基金の取崩しということに関しましては、3基金を持っているわけですが、今回、取崩額としては11億円ということで、積立金が3億円ありますので、前年度

に対しまして約8億円の減ということになっております。そのため、全体としては財源調整の最終専決の補正予算を終えた財源調整の3基金の残高といたしましては、214億円となっております。

今回、新型コロナウイルス感染症対策で国からの地方創生の臨時交付金という財源措置がありましたので、かなり幅広く事業としてはできておりますけれども、委員ご指摘のとおり、第2波、第3波などが来る際の備え、それから、感染症対策と経済対策の両立を考えますと、財源の見通しというものも、残りの83億円で果たしてどうなのかという考えもありますので、こちらについては、財源調整3基金の状況、それから、特定目的基金もございますので、そういった全体のバランスというものを見て、また、さらに各部からの予算要求を踏まえて検討したいと考えております。

【吉村委員】そこら辺は柔軟に対応していただくように。県内の各自治体においても、そういう目的基金については、今すぐ必要でないものとか、そういうことを精査する中で、今回、特にコロナ対策ということですから、対応していくということを考えていただきたい。

それから、これまでの対応から見て、コロナ対策の事業関係は、長崎県は非常によくやられていると思うんですが、先ほど前田委員からお話がありましたように、私も、県民に対して、これも協力をしておるんだというところで、どのような形で対応できるかということは考えないといけないんでしょうが、県としての一つの対応といえますか、県民に対して見えるようなことをやらんといかんのだろうと。それで令和元年度の補正を見ても、県民税で見ると個人で378億円あるらしいですね、事業税も248億円あるわけですが、こういうことを考えると、県の

歳入のかなりの部分を県民税で賄っているということを考えると、やはり県としても県民の皆さんに対して何らかの措置をするということも重要だろうと思いますので、そこら辺は今後のいろんなご意見の中で対応していただきたいと思うわけでございます。

あと1点、これは予算書を見て思ったんですが、今回、20億円、借換債をされておりますね。それで、この借換債をされて元金が減っていくわけですが、この借換債はどのような形でできるのかということの中身についてお知らせいただければと思います。

【早稲田財政課長】借換債につきましては、県の方で、現在、収支改善の一環といたしまして交付税措置に合わせた対応というものをしております。例年、総務省から通知がありまして、交付税措置のある起債については20年償還の割合、それから30年償還の割合というものが定まっております。大体、20年債が70%、30年債が30%ぐらいのシェアとなっております。

その通知と、現在の県債の発行状況を見て、全体的な県債の発行について交付税措置があるものがどのぐらいのシェアになっているかということ調整して、当初予算、それから2月補正予算、そして、最終の専決補正予算で全体の県債というものが決まっておりますので、そこで大体7対3ぐらいのシェアというものを定めて借換債の発行というものを講じております。

【吉村委員】最後にしますけれども、今の分で、この借換債で借り換えて、一定、財源の負担を軽減していくという効果があるんだろうと思いますけれども、この借換債によって、どのような効果が得られていくのかということ説明していただければと思います。

【早稲田財政課長】交付税措置に合わせました借換えの適用ということになりますので、通常、

20年で償還が終わる前については、それ以降についても交付税措置ということで通常なされるわけですが、例えば、今回、20億円の償還の分を延ばすということになりますと、その分、単年度の財政負担というものが軽減されることになります。20億円だと、さらに10年間延ばすことができることになりますので、その2億円分については財政負担が、世代間の平準化を図る意味でも負担が軽減されるということになってまいります。

【吉村委員】わかりました。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】小林委員と重なる部分がありましたのでちょっとお尋ねしたいんですけれども、今回、臨時交付金の関係で残高が83億5,200万円ほどあるということでありまして、これは7月補正でされるということですが、全額、今回の補正予算は交付金に当たって、大体、対応を含めてやるということで考えていいんでしょうか。それとも予備費を残して、言われたように、3次とか厳しい状況が来れば、2次、3次ということで対策があるので、対策金としてとっておくという話なのか。それとも、国も10兆円程度の積立てをやっていますから、今後、何か起きれば新たに3次補正をかけるという話があります。それに対して県の考え方をお尋ねしたいと思います。

【早稲田財政課長】地方創生臨時交付金の残額につきまして、現在、9月補正予算に向けて予算編成作業を行うこととしております。基本的には、原則として、今年度中に予算を計上すると、繰越しも認められるということでありまして、基本的には迅速に対応するために今年度中の予算執行について県としては考えてい

きたいと考えております。

また、国の方では10兆円の予備費というものをもって第2波、第3波に備えることにしておりますけれども、そちらについてはまた別途、何らかの予算措置が講じられた場合は、県の方で対応してまいりたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。この前も交通対策とかいろいろ出していただきました。だけど、医療従事者に対して展開できる分はあるんだけど、この前から文教厚生委員会でも話が出ていましたけれども、国家試験を持った鍼灸師・あん摩とか整体とか、そういうところには出てないということもあります。他県、佐賀あたりは出しているわけですね。

そういうことで、各県によって事業体制の取組が違うということがあるので、基準をしっかりと見てもらって取組の事業を確認してもらいたいなというのが1点。

あと1点は、経済対策で対応されていないところからいろいろ上がってくると思います。企業関係についても、倒産が今後、中小を含めて、今までは観光とか飲食関係が多かったんですけども、今後、事業体を含めて中堅企業が大変厳しくなってくるんじゃないかと思っていますので、これに対する対策を産業労働部を含めて連携しながらやっていただきたいなと。

この前も言いましたけれども、借金がある状況を増やすと企業は体質的に返せない。だから、彼らも借金を増やすより事業をやめようかということもありますし、継続についてはリーマンショック以上に厳しくなっていますから、よく連携を取っていただいて速やかな財政措置をお願いしたいと思っておりますけれども、それについて考え方をお尋ねしたいと思っております。

【早稲田財政課長】1点目にございました国家

資格をお持ちの方々などへの一つの対応といたしまして、新しい生活様式への助成金ということで、1事業者10万円ということで行っております。このほか九州各県や全国の状況を見ながら、各部局、予算などの要望等ありましたら丁寧にヒアリングをしてまいりたいと考えております。

また、企業関係につきましても、今回の臨時交付金の中で事業継続ということで、交通事業者や観光、それから中小企業支援というものを含めて事業継続というものを柱として立てられておりますので、そのようなものについては産業労働部と連携しながら対応を講じてまいりたいと考えております。

【小林委員】先ほど、前田君の質問の時に答弁で、83億円の残高が長崎県のために全額は使えないと、こんな答弁をされていたが、国の83億円が、要するに、国でカバーできない、地域の実情に応じた施策を打っていくということが今回の交付金の目的でしょう。そういう状況から考えた時に、先ほどの質問を聞いていると、この83億円があたかもひもつきみたいな恰好の話に聞こえて、何か83億円が全額、長崎県の思うとおりには使えないみたいな、そんな答弁があっただけじゃないかと思うけれども、もう一回、私が聞き間違えたのか。

83億円の残高については、9月の補正で上程して、そして、これはまさに長崎県のコロナウイルス感染症対策、さらに経済対策を今までどおり、引き続き83億円を全面的にこのような形で使い切ることができると、そういうような認識でいいのか、もう一回尋ねたいと思います。

【早稲田財政課長】地方創生の臨時交付金の残額の約83億円につきましては、基本的には地方単独事業に当てられるものでありますので、財

源的には、例えば、国との連携事業であります
と、国がカバーしきれない地方単独事業という
もので、地方の裁量でできるものであります。

前田委員にお答えいたしましたのは、財源調
整のための基金で約10億円取り崩している中
で、この臨時交付金の対象になるものがあるの
ではないかというご指摘でしたので、その中で
振り替えられるものも、中には内容精査の上、
可能性があるということと、今の地方創生の臨
時交付金とは別に国庫補助事業で財源調整のた
めの基金を充てているものについては、これは
法律上なり、もしくは国の要綱上なりで決まっ
ているものなので臨時交付金には振り替えられ
ずに基金を取り崩すしかございませんというこ
とであります。83億円は、地方の単独事業と考
えていただいて結構です。

【小林委員】わかりました。それで安心しまし
た。そういうようなことで今後に期待しておき
たいと思います。

それから、補正予算を見た時に、これは4月
の補正予算で計上された休業要請に伴うところ
の予算が26億6,400万円あるわけです。この休
業要請等で協力金26億6,400万円、4月で計上さ
れました。ここについて、今、協力金の申請件
数がどれくらいになっているのか。そして、総
額、26億6,400万円の予算の中で消化されてい
るのかどうか、その辺の申請件数と今大体どれ
くらいになっているか、その辺のことについて
お尋ねしたいと思います。

【早稲田財政課長】休業要請等の協力金の対応
でございますけれども、産業労働部に先週末ま
でということで確認いたしましたところ、現在のと
ころ、8,281件の申請がっております。そのう
ち処理済ということによる支出済、振込済が
5,974件という現在の状況でございます。

【小林委員】所管が産業労働部であることは間
違いないんだけど、今のご答弁では約8,300
件近く、8,281件と。あなた方の読みというのは、
26億円でどれくらいの申請数になると考えて
いるかと、その時点で、まだどうなるかわから
んところで、大体8,300件から8,500件くらいじ
ゃないでしょうかと、そんなようなことをずば
り当てているわけです。それだけ読みが関係当
局は相当深いなということで、今の実績でいけ
ば8,281件と、なるほどと、こう思っているわけ
です。

それと、今、処理をした30万円の協力金です
が、5,941件ということで、二千数百件がまだ協
力金をいただくことができないような状態にな
っていると。これはどういう事情があるかわか
りませんが、やっぱりスピーディーに届くべき
ものが届いて、経済対策に自信を持っていただ
くということが目的なだから、そういう点で
これだけ、今の段階でまだ2,000件以上が残っ
ているということについては、大体いつ頃消化で
きるのかどうか、これは財政当局だから、わか
っているのか、わかってないかわかりませんが、
この点について何か状況がおわかりになります
か。

【早稲田財政課長】申請件数が約8,300件ある
うちの中で、データの抽出が約7,500件済んでお
りまして、支出の手続が約6,900件まで上って
おりますので、この6,900件については、今後、支
出手続がなされていくと思います。

そのほかの部分については、例えば、口座の
チェックですとか申請書類のさらなる追加とい
ったものがあると思いますので、そこについて
は産業労働部の事務局の方でさらに調整の上、
手続が進められるものと考えております。

【小林委員】わかりました。何度も言うように、

大変だと思いますよ、この作業も、これだけの件数ですから。1件につき30万円というような協力金を出していくわけだから、なかなか大変な作業だと思います。

しかし、先ほどから言っているように、その協力金を頼りにされている方もいっぱいいらっしゃると思います。手続きが煩雑だということようなことではないと思いますが、なかなか口座の番号が違ったりとか、確認できないとか、事務的なことで余儀なくされていることもあると思うんです。

いずれにいたしましても、この状況の中で26億円、満額は使い切っていないわけだね。そういう点から考えてまいりますと、少し確実なところをもってスピーディーに、そして、渡すべきところにきちんと届くというようなことで、大変でありますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、同じく補正予算の中において、感染症対策で慰労金というのが81億9,000万円、これが12万8,000人を対象としてと。それから、病院等でドクターとか看護師の方々とか、そういうコロナ対策に正面から向き合っていたいただいているの方々、あるいは施設とか障害者施設とか、そういうところの関係者の皆様方に5万円から20万円の慰労金が支給されると、その対象が12万8,000人ということが報道されております。12万8,000人で81億9,000万円ですね。これもタイムリーにやっていただきたいと思っているわけけれども、この点については大体いつ頃、お手元に届くのか、どういう手続なのか、所管がちょっと違うけれども、いわゆる大蔵省として、その辺のところはしっかりわかっただらいいと思うけれども、いかがですか。

【早稲田財政課長】補正予算について県議会のご承認をいただきましたら、速やかに事務手続

に入るといことで福祉保健部からお聞きしております。

慰労金を含めまして、各施設への感染症対策というものをどうするかといった連絡が先週、厚生労働省からあっておりますので、この補正予算の成立後におきましては、厚生労働省から示されました手続ということで、例えば、慰労金の支給についても民間団体へ委託して事務書類を施設側からいただいたりという手続がありますので、その書類に従って速やかに手続がなされていくと思います。

期間的にお示しできるかどうかわかりませんが、7月中ぐらいにはいろんな事務作業の契約手続などに入って行くものと考えております。

【小林委員】わかりました。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第108号議案のうち関係部分、報告第3号のうち関係部分、報告第11号議案、報告第15号議案及び報告第19号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

途中でありますが、換気のため、10分程度休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案及び報告議案を議題といたします。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きいただければと思います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第100号「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第101号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」、第102号議案「長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例」、第103号議案「長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」、報告第20号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

初めに、条例議案について、ご説明いたします。

第100号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分でございます。

この条例は、国において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、職

員が厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たった場合の防疫等の作業手当の特例が措置されたことから、本県におきましても、同様に特例を措置しようとするものでございます。

第101号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴いまして、所要の改正をしようとするものでございます。

第102号議案「長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、審議事項でございます土地の提示平均価額について、固定資産評価基準の見直しによりまして、毎年度算定から3年に1度の算定となったことに伴いまして、審議会の開催も3年に1度となることに伴いまして、委員の任期を現行の2年から3年に延長しようとするものでございます。

第103号議案「長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、政府の自粛要請により中止されたイベント等のチケット払戻請求権を放棄した納税者に対する県民税の寄附金控除の適用と、自動車税環境性能割の税率軽減について半年間延長を措置するほか、都市再生緊急整備地域における不動産取得税の課税標準の特例並びに県税の課税免除及び不均一課税に係る申請主義を定めるため、所要の改正をするものでございます。

次に、報告議案について、ご説明をいたします。

報告第20号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、令和2年度税制改正の内容のうち、発電事業及び小売電気事業に対する法人事業税の課税方式の変更に伴う税率の新設や国体ゴルフ競技公式練習に対するゴルフ場利用税の非課税措置など令和2年4月1日から施行すべきものについて、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案外の所管事項について、ご説明をいたします。

今回、ご説明をいたしますのは、新たな総合計画の策定について、行財政改革の取組についてであります。

まず、新たな総合計画の策定についてでございますけれども、昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やソサエティ5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして、本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画といたしまして策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示しをしたいと考えております。

今議会に提出いたしました素案骨子におきましては、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念といたしまして、10の基本戦略を掲げております。このうち総務部の関係といたしましては、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」の戦略に関連する事業群が含まれております。

この「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」におきましては、行政手続のオンライン化ですとか、AI・RPA等を活用した業務効率化など、スマート自治体の実現に向けた行

政におけるデジタル化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いするとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

次に、行財政改革の取組についてでございますけれども、平成28年3月に策定いたしました「長崎県行財政改革推進プラン」の令和元年度の取組状況を取りまとめましたので、ご報告をいたします。

令和2年4月現在の全体的な進捗状況といたしましては、具体的な63の取組項目のうち、最終的な目標を達成した項目は3項目となっておりますが、全体の約9割に当たる54項目につきましては、順調に推移しておりまして、目標の達成に向けて着実に見直しを推進しております。

特に、数値目標を掲げて取り組むこととしております収支改善と職員数削減については、収支改善効果額が平成28年度から令和元年度までの目標額約257億円に対し、約352億円、知事部局等の職員削減数が5年間の目標100人に対し、115人となっております。

総務部関係の実績といたしましては、庁内業務のICT化を推進するため、RPAの運用を2業務で開始したほか、AI会議録音声システムにつきましても、本庁を対象に試行するなど、さらなる働き方改革の推進に取り組みました。

さらに、歳入面についても、令和元年度の県税徴収率は、平成に入ってから過去最高であった平成30年度の実績98.8%と同程度の高水準となることを見込まれるほか、ふるさと納税について返礼品の充実や寄附受付サイトの増設などによりまして、寄附額は平成30年度の約2倍、1億5,000万円になるなど、歳入の確保にも積極的に取り組みました。

現在の行財政改革推進プランは、今年度が最

終年度でありまして、プランの達成に向けて一層の取組を進めてまいります。

なお、令和3年度以降推進する新たな行財政改革に関する計画の策定に当たっては、庁内検討会議を設置するとともに、民間有識者等のご意見もお聞きしながら、新たな時代を見据えた持続可能な行財政運営や人材育成、多様な主体との連携など幅広い観点から議論を進めてまいります。

今後、県議会のご意見も十分に踏まえながら、新たな行財政改革に関する計画の策定に取り組んでまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】次に、人事課長より補足説明を求めます。

【大安人事課長】お手元に配付いたしております「令和2年6月定例県議会 総務委員会説明資料」をお願いいたします。

1ページをお開きください。

第100号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきまして、ご説明させていただきます。

1の改正要旨でございますが、この条例は、国におきまして、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため、職員が厳しい勤務環境等、極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されない業務に当たった場合の防疫等作業手当の特例が措置されたことから、本県におきまして、同様に特例を措置しようとするものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)支給対象職員につきましては、人事委員会規則で規定することとしておりますが、

及び に掲げる職員が、(2)の作業内容に掲げます から の作業に従事した場合に手当を支給しようとするものでございます。

具体的には、 につきましては、国におきまして、武漢からの政府チャーター機による帰国邦人や「ダイヤモンドプリンセス号」の下船者が宿泊する施設における作業が手当の支給対象とされていることから、本県におきましても、今後、軽症患者等を受け入れる宿泊療養施設が開設された場合、そこで勤務する職員を支給対象とするものでございます。

また、 につきましては、保健所等の職員は、疫学的調査や患者の移送など、宿泊療養施設に勤務する職員と同様に、患者等に接して行う作業に従事していること。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンや治療薬がない中で対応しなければならない危険性、精神的負担を考慮し、また、他県の措置状況も踏まえ、支給対象とするものでございます。

(3)をご覧ください。手当額につきましては、作業1日につき4,000円を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額としております。具体的な手当額につきましては、国の特例措置と同様に、作業1日につき3,000円とし、ただし、対象者の身体に直接接触する作業、また、対象者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は、作業1日につき4,000円としたいと考えております。

3の実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された2月1日に遡及して適用したいと考えております。

第100号議案の補足説明は、以上でございます。よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【大久保委員】私は、まず、第103号議案「県税条例の一部改正」ということで、イベント自粛時のチケット払戻請求権放棄とか、自動車税とか、不動産取得税とかありますけれども、イベントのチケットの払戻請求権放棄というのは、最近、文化庁、スポーツ庁から出てきたんでしようけれども、自粛期間は大体終わって、2月、3月、4月、5月、6月ですから、もう既に払い戻しを受けた人もおられると思います。

このことによって、減免効果でしょうか、どれぐらい県税に穴があくのか。それから、例えば、イベント自粛時のチケットの払い戻しを放棄された方にとってどれぐらい減税効果があるのかということと、今言いましたように、この3つのことによって、どれぐらい県税として税収に穴があくのかということをお示しいたきたいと思います。

【原税務課長】ただいま、委員からご質問がありましたチケットの払い戻しの放棄に関する税制ですけれども、この分につきましては、新型コロナウイルス感染症で中止されたコンサートとか、あるいは文化芸術とか、そういったイベントでチケットを購入されていた方が、結局、中止となったために、通常であれば払い戻しをすると思うんですけれども、主催者を応援したいという気持ちで払い戻しをされない方がいらっしゃる場合に、その払い戻しされなかった金額を寄附と見なすというふうな税制になっております。

具体的に例を出して申しますと、チケット代金が1万円で、税額控除の場合、まず、2,000円というのはどうしても控除できない部分がございますので、1万円から2,000円を引いた分に所得税で40%、住民税で10%の軽減になりますの

で、トータルで1万円のチケットを払い戻しされずに寄附をされた場合は、その方について4,000円の減税になると思っております。

今現在、長崎県内で予定されておりました公演、イベントで、文化庁、スポーツ庁から指定を受けておりますのが、今、4団体ぐらいございます。「劇団四季」とか、そういったところになりますので、どのくらい減税になるのかがちょっと計算ができない部分になっておりますが、そこまで大きくないかと思っております。

県に与える影響としましては、先ほど申しました4,000円のうちの320円ぐらいが県民税に係る影響になってくるかと思えます。この分につきましては、何千人、何万人いらっしゃったら、それだけ金額が大きくなりますけれども、その分については交付税措置がされるものと思っております。

【大久保委員】これは県に申し上げてもあれですけど、もう大分時期がたっていますので、文化であれ、スポーツであれ、イベントをされる方の損失というのは結構大きくて、それがなかなか今までの助成制度のメニューに乗らないというケースが多くて困ったなということだったんですけど、早くこれを大きく告知をしていただいて、購入された方が寄附をすることによってイベントを開催される側の損失も少なくなるし、また、寄附をされた方も、そういうふうに減税の効果があるということで、さらに県としても税収が減った分は交付税の措置をされるということでもありますから、大いにPRをしていただきたいと思います。

それから、不動産取得税の条例改正案ですけれども、都市再生緊急整備地域を内閣府が指定するというふうになっておりますが、これはどういうものを対象にしていますか。

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

【原税務課長】 この都市再生緊急整備地域の主な内容ですけれども、地域の活性化等を図るために、いろいろな支援措置を行えるよう整備地域を指定するという事になっております。

その支援の内容ですけれども、法制上の支援措置で規制の緩和、あるいは財政支援で金融支援とか税制支援、税制支援の中で県税でありましたら不動産取得税、市町村税でありましたら固定資産税、都市計画税の優遇が受けられる措置となっております。

【大久保委員】 今回、第103号の議案の中にある県税条例の一部改正ということで、不動産取得税、これは県税ですよ。そして、この中に内閣府が指定する都市再生緊急整備地域というのがありまして、そこにおける不動産の取得に対する取得税の減免措置ということですから、だから、この都市再生緊急整備地域というのは、どういうところを対象にしていますかという質問です。わかりませんか。

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

【原税務課長】 現在、予定されております地域が、今年の夏から秋にかけて長崎市の中心部において、長崎駅周辺とか、ターミナル周辺とか、あと、まちなか、市民会館周辺とか、そういったところを中心に指定がなされる予定です。

【大久保委員】 そしたら、この夏から秋にかけて予定されていると、これは県都長崎市に限りということなんですね。そうすると、例えば、政府がそういうふうに指定をした意図とか、それから、長崎県にとって、じゃ、不動産取得税を軽減することによって予定されている地域がどれくらい活性化するのか、あるいは不動産取得税を減免することによって、これは県税収入ですから、穴があいた時にどういうふうにして補填するのかということの計画は、もちろん税務課でされていると思うので質問したんですけど、そこらあたりはどうですか。先のことでしょうけど、大体の描いている姿というのは。

【原税務課長】 エリアの指定になっておりまして、その中に事業認定を受けた施設が建った場合に、その分の不動産取得税の減免という措置になりますので、今現在、事業規模ということがはっきりしておりませんので、今の段階で、どの程度ということは申し上げられないんですけども、今回の条例におきまして、例えば、本来であれば1億円の不動産取得税が課されるという場合に20%の軽減という形になっております。

【大久保委員】 長崎県全体が、これから新しい時代に向けて、もちろん新幹線も長崎市だけではございませんのでね、県土の開発ということで、当然、港湾となるところは佐世保もしかり、いろんな離島地域もありますので、意図するところがいまいち、県都長崎に限るということ、しかも、県民というよりも、開発をする事業者向けのこういう措置なのかなという理解でいいのかなと思います。

それからもう一つ、これは知事専決の県税条例の改正の部分ですけれども、電気供給業について改正が行われているということで、ここが

資本金1億円超の法人と1億円以下の法人に分けてあるところのご説明と、それから、改正前と改正後に単純に足すと非常な増税に見えるようにとれるんですけれども、その辺の意図するものは何かということをご説明いただきたいと思います。

【原税務課長】専決分の法人事業税の改正の分ですけれども、通常の法人は所得課税で収入から経費を引いた部分の所得に課税するということになっておるんですけれども、電気・ガス供給業に関しましては、大規模施設を有しております、多大な行政サービスを受益しているにもかかわらず、税額が少額になってしまう場合があって応益課税に矛盾するというふうな理由で、1949年度から収入金額課税が取られておりました。

それに対しまして、2016年頃から電力の小売り全面自由化が図られておりました、業界とか経産省の方から、既に収入金課税の根拠は失われているので、公平性の観点から是正が必要ということで常に要望が出されておりました、今回、一部、業界の方の要望を通した形になっております。

税率だけ出せばプラスに見えるんですけれども、実際のところは、それぞれ計算したところ、そのままのベースでいけば変わらないような形になっております。ただ、資本金1億円超はそうなんですけれども、資本金1億円以下の部分の所得割につきましては、所得が生じなかった場合、赤字になった場合というのは、純粹にその分が減額になってくるのかと思っております。

【大久保委員】 そうしますと、資本金1億円超というのは、これは大手の電力会社を指すのかなと思ってしまして、資本金1億円以下の法人というのは、県内にどれぐらいあるんでしょう

か、わかりましたら。

【原税務課長】この改正が発電事業と小売電気事業の部分に限っておりますので、その部分の法人ということになります。

申し訳ございません、法人数については、ちょっと持ち合わせておりません。

【大久保委員】せっかく条例案が出ていますので、これは財務にも関係してきますので、県内にどれぐらい、この資本金1億円以下の電力供給業の事業者があって、この税制改正によってどれぐらい税収に変化があるかということぐらいはやっぱり把握しておかないと。また、意図するものは、小規模、中規模の電力事業者を育てようという県の方針でしているのか、いやいや、もういいと、大手だけで十分と思っているのか。そういうところは大きな県のビジョンに関係してきますので、そこらあたりを問おうと思いましたので、後日でも構いませんから資料をいただければと思います。

【山口(経)委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第100号議案のうち関係部分、第101号議案ないし第103号議案及び報告第20号議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、21、23、24、27、28、37、40であります。

陳情書について、何かご質問ありませんか。

【堤委員】 37番についてご質問します。

県民歌を電話の保留音で対応することを要望となっておりますけれども、現在のところ、どういふような扱いになっているのか、お聞きします。

【下野広報課長】 保留音につきまして、本庁舎におきましては保留音設定になっております。

要望がっております振興局につきましては、今現在は保留音の設定がなされてない状況でございます。

【堤委員】 本庁舎では保留音にされているということは、外部から本庁に電話をした時は、この保留音が流れるということですか。

振興局ではということですが、私は、県民歌をもう少し広めるためというか、県民の一体感を育てたり、あるいは県外に出てからふるさとをなつかしく思っていたりという面で、もっと普及すべきではないかと思っています。

お恥ずかしいですけれども、私が議員になる

まで余り耳にする機会がなくて、今、庁舎内で朝とか昼とかも流されてますよね。それで、自然に覚えてしまいました。

佐世保市が、北松の5町が合併、一緒になった時に、それ以降、全てじゃないと思いますがけれども、小中学校の卒業式とか入学式で佐世保市歌を歌うようになりました。そうすると子どもたちが覚えて非常に元気よく歌うんですが、やはりそういう機会がもっとあった方がいいのではないかと思っています。

あるいは、例えば県がいろんな表彰を行って記念品を贈呈したりという時に、県民歌のオルゴールがついたような記念品を贈呈するとか、いろんな方法があると思うんですけれども、もっと広めることを進めていただけたらと、そういうふうなことを思っています。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、総務部においては、今後、議案として上程される案件のうち関係部分があり、委員会での審査の必要があることから、議題を絞って審査を行うことといたします。

それでは、「次期総合計画の素案骨子」を議題とし、審査を行います。

なお、今回の提出資料の「次期総合計画の素案骨子」の範囲に関する質問にとどめ、それ以外の質問については、個別にご対応いただくようお願いいたします。

それでは、どなたか質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、次に、意見書審査を行います。

今回、自由民主党・県会議並びに自由民主

党派から、「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」提出の提案があります。

それでは、前田委員より、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【前田委員】意見書の趣旨説明をさせていただきます。

お手元にお配りしている意見書（案）をご覧ください。

本意見書は、県が国に対して政府施策要望、先般やりましたけれども、この中にあたることを踏まえて、地方財政の充実・強化が県勢推進のためには、大変重要だということから、毎年、この時期に提出をさせていただいております。

基本的には今話しましたように、ここにある提案の趣旨に沿ってやっていることと併せて、必要なものを追記させていただいております。

中身の説明を少しさせていただきます。

1番から3番の項目は、基本的な事項として従前どおりの意見とさせていただいております。

それから、4番については、今般のコロナウイルス感染症対策に関する地方向け交付金の十分な財源の確保及び地方税収の減収に伴う減収補填債の対象税目になっていないので、そのことの拡大を求めて追記させていただいております。

5番から7番については、政府施策要望と同様にさせていただいております。特に、6番と7番については、新規の事項であります。

8番は、会計年度任用職員制度が始まりましたので、その財政需要についても国に対してしっかりと財源措置を求めるものであります。

9番につきましては、地方の基金残高が増加しているだけの理由をもって地方交付税の削減を行わない旨を要請しているものであります。

以上をもちまして、委員各位のご賛同を賜りますことをお願いしたいと思います。よろしく

お願いいたします。

【山口(経)委員長】ただいまが説明がありました「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」について、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】質問等がないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 1分 休憩

午後 零時 1分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派提案の「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派提案の「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で委員会の審査が終了いたしましたので、総務部関係の審査結果について整理いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 1分 休憩

午後 零時 1分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 零時 2分 休憩

午後 零時 3分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、7月1日（水曜日）の予算決算委員会における分科会長報告及び7月3日（金曜日）の本会議における委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 零時 4分 休憩

午後 零時 4分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

本日まで審査いただいた総務分科会長報告及び総務委員会委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について、協議いたしたいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 零時 5分 休憩

午後 零時 5分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 零時 6分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年6月29日

総務委員会委員長 山口 経正

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 100 号 議 案	一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分	原案可決
第 101 号 議 案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 102 号 議 案	長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第 103 号 議 案	長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	原案可決
報 告 第 20 号	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決

計 4 件（原案可決 4 件）

委 員 長 山 口 経 正

副 委 員 長 北 村 貴 寿

署 名 委 員 小 林 克 敏

署 名 委 員 山 本 啓 介

書 記 山 脇 卓

書 記 村 井 万希子

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いいたしておりますのは、

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

これは、さきの2月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめ御了承をいただいております令和元年度予算の補正を3月31日付けで専決処分させていただいたもので、その概要を御報告いたします。

警察本部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	6,805万	2千円の減
国庫支出金	1,772万	7千円の増
財産収入	3,067万	3千円の減
諸収入	1,544万	円の減
合 計	9,643万	8千円の減

歳出予算では、

警察管理費	2億	4,435万	2千円の減
警察活動費	1億	2,039万	9千円の減
災害復旧費		510万	6千円の減
合 計	3億	6,985万	7千円の減

であります。

これらは、いずれも収入額及び支出額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

歳入予算の主な内容について御説明いたします。

(使用料及び手数料について)

使用料及び手数料の減額の主なものは、

自動車保管場所申請交付手数料等 6, 7 2 9 万 2 千円の減

であります。

(国庫支出金について)

国庫支出金の増額の主なものは、

警察管理費補助金 1, 8 7 3 万 4 千円の増

であります。

(財産収入について)

財産収入の減額の主なものは、

公舎等の敷地売払収入 1, 7 3 7 万 1 千円の減

であります。

(諸収入について)

諸収入の減額の主なものは、

放置違反金 7 2 1 万 円の減

であります。

次に歳出予算の主なものについて御説明いたします。

(一般管理費について)

一般管理費につきましては、

庁費その他一般経費 7, 4 2 1 万 3 千円の減

であります。

(給与費について)

給与費につきましては、

職員の給与費及び退職手当 1 億 6 3 万 円の減

であります。

(装備費について)

装備費につきましては、

警察車両、舟艇の維持費等 1, 9 2 9 万 2 千円の減

であります。

(警察施設費について)

警察施設費につきましては、

警察施設の改修費及び維持補修費等 3, 5 5 2 万 4 千円の減

であります。

(運転免許費について)

運転免許費につきましては、

運転免許試験等に要する経費 1, 3 9 9 万 9 千円の減

であります。

(一般警察活動費について)

一般警察活動費につきましては、

一般警察活動に要する経費 5, 0 2 6 万 5 千円の減

であります。

(刑事警察費について)

刑事警察費につきましては、

犯罪の予防及び捜査に要する経費 4, 8 3 3 万 7 千円の減

であります。

(交通指導取締費について)

交通指導取締費につきましては、

交通指導取締り及び交通安全施設整備等に要する経費

2, 1 7 9 万 7 千円の減

であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けで専決処分させていただきました、

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

歳入予算で、

（目）証紙収入 1,612万 5千円

を減額いたしておりますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入が、見込みを下回ったことによるものであります。

（目）県預金利子 166万 1千円

を増額いたしておりますが、これは、歳計現金の預金利子収入が、見込みを上回ったことによるものであります。

次に、歳出予算で

（目）一般管理費 86万 9千円

を減額いたしておりますが、これは、物品の集中調達経費等の減によるものであります。

（目）会計管理費 536万 円

を減額いたしておりますが、これは、会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けで専決処分をさせていただきました。

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

(目) 委員費 9万 円

を減額いたしておりますが、これは、委員運営費の減によるものであります。

(目) 事務局費 29万 7千円

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けで専決処分させていただきました、

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

歳入予算で、

(目) 雑入 14万 6千円

を減額いたしておりますが、これは、公平委員会事務受託に伴う収入見込み額の減等によるものであります。

次に、歳出予算で、

(目) 事務局費 37万 3千円

を減額いたしておりますが、これは、事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けで専決処分させていただきました、

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

（目）委員会費 625万 4千円

を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

（目）事務局費 47万 円

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けで専決処分させていただきました、

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で

(目) 議会費 1,956万7千円

を減額いたしておりますが、これは、議会運営費等の減によるものであります。

(目) 事務局費 1,037万6千円

を減額いたしておりますが、これは、事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案 「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち
関係部分

報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち
関係部分

であります。

はじめに、第96号議案 「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、原子力緊急事態における離島地域の住民避難の円滑化に資するヘリポート整備にかかる調査に必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金 2,741万 5千円の増

合 計 2,741万 5千円の増

歳出予算は、

防災指導費 2,741万 5千円の増

合 計 2,741万 5千円の増

を計上いたしております。

次に、報告議案についてご説明いたします。

はじめに、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置すること

について、あらかじめご了承をいただいております。令和元年度予算の補正を3月31日付けで専決処分させていただいたもので、報告第3号「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	2,251万 6千円の減
-------	--------------

合 計	2,251万 6千円の減
-----	--------------

歳出予算は、

防災総務費	43万 9千円の減
-------	-----------

防災指導費	5,539万 2千円の減
-------	--------------

合 計	5,583万 1千円の減
-----	--------------

を計上いたしております。

これらは、歳入における国庫支出金、及び歳出における年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容は、原子力災害対策整備事業費2,839万 3千円の減であります。

次に、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、報告第19号「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第3号)」のうち関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳出予算は、

防災指導費	4,071万 1千円の増
-------	--------------

合 計	4,071万 1千円の増
-----	--------------

を計上いたしております。

これは、梅雨時期等の豪雨災害等に備え避難所における感染症予防・拡大防止のための必要な資機材を備蓄するものであります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 部

企画部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分
報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分
報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」
のうち関係部分であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、
関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

国庫支出金	1億 7,444万	円の増
合 計	1億 7,444万	円の増

を計上いたしております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方
創生臨時交付金等を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予
算を計上するものであります。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第
10号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置すること
についてあらかじめご了承いただいております、令和元年度予算の補正を、令和2

年3月31日付けで専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

企画部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

国庫支出金	1億 5,756万 1千円の減
寄附金	500万 円の増
合計	1億 5,256万 1千円の減

歳出予算では、

総務管理費	274万 6千円の減
企画費	3,897万 円の減
合計	4,171万 6千円の減

であります。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金は、

地方創生推進交付金	1億 4,297万 9千円の減
地籍調査費負担金	1,458万 2千円の減

であります。

寄附金は、

企業版ふるさと納税に係る寄附金	500万 円の増
-----------------	----------

であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

総務管理費の主なものは、

振興局運営費	163万 6千円の減
--------	------------

であります。

企画費の主なものは、

政策調整事業費	1, 265万 9千円の減
地籍調査費	2, 204万 8千円の減

であります。

次に、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

国庫支出金	48億	402万 2千円の増
合計	48億	402万 2千円の増

を計上いたしております。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	1億 9,753万 9千円の増
合計	1億 9,753万 9千円の増

歳出予算は、

企画費	488万 5千円の増
合計	488万 5千円の増

となっております。

この歳入予算の内容については、他部局で歳出予算を計上しております特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した事業に対応するものであり、地域づくり推進課において歳入予算を計上するものであります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

(半島振興対策費について)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理者負担金の精算による増

488万 5千円の増

を計上いたしております。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、令和元年度予算の補正を、令和2年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	1億 4,506万 4千円の減
諸収入	48万 3千円の増
合 計	1億 4,458万 1千円の減

歳出予算は、

総務管理費	50万 8千円の減
企画費	2億 7,563万 6千円の減
市町村振興費	2,760万 3千円の減
選挙費	1,083万 3千円の減
合 計	3億 1,458万 円の減

となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	1億 3,440万 4千円の減
---------------------	-----------------

であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

企画費の主なものは、

国境離島航路・航空路運賃軽減事業費	6,059万	6千円の減
-------------------	--------	-------

国境離島創業・事業拡大等支援事業費	8,847万	2千円の減
-------------------	--------	-------

であります。

市町村振興費の主なものは、

長崎縣市町財政資金貸付費	2,000万	円の減
--------------	--------	-----

住民基本台帳ネットワークシステム構築事業費	510万	3千円の減
-----------------------	------	-------

であります。

選挙費の主なものは、

参議院議員通常選挙市町村交付金	968万	1千円の減
-----------------	------	-------

であります。

以上をもちまして、地域振興部局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分

報告第11号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」

報告第15号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」

報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分

であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

繰	入	金	1億	206万	8千円の増
県		債		5,010万	円の増
合		計	1億	5,216万	8千円の増

歳出予算は、

企	画	費	1,620万	円の増
合		計	1,620万	円の増

であります。

(債務負担行為について)

令和3年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

モバイルパソコンのリースに係る令和3年度から7年度までに要する経費として、

1億 5,633万 円

を増額いたしております。

次に、報告議案について、ご説明いたします。

先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和元年度予算の補正を、令和2年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

まず、報告第3号 令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)のうち関係部分について、ご説明いたします。

これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

歳入予算は、合計で、71億 6,244万 3千円の減となっております。

このうち主なものは、

地 方 譲 与 税	12億 4,989万 9千円の減
地 方 交 付 税	4億 1,978万 7千円の増
繰 入 金	41億 5,624万 1千円の減
諸 収 入	2億 2,598万 3千円の増
県 債	22億 3,220万 円の減

であります。

歳出予算は、合計で、24億 9,189万 3千円の減

となっております。

このうち主なものは、

総務管理費	3億	413万	3千円の減
公債費	20億	3,172万	8千円の減
配当割交付金		7,625万	円の増
株式等譲渡所得割交付金	1億	1,222万	9千円の減

であります。

この補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(非常勤職員給与費等について)

非常勤職員の委嘱等に要する経費の減
6,565万 2千円
を計上いたしております。

(国庫支出金等返還金について)

国庫支出金等返還金の減
5,500万 円
を計上いたしております。

(元利償還金について)

県債元利償還金の実績見込みの減
20億 542万 3千円
を計上いたしております。

(配当割交付金について)

県民税配当割の市町に対する交付金の増
7,625万 円
を計上いたしております。

(株式等譲渡所得割交付金について)

県民税株式等譲渡所得割の市町に対する交付金の減

1億 1,222万 9千円

を計上いたしております。

次に、報告第11号 令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額の確定に伴い、

歳入予算は、

諸	収	入	2,736万 3千円の減
合		計	2,736万 3千円の減

歳出予算は、

庁	用	管	理	費	726万 円の減
文	書	管	理	費	2,010万 3千円の減
合				計	2,736万 3千円の減

となっております。

この補正予算の主なものは、文書集中收受発送費の減

2,010万 3千円

であります。

次に、報告第15号 令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

歳入予算は、

財	産	収	入	1千円の増
県			債	20億 円の増

合	計	20億	1千円の増
歳出予算は、			
公	債	費	20億
合	計	20億	1千円の増

となっております。

この補正予算は、借換債の増であります。

次に、報告第19号 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

歳入予算は、

繰	入	金	250万	8千円の増
合		計	250万	8千円の増

となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料
(追加1)

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 警察本部 1 頁 4 行目の次に、次のとおり挿入】

第 1 0 8 号議案 令和 2 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）のうち関係部分

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 警察本部 4 頁 1 行目の次に、次のとおり挿入】

次に、第 1 0 8 号議案「令和 2 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の補正予算に迅速に対処し、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止対策や当該感染症による県民生活・地域経済への影響を最小化するための緊急的な対策を実施するため必要な予算を追加しようとするものであります。

警察本部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

国 庫 支 出 金	7 3 万 6 千円の増
-----------	--------------

歳出予算では、

警 察 活 動 費	2, 9 1 2 万 4 千円の増
-----------	-------------------

となっております。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に必要な活動用資機材、消耗品の整備経費

2, 9 1 2 万 4 千円の増

であります。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料
(追加1)

企 画 部

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画部の1ページ3行目から7行目を削除し、次のとおり挿入】

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分

報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」
のうち関係部分

であります。

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画部の1ページ16行目の次に、
次のとおり挿入】

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

国庫支出金	27億 7,216万 8千円の増
-------	------------------

合 計	27億 7,216万 8千円の増
-----	------------------

を計上いたしております。

これは、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料
(追加1)

地 域 振 興 部

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 地域振興部の1頁3行目から6行目を削除し、次のとおり挿入】

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分

であります。

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 地域振興部の2頁3行目の次に、次のとおり挿入】

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

企 画 費	11億 5,043万 5千円の増
合 計	11億 5,043万 5千円の増

となっております。

（地域振興対策費について）

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、都市部を中心に導入が進むリモートワークの県内受入態勢づくりを推進するための経費や、地方回帰の機運が高まると見込まれる都市部の新たな移住希望者層に対するプロモーション経費

6,043万 5千円の増

を計上いたしております。

(交通企画費について)

地域公共交通事業者が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じながら事業を継続できるよう支援するための経費 8億 1,150万 円の増を計上いたしております。

(航空対策費について)

新型コロナウイルス感染症の影響により運休・減便している県内空港発着の国内定期航空路線を早急に回復させるため、各航空会社等が行う利用促進及び感染拡大防止対策に要する経費や新型コロナウイルス感染症の影響が大きい離島航空路線の安定化に要する経費 2億 7,850万 円の増を計上いたしております。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料
(追加1)

総 務 部

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 総務部の1項3行目から12行目を削除し、次のとおり挿入】

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分

報告第11号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」

報告第15号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」

報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分

であります。

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 総務部の2項5行目の次に、次のとおり挿入】

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

繰	入	金	113万 2千円の増
合		計	113万 2千円の増

となっております。

令和2年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第100号議案 「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の関連部分について
であります。

この条例は、警察職員が、新型コロナウイルスに感染するおそれがある警察業務に従事した場合において、その困難性、危険性等を考慮し手当を支給することができるよう特殊勤務手当を措置しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、損害賠償事案1件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました6件の合計109万5,786円を支払うため、5月28日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

損害賠償事案につきましては、長崎県公安委員会設置にかかる歩行者用道路の交通規制標識柱が腐食して倒壊し、道路横の駐車場に駐車していた普通自動車に接触して損壊させた事案になります。

この損害賠償金22万円は、全額保険から支払われることになっております。

標識柱などの交通安全施設につきましては、警察本部と各警察署が連携のもとに老朽化した標識柱などの把握に努め、倒壊の危険性がある場合は緊急的な工事を実施するなどの対応をしております。

事案の発生後、各警察署に対して、交通安全施設の点検の強化を指示するとともに、腐食標識を発見するための点検ポイントを記載した教養資料についても配布し、再発

防止に取り組んでおります。

また、公用車による交通事故を減少させるため、春の異動により不慣れな車両を運転することになった職員に対する運転技術向上を目的とした訓練のほか、各所属に指定している安全運転指導員による若手職員に対する同乗指導を実施するなど、再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

(犯罪の一般概況について)

令和2年1月から4月末までの県内の刑法犯認知件数は

1,007件で、前年同期と比較しますと132件、11.6パーセント減少しております。

人口10万人当たりで換算した場合の刑法犯認知件数は75.9件で低い方から全国第2位、検挙率につきましては65.2パーセントで高い方から全国第7位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、刑法犯認知件数は戦後最少を更新した前年を更に下回るなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところであります。

引き続き、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく3^{さん}ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、自治体等の関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には続発防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施

し、検挙の徹底を図ってまいります。

(ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について)

令和2年1月から4月末までの県内のストーカー事案の認知件数は66件で、前年同期と比較しますと1件減少しております。

認知した事案の措置に関しては、ストーカー規制法違反の検挙が8件、同法に基づく禁止命令が12件、禁止命令の延長処分が1件、脅迫等他法令による検挙が6件となっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は142件で、前年同期と比較しますと42件増加しております。

認知した事案の措置に関しては、暴行・傷害等他法令による検挙が12件となっております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、本年4月1日付けで、生活安全部に人身安全対策課を新設し、24時間、専門的知識を持つ担当者を常駐させ、警察署への支援に当たるなど、体制の強化を図ったところであります。今後も引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先としつつ、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

(特殊詐欺の被害防止対策について)

令和2年1月から4月末までの県内の特殊詐欺の認知件数は6件、被害総額が約1,578万円で、前年同期と比較しますと認知件数は5件の減少、被害総額は約1億3,779万円の減少となっております。

認知件数、被害総額ともに減少しておりますが、親族・警察官等をかたった不審電話や架空料金請求のメールやはがきなど特殊詐欺の予兆事案と認められる事案が頻発

しており、特殊詐欺を巡る情勢は依然として厳しい状況にありますので、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しております。

被害防止対策としましては、多種多様な特殊詐欺の手口、発生状況等について分析を加えた上、「被疑者からの電話がつながりにくい環境づくりの推進」、「予防に資する広報啓発活動」、「金融機関等における対策の推進」を柱とする各種施策を積極的に推進しているところであります。

特に、本年は新型コロナウイルス感染症に関連した事案の発生が懸念されるところであります。

現在まで県内における被害の届出はありませんが、給付金の手続名目で預金通帳を預かろうとした不審人物の訪問についての相談が寄せられるなど、特殊詐欺の予兆と考えられる事案が確認されておりますので、予兆事案を含めた事案認知時におけるタイムリーな広報活動と情報発信により被害の未然防止に努めてまいります。

今後も、特殊詐欺の撲滅に向け、官民一体となってこれらの対策を強力に推進してまいります。

(暴力団対策について)

県内の暴力団勢力は、令和元年12月末現在、指定暴力団傘下組織など11組織と約190人の暴力団員等を把握しております。

全国的には、六代目山口組、神戸山口組、^{きずなかい}絆會（旧任侠山口組）に分裂した山口組三団体の対立に起因する発砲事件等が続いており、予断を許さない状況であります。

こうした情勢において、令和2年1月から4月末までの県内の暴力団員等の検挙人員は17人で、前年同期と比較しますと2人の増加となっております。

今後も引き続き、各種違法行為の徹底した取締りに加えて、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

一方、薬物事犯の検挙につきましては、令和2年1月から4月末までに、覚醒剤事犯で10人、大麻事犯で7人を検挙し、薬物事犯全体で17人を検挙しております。

今後も関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進するとともに、覚醒剤や大麻などの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

(少年非行の概況について)

令和2年1月から4月末までに、県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は47人で、前年同期と比較しますと18人の減少、長崎県少年保護育成条例違反等の特別法犯少年は7人で、前年同期と比較しますと7人の減少となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は601人で、前年同期と比較しますと80人の増加となっております。

刑法犯少年については、統計が残る昭和26年以降、最少となった前年を更に下回り、県下的にみて少年非行が減少傾向にあることがうかがえます。

県警では、少年サポートセンターを中心に、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者にと積極的に連絡をとり、指導・助言や、少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、繁華街等における街頭補導活動、少年の規範意識向上を目的として、年齢や学年に応じた非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

令和2年1月から4月末までの県内の生活経済事犯の検挙件数は21件、検挙人員が23人であり、前年同期と比較しますと件数は10件の減少、人員は12人の

減少となっております。

引き続き、県民生活に直結した悪質な事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

(サイバー犯罪の取締り状況について)

令和2年1月から4月末までの県内のサイバー犯罪の検挙件数は12件、検挙人員が11人であり、前年同期と比較しますと件数は5件の減少、人員は1人の減少となっております。

サイバー犯罪に対する県民の不安と取締りに対する期待は大きく、今後もその取締りを推進するとともに、産学官の関係機関との連携を強化して、被害の未然防止に努めてまいります。

(交通事故の発生状況について)

令和2年1月から4月末までの県内の交通事故は、発生件数が1,041件、死者数が14人、負傷者数が1,292人で、前年同期と比較しますと、発生件数及び負傷者数は減少しましたが、死者数については4人増加しました。

交通死亡事故の主な特徴点としては、

- 高齢者の死者数は12人で、昨年同期と比べて8人増加していること
- 歩行者の死者数は7人で、昨年同期と比べて2人増加し、その内道路横断中の死者数が6人であること

等が挙げられます。

このような情勢を踏まえ、交通死亡事故を抑止するため、「高齢者の交通事故抑止対策」、「横断歩行者の交通事故抑止対策」を重点として、

- 交通指導取締りや交通監視などの街頭活動

○ 交通安全教育資機材を活用した交通安全指導

○ 自治体や関係機関・団体等と連携した広報啓発活動

等を引き続き推進してまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる警察本部関係の具体的項目に関しその主な取組内容として「警察署における運転免許証即日交付拡大の検討」について御説明いたします。

運転免許証の更新などの申請に来られた方が、申請されたその日のうちに新しい運転免許証を受け取ることができる「運転免許証の即日交付事業」につきましては、令和元年度までは、運転免許試験場、西海警察署、南島原警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署の8か所において運用していましたが、令和2年4月1日からは、長崎警察署に長崎運転免許センターを併設し、全9か所で運用しているところであります。

今年度は、同施設の利用状況を見ながら、効果的運用について検討してまいりたいと考えております。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少、Society5.0の実現といった社会の変化、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として

策定し、今後の警察運営の考え方を県民の皆様にはわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、警察本部は、主に「安全安心で快適な地域を創る」の戦略に関連しており、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会の御意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる出納局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

出納局におきましては、「内部管理業務の見直し」について、システムの改修を行うことで、これまで出力された帳票でしか行えなかった過去年度データの参照をシステム上で行えるようにし、前年度実績確認や決算見込みで生じる確認・集計の手間を削減するなど、会計事務にかかる作業の省力化・効率化を図りました。

今年度も引き続き職員からの要望や提案をもとに検討を行い、改善等に取り組んでまいります。

また、今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(住民監査請求について)

本年3月3日、五島市在住者が代表を務める団体から監査委員に対して住民監査請求がなされました。

その内容は、中村和弥県議会議員の平成30年度政務活動費のうち事務所費に充てられた96万円について、事務所としての使用実態がなく、また、事務所の賃借料が実際に支払われているのか疑いがあるにもかかわらず、議会事務局の收支報告書精査業務の怠慢などにより違法に公金が支出されているとして、知事及び議会事務局に対し、県がこうむった損害額を当該議員に返還させる措置を求めるものでありました。

監査の結果、当該議員が政務活動費(事務所費)に充当した月8万円の賃借料について、実際は4万円しか支払われていなかったことが判明したため、支出のなかった月4万円、年間合計48万円は違法な公金の支出であることが明白であり返還を免れず、また、残りの48万円についても、議会事務局の現地調査により、ベッドが置かれている部屋があるなど政務活動専用の事務所としては認めがたい実態が把握されたため、使用実態、面積等により按分することが妥当であると判断しておりました。

しかしながら、請求人への結果通知前に、当該議員から議会事務局に対し、政務活動費(事務所費)を充当しないものとする過去5年分の修正報告が行われ、それに基づく政務活動費の一部返還がなされたことから、請求人が求めていた不正受給分の返還請求については、既にその目的を達したものとして、棄却いたしました。

なお、以上の監査結果については、議会事務局に対して、議長と協議の上、あらためて政務活動費の審査方法について検討を求めるとの意見を付記したうえで、5月7日付けで請求人に通知いたしました。

(監査計画の策定について)

本年度の監査実施に当たっては、年度初めの監査委員会議において「令和2年度監査計画」を定めております。

監査計画は、平成29年の地方自治法改正に基づき策定され本年4月1日から施行された本県の監査基準において、監査等を効率的かつ効果的に実施することが出来るよう、毎年度、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めることとされているものであります。

監査等に際しては、本年度から知事部局において導入される内部統制制度の実施状況も確認しながら、県の事務や事業について、合规性、正確性、経済性などの観点からの検証に努め、監査の結果が実効あるものとして事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正・改善の取組状況などを継続的にフォローアップし、監査の実効性を確保するとともに、監査結果等については、監査事務局のホームページに掲載するなど、県民にわかりやすく公表することとしております。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(令和2年度県職員採用試験について)

今年度の大学卒業程度試験については、「行政」、「行政(特別枠)」、「教育事務」、「警察事務」、「水産」、「農業」、「畜産」、「林業」、「農業土木」、「土木」、「建築」及び「社会福祉」の12試験職種の各1次試験を6月28日に、また、2次試験を7月中旬から8月上旬にかけて実施することとしており、最終合格者の発表を8月下旬に予定しております。

また、併せて、「行政(民間企業等職務経験者)」、「社会福祉(民間企業等職務経験者)」、「土木(民間企業等職務経験者)」及び「行政(海外活動等経験者)」の選考試験も実施する予定であり、1次試験は大学卒業程度と同じ6月28日に、2次試験を7月下旬に実施し、最終合格者の発表を8月下旬に予定しております。

さらに、警察官I類(男性・女性)[第1回]の1次試験を7月12日に、2次試験を8月中旬から9月上旬にかけて実施し、最終合格者の発表を9月中旬に予定しております。

このほか、短大卒業程度、高校卒業程度、警察官I類(男性・女性)[第2回]及び警察官III類(男性・女性)の各試験を9月から11月にかけて実施することとしております。

なお、これらの採用試験の日程につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期の可能性があります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

今年度において、現在までに取り扱いました調整事件は3件で、打切りにより1件が終結しており、現在調整中の事件は2件であります。

(審査事件について)

今年度において、現在までに取り扱いました不当労働行為事件は3件で、現在審査中であります。

(個別的労使紛争について)

今年度において、新たな申出はなく、現在調整中の事件はありません。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

令和2年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

本年3月13日に、長崎県新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されて以降、危機管理監においては、長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ県の業務継続計画（BCP）を策定するとともに、電気、ガス、通信等のライフライン事業者に対する業務継続を依頼するほか、自然災害発生時の避難所における感染症対策について、市町へ避難所開設・運営チェックリストを提示し、説明会等を行なっております。

また、4月3日には、壱岐市で発症した重篤患者を本土医療機関で治療するため、県・市、自衛隊、消防、医療関係者が連携し、海上自衛隊第22航空群に要請し急患搬送を行ったほか、市町消防においては、保健所を支援し、12件の陽性患者に加え、感染が疑われる傷病者を搬送しております。

さらに、市町消防に対して、患者数が増加した場合の医療需要に対応できるよう、県内の入院医療提供体制の整備のための患者の転院搬送について協力を要請するとともに、救急医療関係者と協議のうえ患者搬送に係る救急隊員の留意事項を示し、感染予防対策の徹底を図ってまいりました。

今後とも、県民の生命や財産を守るため、新型コロナウイルス感染症対策に力を注いでまいります。

(外国籍クルーズ船における感染症対策に伴う自衛隊への災害派遣要請について)

4月20日に集団感染が確認された外国籍クルーズ船については、二次感染予防のため速やかな検体採取が必要であるものの、県内の医療体制では対応が困難であるとの判断のもと、4月22日に陸上自衛隊第4師団長に対し、検体採取についての災害派遣要請を行なったほか、4月25日には船外医療支援、4月29日には医療器材等

支援としてのCT診断車派遣について災害派遣要請を行い、5月14日の派遣終了までの間、延べ477名派遣いただき、船内の蔓延防止に多大なご貢献をいただきました。

当該クルーズ船は、5月31日に長崎港を出港したところですが、今後とも迅速・的確な対応ができるよう、関係機関との連携を深め、危機管理体制の充実強化を図ってまいります。

(感染症対策に伴う各種行事等の対応について)

6月6日に佐世保市で開催を予定しておりました長崎県消防団大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止としましたが、例年、同消防大会で実施しておりました消防団協力事業所などの表彰式につきましては、6月8日、長崎市において、感染防止対策を講じたうえで開催いたしました。

また、6月8日に開催を予定しておりました、長崎県防災会議は、書面開催を行い、県災害対策本部設置基準、避難所における感染症対策等の改定について承認いただいたほか、本県における災害時における安否不明者等の氏名公表の考え方について報告しております。

なお、5月24日及び8月2日に開催を予定しておりました、長崎県総合防災訓練及び長崎県消防ポンプ操法大会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止することといたしました。

今後予定されている訓練や会議等につきましては、国や県の対処方針に基づき、関係機関と協議を行いながら、感染防止対策を講じたうえで実施してまいりたいと考えております。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃に

かけて予測される人口減少や Society5.0 の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、危機管理監は、主に「安全安心で快適な地域を創る」の戦略に関連する事業群が含まれております。

「安全安心で快適な地域を創る」においては、総合的な防災・危機管理体制の構築や各種災害を想定した防災訓練、原子力防災対策・広域的避難対策の推進、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

企 画 部

企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、厳しい状況が続いている人口減少や、これから2040年頃にかけて予測される様々な課題、Society5.0の実現といった社会の変化、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、企画部は、主に「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」と「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、県民と共に取り組むSDGsの推進、Society5.0実現に向けた推進体制の構築などの施策を進めてまいります。また、「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、特定複合観光施設（IR）区域の整備や、新幹線開業等を見据えた大村湾周辺地域の活性化などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、県内各地において進んでいる様々なプロジェクトをわかりやすくお示するとともに、相互に連携を図り、相乗効果を発揮させることを目的として、県内の各プロジェクトを総合的に取りまとめた「長崎県の近未来像～ながさきレポリューション4.0～」を作成したところであります。

この近未来像を多方面に発信することで、企業誘致や観光産業の活性化など、幅広い分野において民間投資の呼び込みにつなげていくとともに、県民の皆様には、将来への夢や希望を感じていただきたいと考えており、次期総合計画にも要素を盛り込むこととしております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら

ら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について)

IR区域の整備については、区域整備計画の認定に関する基本的事項等を定める国の基本方針の策定・公表が待たれるところであります。

このような中、県としては、この夏にもIR事業者の公募・選定に着手することとしておりますが、具体的な公募開始時期については、国の動向や新型コロナウイルス感染症の収束状況等の社会情勢を十分見極めながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

(Society5.0の実現に向けて)

人口減少や高齢化が進行する中、いわゆる「アフターコロナのニューノーマル（新常态）」を見据えた展開を考えると、人の力のみにも頼ることなく、社会のデジタル化の流れをしっかりと取り込み、生活者の視点、事業者の視点に立ったICTの利活用による地域課題の解決や産業振興につなげていく必要があります。

このため、県におきましては、今年度からAI、IoT、ビッグデータなどの先端技術を活用し、地域課題の解決や新産業・新サービスの創出、地域振興を図るSociety5.0の実現に向けた取組を推進していくこととしております。

また、その推進組織として産学官金連携による「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム（仮称）」を設立し、情報通信基盤の充実、新たな時代に対応するサービスの提供や地域課題の解決、県内産業の育成・強化、県民の意識啓発などを推進し、本県におけるSociety5.0の実現を目指してまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる企画部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「市町との役割分担と連携の推進」につきましては、平成30年度から統轄監の下で、県の関係職員で構成する「市町人口減少対策支援チーム」を市町ごとに編成し、市町との意見交換を通じ、共通課題や各地域の実情に応じた事業の構築を市町と共に推進してまいりました。今年度も引き続き、各市町の取組を支援すると共に、人口減少に歯止めをかけるための事業構築を支援してまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した2件につき、損害賠償金合計68万2,630円を支払うため、去る6月10日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(U I ターンの推進等について)

U I ターンの推進については、ながさき移住サポートセンターを核に、県内市町と一体となり、移住の検討段階から地域への定着まで、移住者の視点に立ったきめ細かな支援に取り組んでいるところであります。昨年度においては、都市部での移住相談会や相談窓口の充実を図るとともに、SNSによる情報発信の強化等にも努めてきた結果、令和元年度の実績については、移住相談件数が前年度の約1.2倍となる8,807人、また相談窓口を介した移住者数は、前年度の約1.3倍となる1,479人となりました。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、地方移住の機運が高まり、特にUターン希望者の増加が期待されることから、今年度は、情報発信を一層強化することとし、お盆や年末年始の帰省時期を捉えた集中的な情報発信や、移住専用ホームページ「ながさき移住ナビ」のリニューアルを実施するとともに、関係部局の就業支援策とも連携し、移住希望者向けの求人情報の充実等にも取り組み、移住者のさらなる拡大につなげてまいりたいと考えております。

さらに、都市部企業等において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた事業継続リスク分散等の観点からリモートワークやワーケーションの流れが加速している状況も踏まえ、本県へのワーケーション等の誘致に向けて、県内の受入市町・施設や支援策等に関する一元的な情報発信・窓口機能の整備など、県内市町とも連携しながら、県

内のリモートワーク等受入態勢づくりを積極的に推進してまいります。

(過疎対策について)

過疎対策については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効が令和3年3月末に迫る中、昨年度から、政府施策要望の重点項目として「新たな過疎対策法の制定等について」を掲げ、県過疎地域自立促進協議会とも一体となり、要望活動を展開してまいりました。

市町村合併を積極的に推進してきた本県としては、特に市町村合併に係る特例制度である「みなし過疎」「一部過疎」の堅持に力を入れており、昨年12月には、県議会のお力添えもいただき、関係3市と合同で関係国会議員等に対する要望活動を行ったほか、3月末には、本県の雲仙市を含む、九州のみなし過疎団体による「みなし過疎の堅持」に向けた要望書の送付も実現したところであります。

こうした中、去る4月17日に、国が設置する過疎問題懇談会において、新たな過疎対策の理念や施策の視点、対象地域のあり方等に関する提言が取りまとめられ、公表されました。

提言においては、「過疎地域の持続的発展」が新たな理念に位置付けられるほか、過疎地域の要件として現行法と同様に人口要件及び財政力要件が適当とされ、合併市町村については、財政力に留意しつつ人口減少が著しい旧市町村単位での取組を支援する仕組みも検討する必要がある、とされたところであります。

今後、国において具体的な要件等を決めていく段階に入ってくるため、県としては、今年度前半が重要な時期と捉え、特例制度の堅持や、現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本に、関係市町とも一体となり、国や国会議員等に対する働き掛けを強めてまいりたいと考えております。

(国境離島地域の振興について)

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法施行以降、市町と一体となって、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路運賃の低廉化や滞在型観光の促進などに積極的に取り組んでまいりました。

法施行から3年が経過したところでありますが、人口の社会減については、計画を上回る実績で推移しており、これまでの有人国境離島法関連施策の成果が着実に現れてきているものと考えております。

特に人口減少対策として重要な雇用機会拡充事業については、法施行からの3年間において、850人を超える新たな雇用の場が創出されるとともに、昨年度の県外からの移住者も、平成28年度の約4倍となる486人に増えるなど、社会減を改善するうえでの大きな原動力となっております。

本年度においても、雇用機会拡充事業の各市町による第1回目の事業採択により、142人の雇用が見込まれておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響は、国境離島地域においても、観光産業を中心に各分野に及んでいるところであります。

そのため、国の緊急経済対策補正予算を積極的に活用し、昨年度までに雇用機会拡充事業に取り組まれた事業者に対して、雇用を継続するために必要な経営基盤の維持への支援を実施することとしております。

今後とも、雇用の継続的な拡大を図るため、新たな事業者の掘り起こしや、必要となる人材の確保などに努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策として新設された国の制度を活用しながら雇用の継続を支援するなど、引き続き、国の関連施策を最大限に活用し、関係市町と一体となって、国境離島地域のさらなる活性化に向けた施策を推進してまいります。

(県庁舎の跡地活用について)

県庁舎の跡地活用については、昨年度実施した埋蔵文化財調査の結果に対する専門家からの意見等を踏まえ、さらに詳細な調査を実施するとともに、文化芸術ホールが長崎市庁舎跡地での整備へと見直しとなり、活用策のさらなる検討を進めております。

具体的には、埋蔵文化財調査については、去る5月19日より、教育委員会において、昨年度の調査で江戸時代の石垣や町屋の遺構の一部が確認された旧県庁南側付近の詳細な調査に着手したところであり、10月末までの予定で遺構等の状況を確認することとしております。

また、活用策の検討については、新型コロナウイルス感染症により関係者との接触

が制限される中、現在進めている基本構想策定支援業務の委託事業者と連携し、テレビ会議などにより専門家等へのヒアリングを進め、この地が歴史的にも多様な交流による新たな創造の場であったことに着目した活用策の検討など、コンセプトや整備すべき機能等について様々なご意見をいただいております。こうしたご意見も踏まえ、これまで県議会等において賑わい創出や交流人口の拡大につながるものとしてご議論いただいていた「広場」や「交流・おもてなしの空間」の具体的な機能や、県警本部跡地や第三別館の活用を含め、一層の交流拡大等につなげるため、新たにどのような機能を付加することができるかについて検討を深めております。

今後とも、埋蔵文化財調査の状況や、県議会をはじめ関係者の皆様などからのご意見等を踏まえながら、基本構想の策定作業を進め、歴史を活かし、賑わいの創出につながるような活用策を検討してまいります。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、今議会に素案骨子をお示ししておりますが、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げております。

このうち、地域振興部は、主に戦略1-2「移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する」、戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」、戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」の3つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する」においては、ながさき暮らしUIターン対策の推進や、関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地域住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進や、市町の行財政基盤の強化に取り組んでまいります。

また、「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、九州新幹線西九州ルート of 整備と開業効果の拡大、県庁舎跡地整備の推進、しまや半島など地域活性化の推進などの施策に取り組んでまいります。

さらに、各地域の特色ある地域資源や特性を活かした地域主体の地域づくりを進め、地域活性化につなげるため、県内7つの地域区分について、地域の特徴的な取組の方向性を示す地域別計画を策定することとしております。策定にあたっては、市町との連携を重視し、新幹線開業やI R誘致など、各地域の未来が大きく変わる新たな動きについても盛り込むこととしており、特色ある地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる地域振興部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「市町との役割分担と連携の推進」につきましても、県と市町それぞれの地域課題や現状について相互理解を深め、これまで以上に連携して各種政策を進めるため、知事と市町長が直接協議を行う「長崎！県市町スクラムミーティング」を実施し、連携が必要な取組について意見交換を行いました。

また、人口減少社会においても、県と市町ともに行政サービスを安定的に提供し続けることを目指し、将来の行政運営の面で生じる様々な課題に関する調査・研究・議論を行う「人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会」を設置し、人口減少社会を見据えた課題の共有などを行いました。

さらに、県及び市町職員の双方の人材育成の観点から、幅広い分野において市町との相互人事交流を実施しました。

引き続き、多様化・高度化する行政需要に対応した効果的な政策の企画・推進、人材の育成等のため、市町との連携を一層強化してまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第100号議案 「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

第101号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

第102号議案 長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

第103号議案 長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

報告第20号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」

であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第100号議案 「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

この条例は、国において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、職員が厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されない業務に当たった場合の防疫等作業手当の特例が措置されたことから、本県においても、同様に特例を措置しようとするものであります。

第101号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第102号議案 長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

この条例は、審議事項である土地の提示平均価額について、固定資産評価基準の見直しにより、毎年度算定から3年に1度の算定となったことに伴い、審議会の開催も3年に1度となることから委員の任期を現行2年から3年に延長しようとするものであります。

第103号議案 長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

この条例は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、政府の自粛要請により中止されたイベント等のチケット払戻請求権を放棄した納税者に対する県民税の寄附金控除の適用と、自動車税環境性能割の税率軽減について半年間延長を措置する他、都市再生緊急整備地域における不動産取得税の課税標準の特例並びに県税の課税免除及び不均一課税に係る申請主義を定めるため、所要の改正をするものであります。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第20号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」

この条例は、令和2年度税制改正の内容のうち、発電事業及び小売電気事業に対する法人事業税の課税方式の変更に伴う税率の新設や国体ゴルフ競技公式練習に対する

ゴルフ場利用税の非課税措置など令和2年4月1日から施行すべきものについて、所要の改正をしたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、総務部は、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」の戦略に関連する事業群が含まれております。

この、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、行政手続きのオンライン化やAI・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を活用した業務効率化など、スマート自治体の実現に向けた行政におけるデジタル化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(行財政改革の取組について)

平成28年3月に策定した「長崎県行財政改革推進プラン」については、目標の達

成に向けて鋭意取り組んでいるところですが、令和元年度の取組状況を取りまとめましたのでご報告します。

令和2年4月現在の全体的な進捗状況としては、具体的な63の取組項目のうち、最終的な目標を達成した項目は3項目となっておりますが、その他の項目についても、全体の約9割にあたる54項目は順調に推移しており、目標の達成に向けて着実に見直しを推進しております。

特に、数値目標を掲げて取り組むこととしております収支改善と職員数削減については、収支改善効果額が平成28年度から令和元年度までの目標額約257億円に対し約352億円、知事部局等の職員削減数が5年間の目標100人に対し115人となっております。

また、総務部関係の実績としては、平成28年7月から取り組んでいる「長崎県庁働き方改革」において、庁内業務のICT化を推進するため、RPAの運用を2業務で開始したほか、AI会議録音声システムについても、本庁を対象に試行するなど、さらなる働き方改革の推進に取り組みました。

さらに、歳入面についても、令和元年度の県税徴収率は、平成に入ってから過去最高であった平成30年度の実績98.8%と同程度の高水準となることが見込まれるほか、ふるさと納税について、返礼品の充実や寄附受付サイトの増設などにより、寄附額が平成30年度の約2倍、1億5千万円となるなど、歳入の確保にも積極的に取り組みました。

現在の行財政改革推進プランは今年度が最終年度であり、プランの達成に向けて一層の取組を進めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一方で、人口減少の進行やICT技術の進展、新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着など、本県を取り巻く社会情勢は引き続き大きく変化しています。

このような変化に対応しながら、厳しい財政状況の中でも、長崎県次期総合計画や「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進していくためには、限られた資源やICTなどの新たな技術を有効活用するとともに、職員の能力向上や多様な主体や人材がその能力を発揮できる環境づくりを進めていく必要があると考えております。

このため、令和3年度以降推進する新たな行財政改革に関する計画を策定することとしており、策定に当たっては、庁内検討会議を設置するとともに、民間有識者等のご意見もお聞きしながら、新たな時代を見据えた持続可能な行財政運営や人材育成、多様な主体との連携など幅広い観点から議論を進めてまいります。

今後、県議会のご意見を十分に踏まえながら、新たな行財政改革に関する計画の策定に取り組んでまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

【令和2年6月定例県議会 総務委員会関係議案説明資料 危機管理監 2頁22行目の次に、
次のとおり挿入】

(長崎縣市町消防広域化推進計画の再策定について)

「長崎縣市町消防広域化推進計画」につきましては、3月定例会の本委員会におきまして、ご説明を行い、ご意見をいただいたあとに、4月16日から5月31日までの間、県民の皆様から広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果、8件のご意見が寄せられました。

その内容は、消防体制の維持強化に向け、離島などの消防体制の再編を進めることや消防団、自治会などとの協力関係の強化などについてのご意見であり、いずれも計画に基づき、今後、検討する内容に関するもので、計画案を修正すべきと考えられるものはなく、去る6月16日に計画を再策定したところであります。

人口減少が進む本県におきましては、離島の消防本部をはじめとして、さらに人口減少が進むことが予測されていることから、将来に向け、消防力を維持していくために、県と市町で、共同して調査研究、協議を行っていくことが必要であると考えております。

このため、まず、この計画に基づき、離島の消防体制の維持強化に向けて、人口減少や災害の激甚化などの離島の消防体制への影響、現体制における体制強化の方法と効果、離島と本土との広域化の有効性などについて、調査研究を行います。

また、本土地域の消防体制の強化に向け、県北地域、県南地域における地域的な将来に向けた課題などについて調査研究や意見交換を進めてまいります。

さらに、消防指令センターの共同整備や#7119（救急安心センター事業）などの消防業務の市町消防間の連携協力についても検討を行います。

これらの調査研究や意見交換の結果について、あらためて、長崎縣市町消防広域化推進協議会において協議を行い、本県消防体制の維持強化を図ってまいります。

令和2年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

地 域 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 地域振興部の3頁19行目の次に、次のとおり挿入】

(九州新幹線西九州ルート of 整備促進について)

九州新幹線西九州ルートについては、昨年12月の国土交通大臣と佐賀県知事との会談において、新鳥栖～武雄温泉間の整備にかかる協議のあり方について、事務的な確認を行うことで意見が一致したことを受け、国土交通省と佐賀県との間で調整が続けられてまいりました。

このような中、去る6月5日、佐賀県庁で国土交通省幹線鉄道課長と佐賀県地域交流部長との間で協議のあり方に関する確認作業が行われたものの、両者の考えが平行線であったため、佐賀県からの提案により、事務的な確認作業から協議の場に移行して議論が開始されたところであります。

県としては、国土交通省と佐賀県の協議の状況を注視するとともに、今後、必要な際には、本県の考え方をしっかりとお示しし、議論の進展に努め、全線フル規格による整備の実現に向けて積極的に対応してまいります。

また、JR長崎本線肥前山口～諫早間の上下分離につきましては、去る4月1日に佐賀県と「共同作業所」を鹿島市に開所し、長崎県、佐賀県及びJR九州の三者で、令和4年度の上下分離の実施に向けて準備作業を進めているところであります。

去る6月10日に、JR九州に対し、上下分離後の維持管理経費について、当時想定していた額から大幅な増嵩が見込まれるため、安全運行の確保を前提としたうえで、経費の節減に向けて取り組んでいただくよう要望を行いました。JR九州からは、上下分離に伴い肥前山口～諫早間の鉄道施設の譲渡にあたり行う事前の修繕について、維持管理経費の低減にも配慮しつつ、修繕内容の精査を含め実施していただく等の回答をいただきました。

今後とも、令和4年度の上下分離の円滑な実施に向けて、佐賀県及びJR九州との協議・調整を重ねてまいります。

令和2年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加2）

地 域 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料（追加1） 地域振興部の1頁12行目から14行目までを削除し、次のとおり挿入】

また、6月16日には、国土交通省から佐賀県に対し、5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手続きの実施について提案されております。

国土交通省におかれては、本提案を、腰を据えて「幅広い協議」を行うことが可能となる案とされており、県としては、こうした提案も含めて、今後、協議が積み重ねられ、議論が進展していくことを期待していくとともに、必要な際には、本県の考え方をしっかりとお示しし、議論の進展に努め、全線フル規格による整備の実現に向けて積極的に対応してまいります。

